

秋田城跡調査事務所年報2003

# 秋田城跡

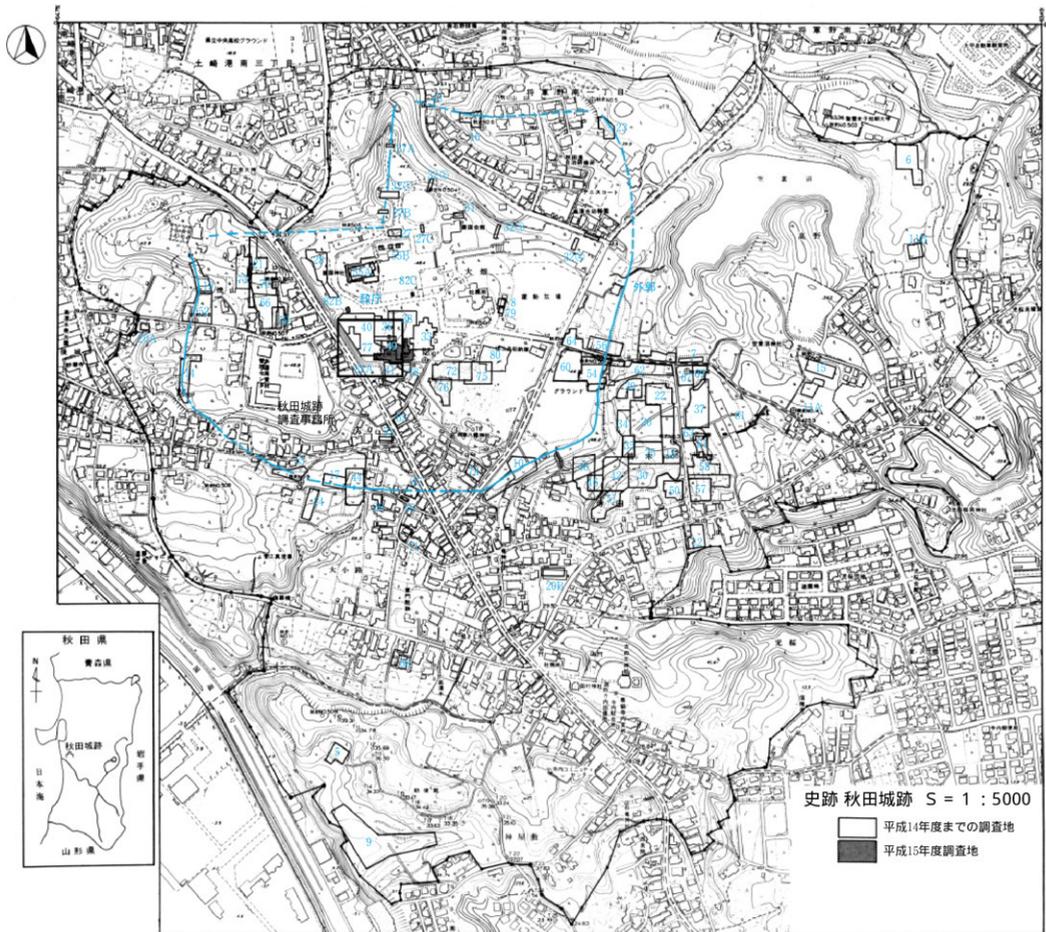


秋田市教育委員会  
秋田城跡調査事務所

秋田城跡調査事務所年報 2003

# 秋 田 城 跡

秋 田 市 教 育 委 員 会  
秋 田 城 跡 調 査 事 務 所



第1図 秋田城発掘調査位置図

秋田市教育委員会

## 序 文

平成15年度秋田城跡発掘調査は、鶴ノ木地区東部の第81次調査と、政庁内南東の一画にあたる第82次調査の2箇所を対象に実施しました。

調査の結果、第82次調査で政庁を構成する主要建物の東脇殿が発見され、奈良時代から平安時代にかけて6回以上の建て替えが行われ、6時期に渡り変遷して機能していることが判明しました。また、当時の律令体制下の役所の主要施設で認められる規則的で典型的な建物配置がとられていることが確認されました。

発掘調査と並行して実施しております環境整備事業も順調に進んでおり、鶴ノ木地区の整備がほぼ完了しました。整備地は市民の憩いの場や学習の場として大いに利用されております。

最後になりましたが、秋田城跡の発掘調査と保護管理、そして環境整備事業が順調に進んでおりますことは、文化庁及び秋田県教育委員会をはじめとする関係機関や環境整備指導委員、そして地元住民の方々の多大なるご指導・ご協力の賜物と、心より深く感謝申し上げます。

平成16年3月

秋田市教育委員会  
教育長 飯塚 明

# 秋田城跡調査事務所年報2003

## 目 次

例言・凡例	
I 調査の計画	1
II 第81次調査	
1) 調査経過	2
2) 検出遺構と出土遺物	9
3) 基本層序及び各層出土遺物	14
III 第82次調査	
1. 第82次 A 調査区	
1) 調査経過	18
2) 検出遺構と出土遺物	28
3) 基本層序及び各層出土遺物	56
2. 第82次 B 調査区	
1) 調査経過	65
2) 検出遺構と出土遺物	68
3) 基本層序及び各層出土遺物	69
3. 第82次 C 調査区	
1) 調査経過	71
2) 検出遺構	72
3) 基本層序	72
IV 考察	
1. 第81次調査について	74
2. 第82次 A 調査について	76
3. 政庁の変遷について	84
4. 第82次 B 調査について	92
5. 第82次 C 調査について	93
V 附・第80次発掘調査出土遺物(未報告分)	99
VI 第82次調査出土炭化柱材の自然科学分析	100
VII 平成15年度秋田城跡環境整備事業	102
VIII 平成15年度秋田城跡の現状変更について	104
写真図版	105

## 例 言

1. 本書は平成15年度に実施した秋田城跡第81次調査・第82次調査、秋田城跡環境整備事業、史跡内現状変更の記録を収録したものである。
2. 本書の執筆、編集は西谷隆、伊藤武士、松下秀博、筒井孝志があたり、小松正夫が補佐した。
3. 遺物の実測及びトレース、遺構図の作成及びトレースは、西谷、伊藤のほか、補佐員の渡辺由孝、臨時職員の森泉裕美子、高崎緑、栗山佳子があたり、発掘調査、遺物整理は、森泉裕美子、高崎緑、田仲祐介、栗山佳子が協力した。
4. 遺構、遺物写真は伊藤があたった。
5. 墨書土器の解説は山形大学人文学部 三上喜孝助教授の指導を得た。
6. 炭化柱材の自然科学分析はバリノ・サーヴェイ株式会社に委託した。
7. 鉄製品の錆取りについては、東北歴史博物館学芸部及川規氏の指導協力を得て、伊藤が実施した。
8. 本調査で得られた資料は、秋田市教育委員会で保管している。
9. 発掘調査では上記のほかに、以下の方々、関係機関からの指導、助言を得た。記して感謝したい。  
新野直吉、岡田茂弘、渡邊定夫、細見啓三、牛川喜幸、加藤道夫、玉田芳英、進藤秋輝、船木義勝、鐘江宏之、佐藤則之、国生尚、神保公久、齋藤淳、井上雅孝、文化庁記念物課、国立歴史民俗博物館、奈良文化財研究所、宮城県教育委員会、東北歴史博物館、多賀城跡調査研究所、秋田県教育委員会、秋田県埋蔵文化財センター、秋田県立博物館、秋田大学（敬称略・順不同）

## 凡 例

### 遺物

1. 土器断面を黒く塗りつぶしたのが須恵器、中世陶器である。
2. 土器の性格の相違は、下記スクリーントーンで表現した。  
黒色処理  転用硯 
3. 実測図の中で中世磁器の青磁は器種を問わず「青磁」の文字で図示した。また中世陶器は器種を問わず鉄釉は 、銅緑釉は  のスクリーントーンと文字で図示した。
4. 土器の表面付着物の相違は、下記スクリーントーンで表現した。  
煤  漆 
5. 調整技術、切り離し等の表記は下記のとおりである。
  - 回転利用ケズリは、ケズリ調整と記載。ケズリ調整以外の調整はそのつど別記。
  - ロクロ等広い意味の回転を利用したカキ目調整は、ロクロ利用のカキ目調整と記載。
  - 切り離し、粘土紐、タタキ痕跡等、成形時痕跡の消滅を目的としない軽度な器面調整痕跡は、軽い撫で調整と記載。
  - 底部回転ヘラ切りによる切り離しは、ヘラ切りと記載。底部回転糸切りによる切り離しは、糸切りと記載。底部回転以外の切り離しはそのつど別記。
  - 実測図、写真図版の縮尺は、特記のあるもの以外はすべて1/3である。
6. 文章中の「南北基準線」・「東西基準線」は発掘調査に伴い南北方向が真北・真南に、東西方向が真東・真西となるよう遺跡全域に設定された発掘基準線を指す。

## I 調査の計画

平成15年度の秋田城跡発掘調査は、第81次、第82次調査を実施した。

発掘調査事業費は総事業費(本体額)1,600万円のうち国庫補助額800万円(50%)、県費補助額400万円(25%)、市400万円(25%)となっている。

調査計画は下記のように立案した。

表1 発掘調査計画

調査回数	調査地区	発掘調査面積㎡(坪)	調査予定期間
第81次	鶴ノ木地区東部	200㎡ (61)	4月15日～6月30日
第82次	大畑地区西部	1,300㎡ (394)	7月1日～10月31日
計		1,500㎡ (455)	

平成15年度は今年度の環境整備事業で、公園園路及び木道の整備が予定されている鶴ノ木地区東部と、政庁域にあたる大畑地区西部を対象としている。

第81次調査は秋田城跡外郭外の南東側にあたる寺内鶴ノ木地区東側を対象とした。調査地は鶴ノ木地区東側の湿地(通称雨池)を西岸から東岸にかけて横断し、さらに東岸斜面から東側の台地上にわたる地域である。調査地南東側には、奈良時代から平安時代にかけて変遷する規則的配置に基づく大規模な建物群が存在する。調査地西側隣接地の第63次調査地では、建物群に付属する奈良期の水洗厠舎跡が検出されている。今次調査地においては、平成15年度の環境整備事業で公園園路及び木道の整備が予定されており、遺構存在の有無及び周辺の利用状況の把握、現状変更の遺構への影響把握等を目的とした。

調査の結果、湿地西岸から東岸にかけて古代から中世の沼地跡を検出し、湿地東岸から東岸斜面及び台地上にかけては竪穴住居跡2軒、竪穴工房跡1棟、竪穴状遺構1基、材木堀跡1列、柱列1列、木道1基、土坑1基が検出され、鶴ノ木地区東部、特に従来利用状況が不明確であった湿地東側の利用状況、区画施設存在や計画的な利用の可能性を把握することができた。

第82次調査は秋田城内の中心である政庁域にあたる寺内大畑地区の護国神社南側広場周辺を対象とした。政庁域の環境整備事業にむけて平成15年6月より実施した石碑移設工事に伴い、石碑の移設先と従来未調査であった石碑跡地を対象として、広場南側の忠魂碑跡地等を第82次A調査区、広場北西側の忠魂碑移設先をB調査区、広場北側の建国記念碑移設先をC調査区として実施した。A調査区は政庁東辺区画施設南半部及び政庁南東の一画にあたり、政庁域の利用状況の把握、石碑下に存在が推定された政庁東脇殿の確認を大きな目的とした。また、B調査区とC調査区については政庁域北側における遺構の広がり、周辺の利用状況の把握、現状変更の遺構への影響把握を目的とした。A調査区全体では掘立柱建物跡8棟、柱列5列、材木堀跡1列、竪穴住居跡1軒、溝跡3条、土坑2基を検出した。東脇殿の存在が確認されるとともに、建て替えや変遷が確認され、当時の律令体制下における官衙主要施設で認められる典型的な建物配置がとられていることが確認された。さらに、政庁東辺区画施設及び東門の変遷が再確認されるとともに、東脇殿西側の空間の利用状況が把握された。B調査区では竪穴状遺構1基、土坑1基、ピット群を、C調査区では奈良期の土取り穴が検出され、政庁域北側の旧地形や利用状況が把握された。

10月2日に文化庁文化財部記念物課玉田芳英文化財調査官の現地指導を受けた。

8月24日に第82次調査の第1回現地説明会を開催し、150名の参加者を得た。

また、10月25日に第82次調査の第2回現地説明会を開催し、120名の参加者を得た。

平成15年度の発掘調査実施状況は下記表2のようになっている。

表2 発掘調査計画

調査次数	調査地区	発掘調査面積 <sup>m</sup> (坪)	調査予定期間
第81次	鷯ノ木地区東部	199.6 <sup>m</sup> (61)	4月15日～6月5日
第82次	大畑地区西部	1,156.7 <sup>m</sup> (351)	6月5日～11月28日
計		1,356.3 <sup>m</sup> (412)	

## II 第81次調査

### 1) 調査経過

第81次調査は、秋田城跡外郭南東側にあたる鷯ノ木地区東部を対象に、平成15年4月15日から6月5日まで実施した。調査面積は199.6<sup>m</sup>である。

調査地は鷯ノ木地区東部の湿地（通称雨池）西岸から東岸にかけて横断し、さらに東岸斜面から北東側台地上にわたっている。

調査地南東側には奈良時代から平安時代にかけて変遷する規則的配置に基づく大規模な建物群が存在する。調査地西側隣接地の第63次調査地では、建物群に付随する奈良時代の水洗厠舎跡が検出されている。調査地の現況は、湿地両岸が旧畑地の草地、湿地中央は旧水田の藪原となっていた。

調査地においては、平成15年度史跡秋田城跡環境整備事業で公園園路及び木道の整備が予定されており、調査は遺構存在の有無及び周辺の利用状況の把握、現状変更の遺構への影響把握等を目的として実施した。

調査は、まず器材等の準備運搬作業を行い、調査予定地の草刈りや雑木の伐採作業を行った。その後基準杭測量及び調査区の設定を行った（4月15日～4月21日）。

調査区として、湿地西岸をA調査区、湿地中央部をB調査区、湿地東岸から東側斜面及び北東側台地上をC調査区として設定し、調査を実施した。調査にあたっては、湿地両岸や東側斜面及び台地上の園路整備予定地には幅2.2m、木道整備予定地には幅1.6mのトレンチを設定することとした。また、湿地中央部のB調査区木道整備予定地には部分的に幅1.6m×5mのトレンチを設定することとした。

A調査区より調査に着手した。A調査区では北側の沼地岸部斜面に沿って第1トレンチを、南東側の園路予定地に沿って第2トレンチを設定した。トレンチの掘り下げを開始し、表土を除去し古代から中世にかけてのSG1206沼地跡を検出した（4月22日）。

A調査区第1・第2トレンチともに、SG1206沼地跡堆積層として中世の遺物包含層を1層、古代の遺物包含層3層の堆積を確認した。また、上層植物遺体層では灰白色火山灰（十和田a火山灰）の二次堆積を検出した。各層面を精査しながら段階的に掘り下げを行ったが、遺構は検出されなかった。地山植物遺体層まで各層堆積段階の沼地汀線を確認し、各トレンチの土層断面実測、写真撮影を行った（4月23日～4月24日）。

B調査区中央にトレンチを設定し掘り下げを開始した。B調査区は表土下が直接植物遺体層となっていた。



第2図 第81次調査周辺地形図

沼地中央でも灰白色火山灰の薄く不均一な二次堆積が検出され、その堆積により上層植物遺体層と地山植物遺体層とに分けられた。その上下層とも遺物の出土はなかった（4月25日）。

A調査区の全景写真撮影、B調査区トレンチの土層断面実測及び写真撮影を行った。その後、A・B調査区の平面実測を開始した（4月25日～4月28日）。

湿地東岸のC調査区について調査を開始した。西寄りの湿地部分に第1トレンチ、岸部付近から上方の平場までに第2トレンチ、平場から北東側

新記録簿 第81次 (201203)

発掘調査日誌

調査員 佐藤 誠一 調査員 佐藤 誠一

調査日時 2012年3月25日(日) 08:00～17:00

調査場所 沼地中央部

調査内容

1. A調査区全景写真撮影

2. B調査区トレンチ土層断面実測及び写真撮影

3. A・B調査区平面実測開始

4. C調査区トレンチ掘削開始

5. C調査区トレンチ掘削完了

6. C調査区トレンチ掘削完了

7. C調査区トレンチ掘削完了

8. C調査区トレンチ掘削完了

9. C調査区トレンチ掘削完了

10. C調査区トレンチ掘削完了

11. C調査区トレンチ掘削完了

12. C調査区トレンチ掘削完了

13. C調査区トレンチ掘削完了

14. C調査区トレンチ掘削完了

15. C調査区トレンチ掘削完了

16. C調査区トレンチ掘削完了

17. C調査区トレンチ掘削完了

18. C調査区トレンチ掘削完了

19. C調査区トレンチ掘削完了

20. C調査区トレンチ掘削完了

21. C調査区トレンチ掘削完了

22. C調査区トレンチ掘削完了

23. C調査区トレンチ掘削完了

24. C調査区トレンチ掘削完了

25. C調査区トレンチ掘削完了

26. C調査区トレンチ掘削完了

27. C調査区トレンチ掘削完了

28. C調査区トレンチ掘削完了

29. C調査区トレンチ掘削完了

30. C調査区トレンチ掘削完了

31. C調査区トレンチ掘削完了

32. C調査区トレンチ掘削完了

33. C調査区トレンチ掘削完了

34. C調査区トレンチ掘削完了

35. C調査区トレンチ掘削完了

36. C調査区トレンチ掘削完了

37. C調査区トレンチ掘削完了

38. C調査区トレンチ掘削完了

39. C調査区トレンチ掘削完了

40. C調査区トレンチ掘削完了

41. C調査区トレンチ掘削完了

42. C調査区トレンチ掘削完了

43. C調査区トレンチ掘削完了

44. C調査区トレンチ掘削完了

45. C調査区トレンチ掘削完了

46. C調査区トレンチ掘削完了

47. C調査区トレンチ掘削完了

48. C調査区トレンチ掘削完了

49. C調査区トレンチ掘削完了

50. C調査区トレンチ掘削完了

51. C調査区トレンチ掘削完了

52. C調査区トレンチ掘削完了

53. C調査区トレンチ掘削完了

54. C調査区トレンチ掘削完了

55. C調査区トレンチ掘削完了

56. C調査区トレンチ掘削完了

57. C調査区トレンチ掘削完了

58. C調査区トレンチ掘削完了

59. C調査区トレンチ掘削完了

60. C調査区トレンチ掘削完了

61. C調査区トレンチ掘削完了

62. C調査区トレンチ掘削完了

63. C調査区トレンチ掘削完了

64. C調査区トレンチ掘削完了

65. C調査区トレンチ掘削完了

66. C調査区トレンチ掘削完了

67. C調査区トレンチ掘削完了

68. C調査区トレンチ掘削完了

69. C調査区トレンチ掘削完了

70. C調査区トレンチ掘削完了

71. C調査区トレンチ掘削完了

72. C調査区トレンチ掘削完了

73. C調査区トレンチ掘削完了

74. C調査区トレンチ掘削完了

75. C調査区トレンチ掘削完了

76. C調査区トレンチ掘削完了

77. C調査区トレンチ掘削完了

78. C調査区トレンチ掘削完了

79. C調査区トレンチ掘削完了

80. C調査区トレンチ掘削完了

81. C調査区トレンチ掘削完了

82. C調査区トレンチ掘削完了

83. C調査区トレンチ掘削完了

84. C調査区トレンチ掘削完了

85. C調査区トレンチ掘削完了

86. C調査区トレンチ掘削完了

87. C調査区トレンチ掘削完了

88. C調査区トレンチ掘削完了

89. C調査区トレンチ掘削完了

90. C調査区トレンチ掘削完了

91. C調査区トレンチ掘削完了

92. C調査区トレンチ掘削完了

93. C調査区トレンチ掘削完了

94. C調査区トレンチ掘削完了

95. C調査区トレンチ掘削完了

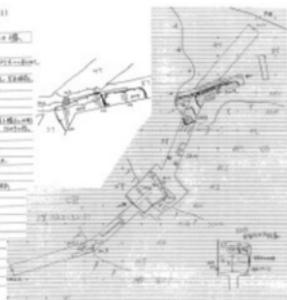
96. C調査区トレンチ掘削完了

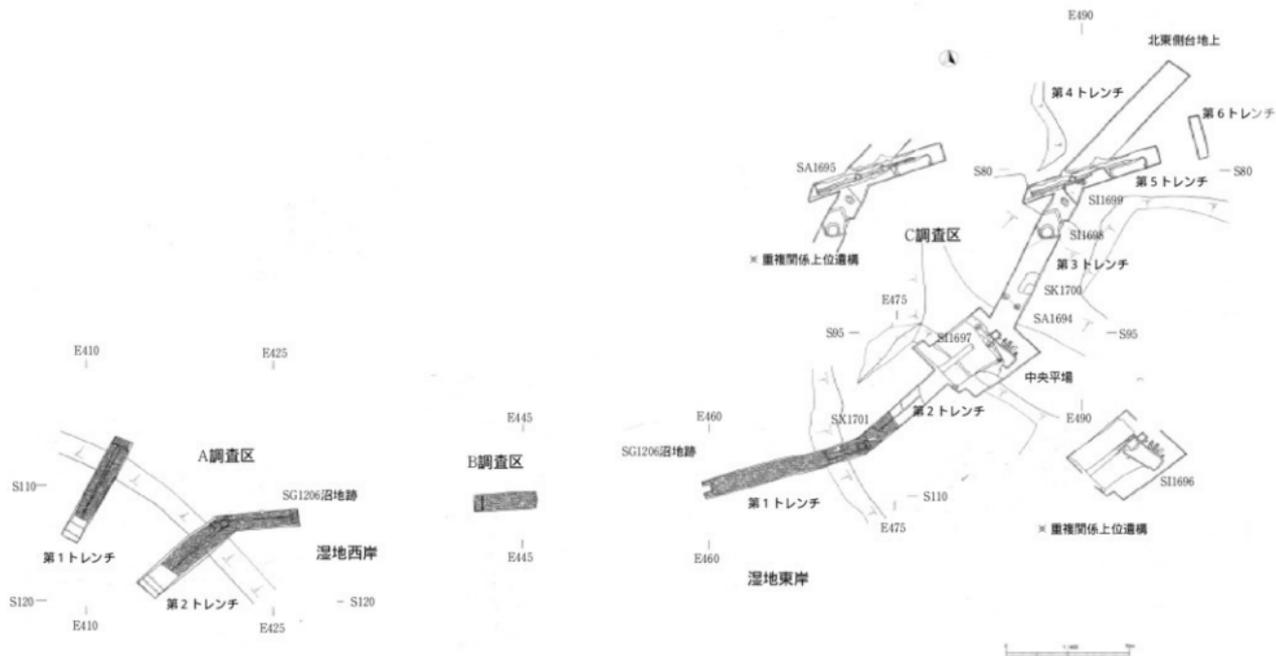
97. C調査区トレンチ掘削完了

98. C調査区トレンチ掘削完了

99. C調査区トレンチ掘削完了

100. C調査区トレンチ掘削完了





第3図 第81次調査地検出遺構図

台地上への斜面に第3トレンチ、北東側台地上に第4トレンチを設定し、第1・第2トレンチから掘り下げを開始した（4月30日～5月1日）。

A調査区と同様にSG1206沼地跡を検出し、堆積層として中世の遺物包含層を1層、古代の遺物包含層を3層確認した。各層面を精査しながら掘り下げていったところ、沼地跡汀線付近の第7層灰黄褐色土層面でSX1701木遺跡を検出した。また、湿地岸部上方の平地ではSI1696を検出した（5月6日～5月7日）。

東側斜面の第3トレンチ、北東側台地上の第4トレンチの調査を開始し、掘り下げ精査を行った。第3トレンチでは表土下が地山粘土層となっており、斜面下方でSA1694とSK1700を検出した（5月9日～5月13日）。

第3トレンチと第4トレンチとの境付近を精査したところ、東西方向の溝が検出されたため、東西にトレンチを設定、拡張し、第5トレンチとして溝のプランを追求していった。また、溝の延長線上の東側に南北方向の第6トレンチを設定した。溝は全長9mまで検出されたが、東側は削平により不明となっており、他の遺構も検出されなかった。溝を一部掘り下げて精査したところ、材木堀の布掘り溝と判明し、SA1695とした。なお、第4トレンチが伸びる北東側では削平により表土下が地山粘土層となっており、遺構も検出されなかった。

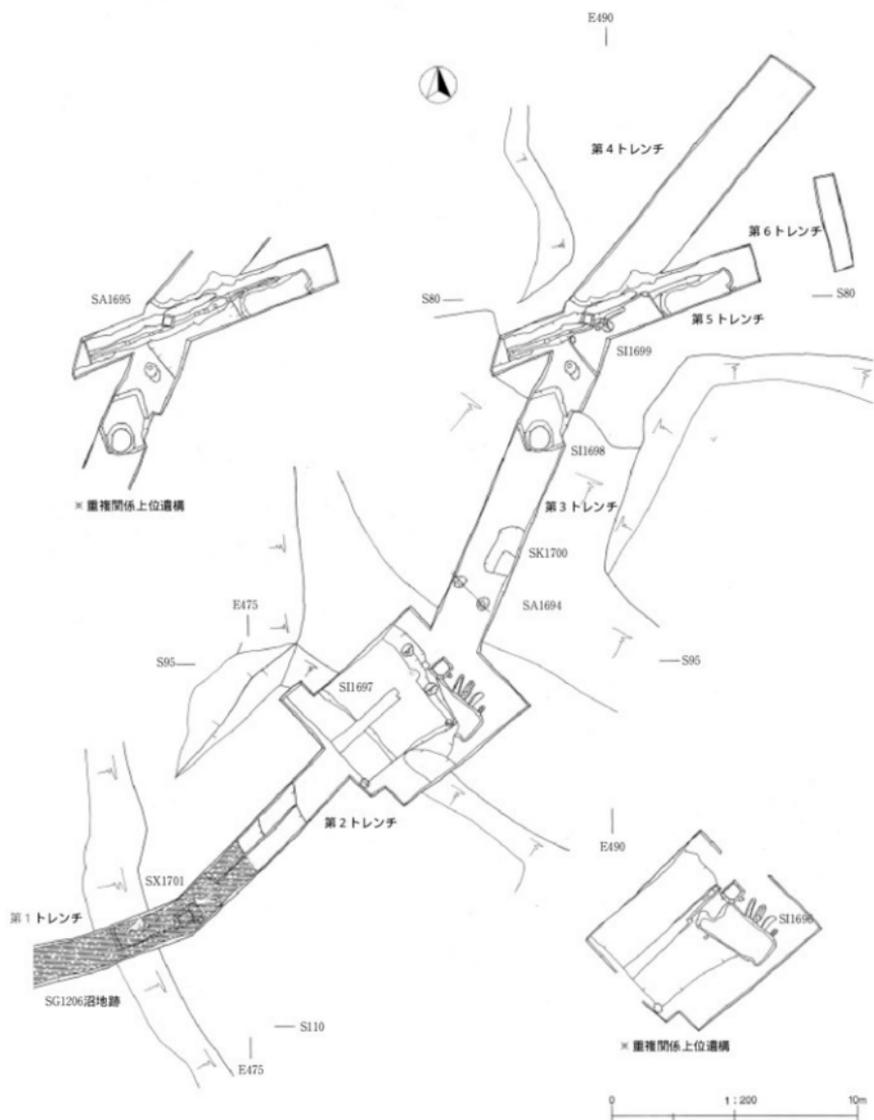
一方第2トレンチでは、SI1696と重複しこれより古い大型の方形落ち込みが検出されたため、トレンチを拡張し、掘り下げ精査を行った。その結果、一般住居ではない炉跡を伴う竪穴状工房跡と判断されたため、SI1697竪穴状工房跡とした。工房の機能性格については明確でなく、埋土から椀型鉄滓が出土し、炉跡は伴うものの、鍛冶滓や床面に鍛造剥片の散布もないことから、精錬等を行う製鉄関連の工房が想定された（5月14日～5月20日）。

SA1695の記録化終了後に周辺を精査したところ、SA1695に重複し、これより古いSI1699を検出した。SI1699東側にも竪穴状の落ち込みを検出したが、掘り下げて断面を観察した結果、後世の攪乱と判明した。

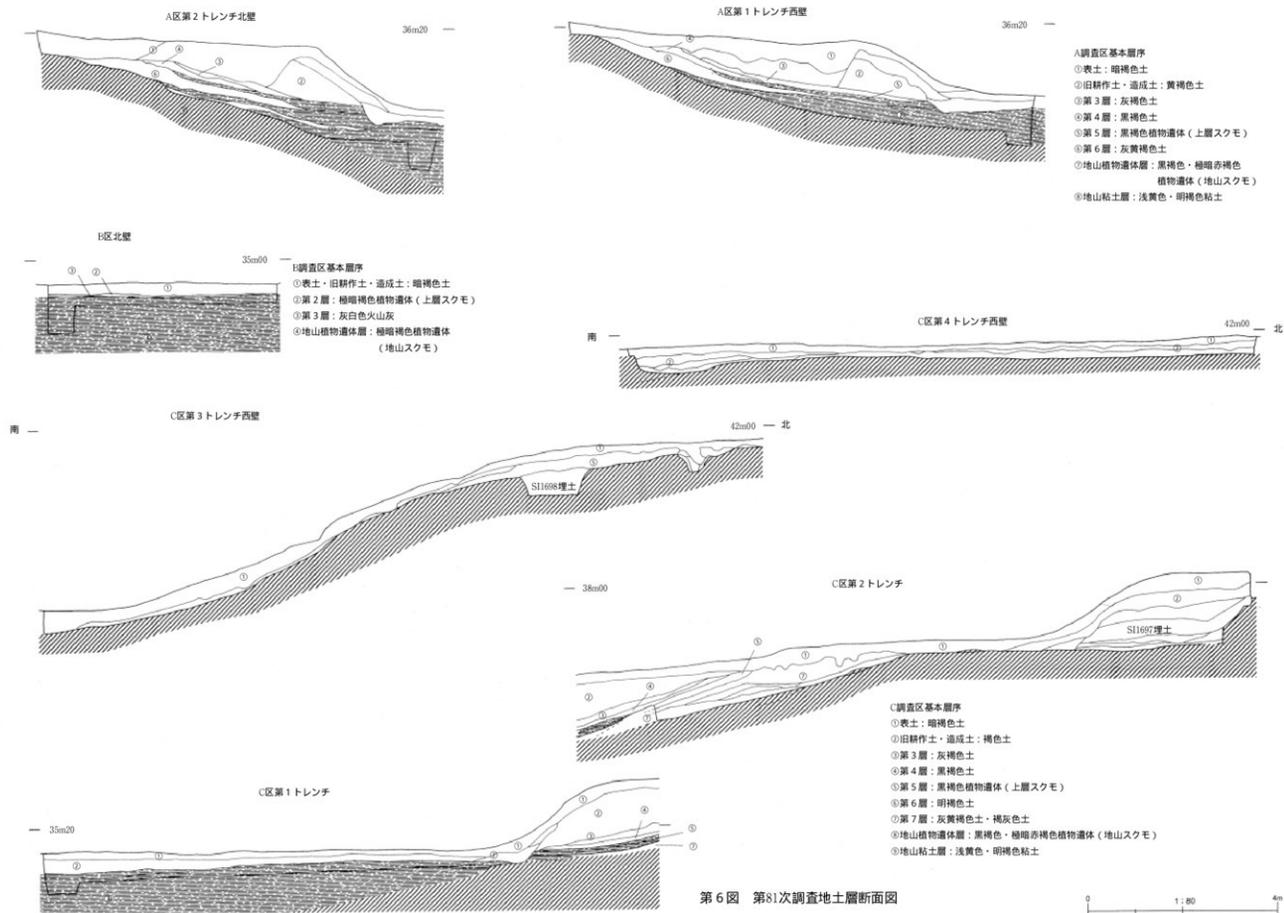
また、第3トレンチ北側に部分的に堆積する第6層明褐色土層を除去しながら精査したところ、地山粘土層面でSI1698を検出した（5月21日～5月22日）。

また、SI1698とSI1699の掘り下げと記録化を行い、西側の第1トレンチよりC調査区全体を平面実測や各トレンチの土層断面





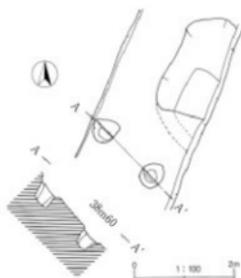
第5図 第81次C調査区検出遺構図



第6図 第81次調査地土層断面図

実測及び写真撮影を開始した（5月23日～5月26日）、C調査区各トレンチの全体写真撮影を行い、各検出遺構ごとの写真撮影を行った（5月27日）、第81次調査地全体の全景写真撮影及びA～C各調査区ごとの全景写真撮影を行った。また、撮影終了後SI1697の西側への拡張、補足調査を行った（5月28日）、各検出遺構の補足調査を行った（5月29日）。

C調査区の平面実測を行うとともに、実測の終了したトレンチより埋め戻しを開始した（5月30日～6月2日）、A調査区・B調査区の埋め戻しを行った（6月3日～6月4日）、器材を撤収し、調査を終了した（6月5日）。

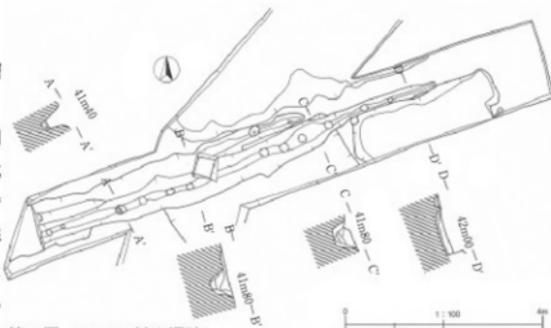


第7図 SA1694柱列

## 2) 検出遺構と出土遺物

### SA1694柱列（第7図、図版6）

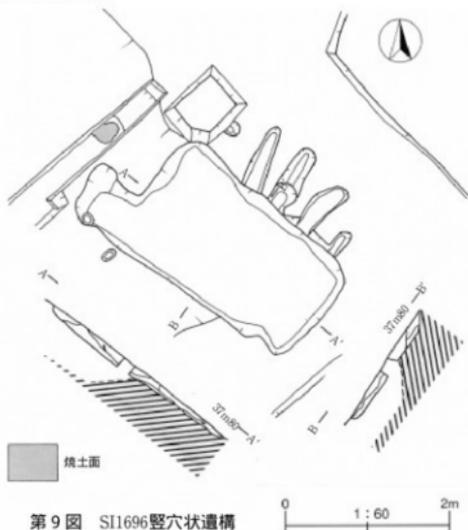
C調査区東側斜面下の地山粘土層面で検出された。2基以上の柱掘り方よりなる北西から南東方向の柱列である。方位は南北基準線に対し北で約44度西に振れる。柱間は1.2mである。柱掘り方は直径約50cmの円形またはゆがんだ円形で、深さ35cmと浅い。柱痕跡は直径18cm～20cmである。



第8図 SA1695材木堀跡

### SA1695材木堀跡（第8図、図版6）

C調査区北東部台地上の地山粘土層面で検出された。材木堀の布掘り溝とその底面に丸太材の痕跡が検出されている。布掘り溝は幅20cm～60cm、深さ10cm～50cmで、長さは東西方向に9.0m以上である。東側では削平により幅が狭く、浅くなっており、さらに東側へ伸びていた可能性が高い。西側も調査区外の斜面下にさらに伸びる状況が確認できる。その方向は南北基準線に対し東で約20度北に振れる。布掘り溝内には直径15cm～20cmの円形の丸太材の痕跡が検出されている。現状で40cm～80cm間隔で検出されているが、全体に材抜き取りが行われており、本来の正確な間隔は不明確である。



第9図 SI1696竪穴状遺構

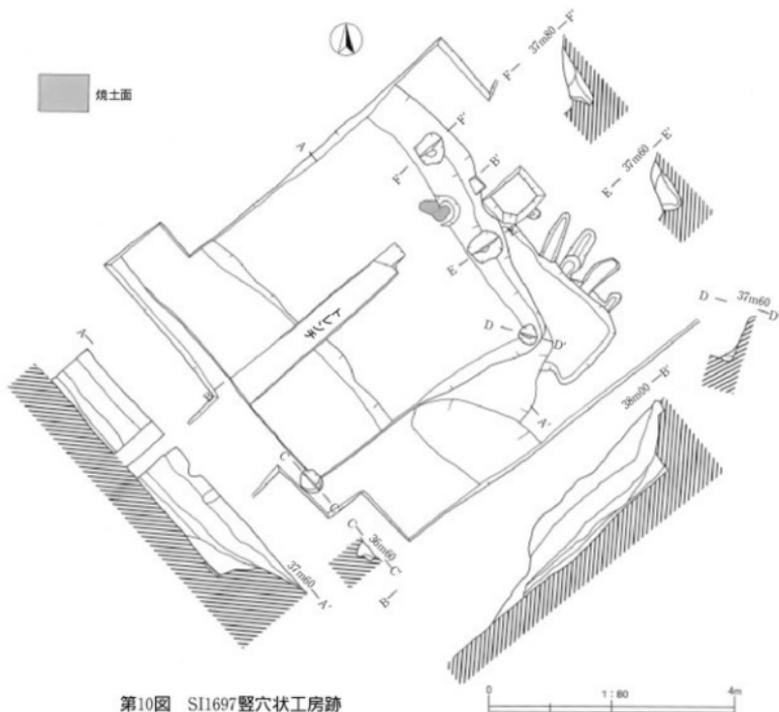
SI1699と重複し、これより新しい。布掘り溝埋土より須恵器片、赤褐色土器片が出土している。

S I 1696 竪穴状遺構 (第9図、図版7)

C調査区中央平場のSI1697埋土上面から地山粘土層面にかけて検出された。平面形は長辺2.2m×短辺1.5mの方形を呈し、北西隅に幅約60cmの張り出し部分を伴う。東壁は南北基準線に対し北で約50度西に振れる。カマドは伴わない。削平により壁高は8cm～15cmと浅い。SI1697と重複し、これより新しい。

S I 1697 竪穴状工房跡 (第10図、図版7・45)

C調査区中央平場の地山粘土層面で検出された。平面形は長辺4.6m以上×短辺4.5mの方形を呈し、西壁は北で約40度西に振れ、南壁は南北基準線に対し東で約39度北に振れる。北東側斜面を掘り込み壁とし、床面(平坦面)をつくり出している。壁高は東壁で1.0mを計るが、西壁は削平によりほとんど遺存しておらず、床面痕跡から壁の位置が把握される。南東隅及び南西隅に柱掘り方を伴い、東壁中央にも2基の柱掘り方を伴う。東壁中央直下の床面上、やや壁を掘り込むような形で炉跡と考えられる焼土面が検出されているが、詳細な構造は不明である。埋土より鉄滓が出土しており、製鉄に関係する炉跡を伴う工房跡と考えられる。



第10図 SI1697 竪穴状工房跡

SI1696と重複し、これより古い。埋土より赤褐色土器の他、須恵器  
 坏・蓋破片や土師器片も出土している。

SI1697出土遺物（第11図、図版29）

埋土出土である。

赤褐色土器（1）：体部外面頸部周辺にロクロ利用のカキ目状の  
 調整、これより下方には縦方向の手持ちケズリ調整を施す  
 襖である。内面はロクロ利用のカキ目調整を施す。



第11図 SI1697竪穴状工房跡出土遺物

SI1698竪穴住居跡（第12図、図版7）

C調査区北東部台地上の地山粘土層面で  
 検出された。

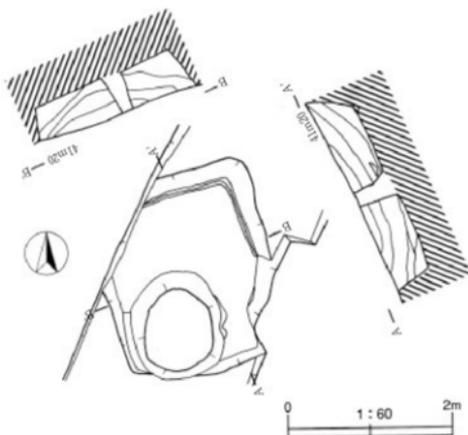
平面形は東西2.1m×南北2.5mの方形を  
 呈し、東壁は南北基準線に対し北で約17度  
 西へ振れる。調査区外松の木直下となる南  
 東隅にカマドを伴う。北辺及び東辺に幅8  
 cm前後、深さ5cm前後の周溝が検出された。  
 住居壁高は50cmを計る。

SI1698出土遺物（第13図、図版29）

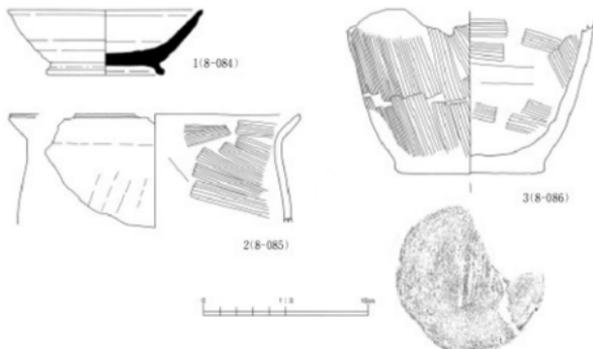
すべて埋土出土である。

須恵器（1）：糸切りで台  
 周縁に撫で調整を施す台付  
 坏である。

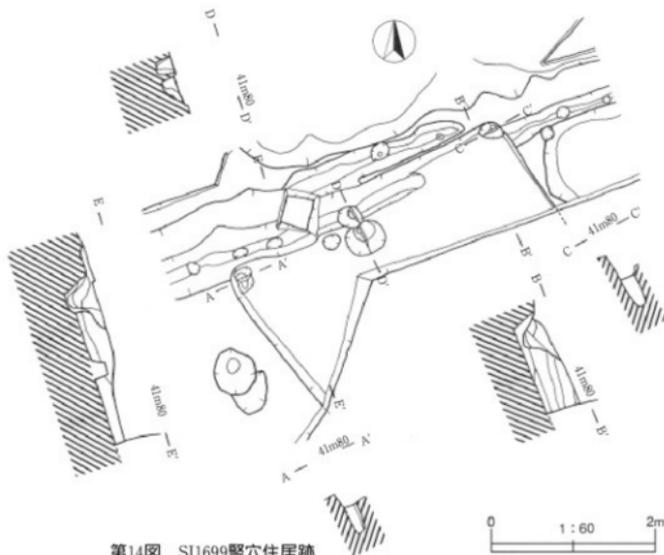
土師器（2・3）：2、  
 3は同一個体と考えられる  
 長胴甕で、体部が欠損して  
 いる。外面は体部上半に斜  
 め方向の撫で調整を施し、  
 体部下半に縦方向のカキ目  
 調整を施す。外面底部には  
 笹葉状痕が認められる。



第12図 SI1698竪穴住居跡



第13図 SI1698竪穴住居跡出土遺物



第14図 SI1699竪穴住居跡



第15図 SI1699竪穴住居跡出土遺物

S I 1699竪穴住居跡 (第14図、図版8)

C調査区北東部台地上の地山粘土層面で検出された。平面形は東西3.8m×南北2.0m以上の方形を呈し、西壁は南北基準線に対し北で約40度西へ振れる。北西隅及び北東隅、北辺中央に柱掘り方を伴う。カマドの有無は不明。住居壁高は35cmを計る。SA1695と重複し、これより古い。

S I 1699出土遺物 (第15図、図版29)

すべて埋土出土である。

須恵器(1・2)：1はヘラ切り後底部周縁に軽く撫で調整を施す坏である。2はヘラ切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。

S K 1700土坑 (第16図、図版8)

C調査区中央東側斜面の地山粘土層面で検出された。東半部が調査区外となっており、斜面下方にあたる南側も削平によりプランが不明確となっている。現状で長径2.1m以上×短径1.1m以上、深さ35cmの不整形の土坑である。

S X1701木道跡(第17図、図版8)

C調査区西側、SG1206沼地跡東岸部の第7層灰黄褐色土・褐灰色土層面で検出された。古代の沼地岸部付近、地山植物遺体層層にかぶるように第7層の整地層が堆積している汀線付近から斜面にかけて検出された。長い板材を地面に直接敷設した簡易な構造の木道である。斜面に対し、くの字状に設置されている。斜面上方の板材は幅30cm以上×長さ1.1m以上、斜面下方の板材は、幅60cm×長さ1.6m以上、厚さ5cm前後である。斜面上方の生活域から沼地岸部に降りるための木道と考えられる。また、斜面下方の木道脇にはわずかだが湧水が認められた。斜面上方の板材の脇の整地層面で墨書土器が出土した。

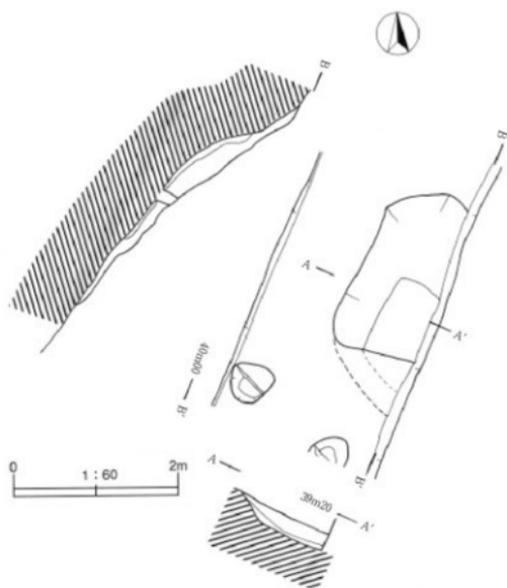
S X1701出土遺物(第18図、図版29)

木道板材脇出土である。

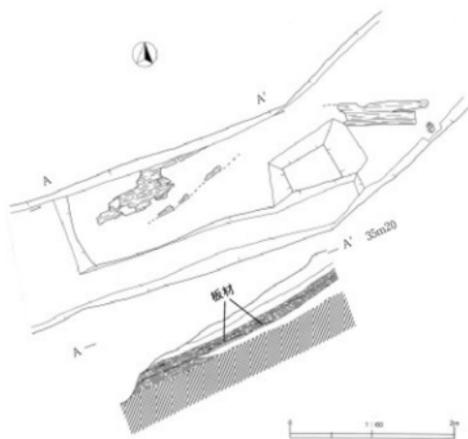
赤褐色土器(1): 1は糸切り無調整の坏である。底部に「貞」の墨書がある。



第18図 SX1701木道跡出土遺物



第16図 SK1700土坑



第17図 SX1701木道跡

### 3) 基本層序及び各層出土遺物

#### 基本層序 (第6図・図版4・5)

第81次調査地は鶴ノ木地区東部の湿地 (SG1206沼地跡) の東西両岸から、北東側の台地上まで広範囲を対象としている。調査は湿地西岸部をA調査区、湿地中央部をB調査区、湿地東岸部から北東側台地上にかけてをC調査区として、調査区を分けて実施している。各調査区ごとの基本層序は以下のようになる。

#### A調査区 (湿地西岸)

第1層 表土：以前畑地であった場所の現表土。

第2層 旧耕作土・造成土：旧畑地の耕作土と畑地造成に伴う造成土からなる。近世以降の陶磁器出土。

第3層 灰褐色土層：SG1206沼地跡岸部付近に堆積する自然堆積層。中世陶器が出土する。最上層の遺物包含層。

第4層 黒褐色土層：SG1206沼地跡岸部付近に堆積する自然堆積層。古代の遺物包含層だが、中世初頭まで沼地は開口堆積が続いていたと考えられる。

第5層 黒褐色植物遺体層 (上層スクモ層)：SG1206沼地跡に堆積する自然堆積層。層内に火山灰 (灰白色細粒物) が不均一に二次堆積し、混入している。

第6層 灰黄褐色土層 (古代整地層)：SG1206沼地跡岸部付近に厚く堆積する。瓦や土器片を多く包含する人為的な整地層。色調はやや異なるが隣接調査地の上層古代整地層と同一層と考えられる。

地山粘土・地山植物遺体層：SG1206沼地跡岸部の斜面上では浅黄色及び明褐色粘土層が地山となり、沼地内では黒褐色及び極暗赤褐色を呈する植物遺体層が地山となっている。

#### B調査区 (湿地中央部)

第1層 表土・旧耕作土・造成土：以前水田であった場所の現表土と旧水田の耕作土と湿地における水田造成・埋め立て時の造成土からなる。

第2層 極暗褐色植物遺体層 (上層スクモ層)：厚さは5cm前後で、火山灰の二次堆積により下層の地山植物遺体層と区別される。火山灰降下以降に沼地に自然堆積した層であるが、中央部では遺物の混入は認められなかった。

第3層 灰白色火山灰層：火山灰 (灰白色細粒物) の極めて薄い不均一な二次堆積。

地山植物遺体層：極暗褐色の植物遺体層。沼地中央部では1m以上の堆積が認められる。

#### C調査区 (湿地東岸から北東部台地上にかけて)

第1層 表土：以前畑地であった場所の現表土。

第2層 旧耕作土・造成土：旧畑地の耕作土と畑地造成に伴う造成土からなる。近世以降の陶磁器出土。

第3層 灰褐色土層：SG1206沼地跡岸部付近に堆積する自然堆積層。最上層の遺物包含層。中世陶器の出はなかったが、西岸の第3層と同一層と考えられる。

第4層 黒褐色土層：SG1206沼地跡岸部付近に堆積する自然堆積層。古代の遺物包含層だが、中世初頭まで沼地は開口堆積が続いていたと考えられる。

第5層 黒褐色植物遺体層 (上層スクモ層)：A調査区に同じ。

第6層 明褐色土層：東側台地上辺縁部にのみ厚く認められる人為的な整地層。

第7層 灰黄褐色土・褐灰色土層：SG1206沼地跡岸部付近に厚く堆積する人為的な整地層。灰黄褐色を呈する上層と褐灰色を呈し炭化物が混入する下層に細分される可能性を持つ。

地山粘土・地山植物遺体層：A調査区と同じ。

#### 各層出土遺物

##### A調査区

###### ○表土出土遺物（第19図、図版29）

須恵器（1）：天井部へら切り後撫で調整を施す蓋である。外面天井部に判読不能の墨書及び墨痕があり、内面は硯に転用されている。

###### ○第3層出土遺物（第19図、図版29）

中世陶器（2・3）：2は珠洲系中世陶器の椀胴部破片である。外面は平行タキ痕、内面は楕円形の無文当て具痕が認められる。3は珠洲系中世陶器の壺胴部破片である。外面には上下2条の波状文が施されている。

###### ○第5層出土遺物（第19図、図版29）

須恵器（4）：天井部へら切り後撫で調整を施す蓋である。内面は硯に転用されている。

土師器（5）：糸切りで体部下半にケズリ調整を施す碗である。外面口唇部と内面に横方向のミガキ調整を施している。

埴（6）：半分以上が欠損した埴である。

###### ○第6層出土遺物（第19・20図、図版29～31）

須恵器（7～13）：7～8、10～12はへら切り後撫で調整を施す坏、9は糸切り無調整の坏である。12は底部に「上」の墨書がある。13はへら切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。底部外面を硯に転用している。

赤褐色土器（14～18）：14は糸切り後体部下端にケズリ調整を施す坏である。体部内面には漆が付着する。15は糸切り後下端にケズリ調整を施す鉢である。体部外面に「寺」の墨書がある。16は欠損により切り離し不明で、口縁部が強く内湾する鉢で鉄鉢を模したものと考えられる。17、18は椀である。18の内外面には口クロ利用のカキ目調整が認められる。

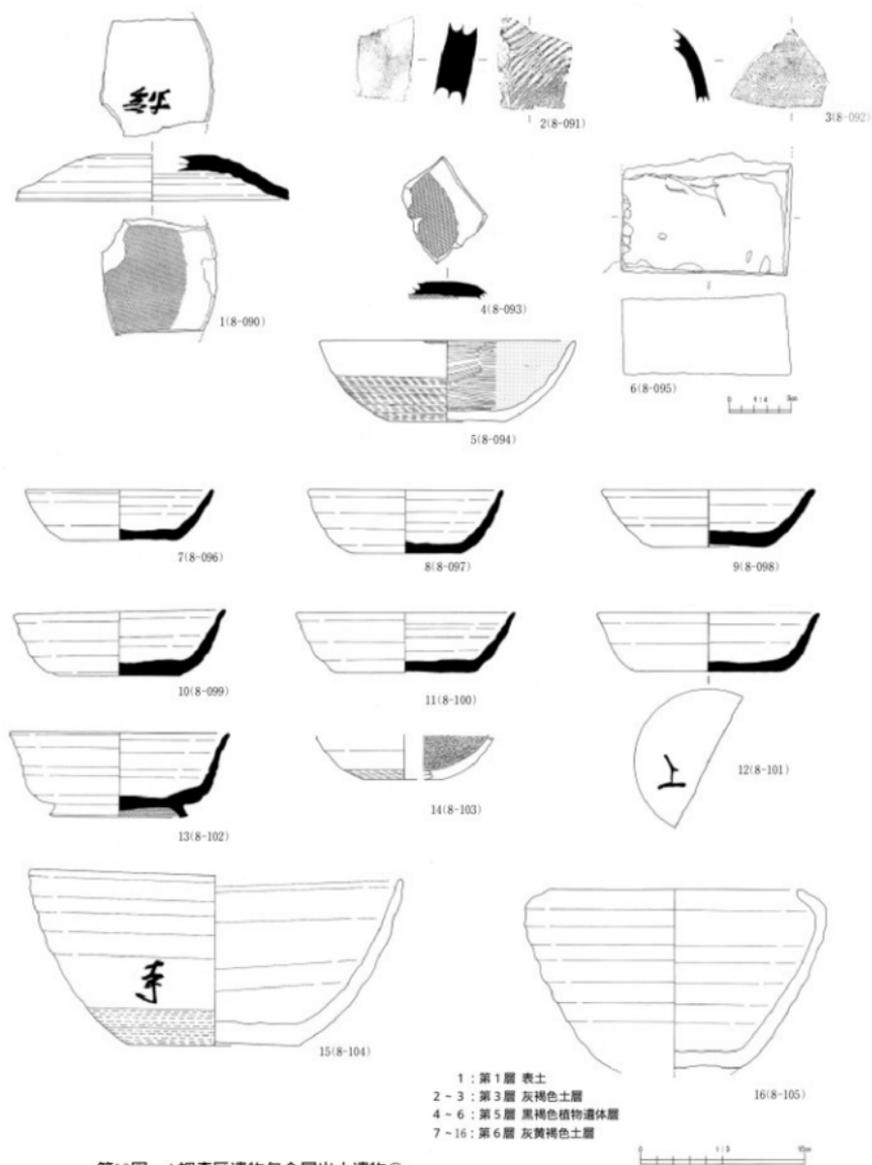
円面硯（19）：陸部～脚部の破片である。陸部は平滑である。脚部には透かし窓が認められるが数は不明である。透かし窓の間には縦方向の2条の線刻が認められる。

埴（20・21）：いずれも半分以上が欠損した埴である。

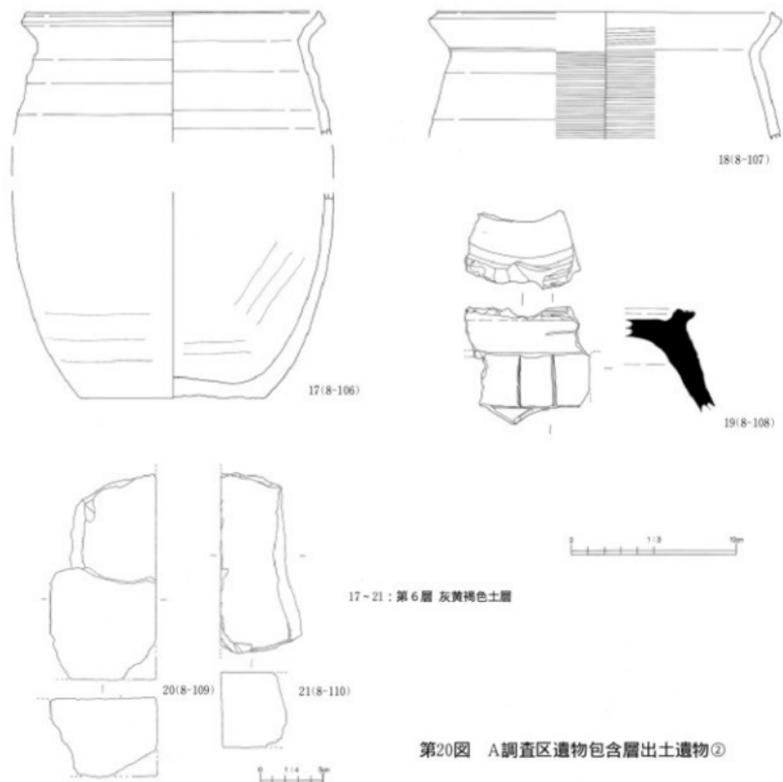
##### C調査区

###### ○表土出土遺物（第21図、図版31）

須恵器（1）：切り離し不明の双耳坏（台付坏）である。台周縁に撫で調整を施し、さらに坏身中央部に



第19図 A調査区遺物包含層出土遺物①



17～21：第6層 灰黄褐色土層

第20図 A調査区遺物包含層出土遺物②

全面を丁寧にケズリにより面取りした耳部分を貼り付けている。

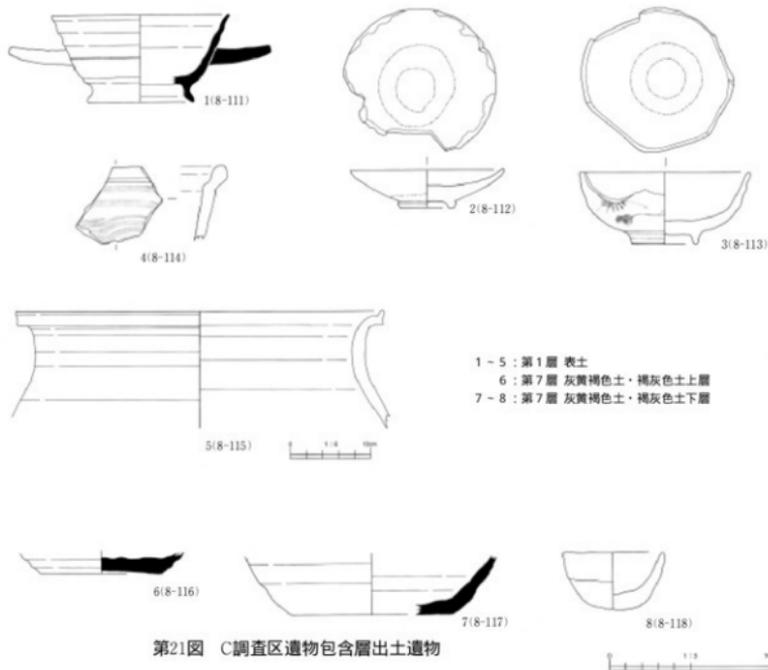
磁器（2・3）：近世の肥前系磁器である。2は白磁小皿で、釉は灰白色で内面に蛇の目釉剥ぎを施す。体部外面下端から高台にかけては露胎である。3は染付碗で、体部外面に草花文を染付けている。釉は灰白色で内面底部に蛇の目釉剥ぎを施す。

陶器（4・5）：4は近世の肥前系（唐津系）陶器である。5は越前系陶器である。4は刷毛目文鉢口縁部破片で、口縁部は折縁である。内側面に白化粧土で波状の刷毛目文描き、その上から内外に灰釉を掛けている。5は大甕の口縁部から頸部破片である。無釉で堅緻に焼き締められ、赤褐色～褐色を呈する。

○ 第7層出土遺物（第21図、図版31）

須恵器（6・7）：6は糸切り無調整、7はヘラ切り後撫で調整を施す坏である。

手捏土器（8）：粗製小型の環形土器である。手びねりで内面には成形時の指頭痕が残る。外面は撫で調整を施す。



### III 第82次調査

#### 1. 第82次 A 調査区

##### 1) 調査経過

第82次調査は、城内の政庁域にあたる大畑地区を対象に平成15年6月5日から11月28日まで実施した。発掘調査面積は全体で1,156.7㎡である。

調査地は護国神社南側の広場周辺を対象としており、政庁域の環境整備事業に向け平成15年6月より実施した石碑移設工事に伴い、石碑の移設先と従来未調査地であった石碑跡地を調査した。

調査対象地が3箇所離れて存在するため、広場南側の石碑跡地を第82次A調査区、広場北西側の忠魂碑移設先をB調査区、広場北側の建国記念碑移設先をC調査区として調査を実施した。調査はB調査区、C調査区、A調査区の順に実施された。

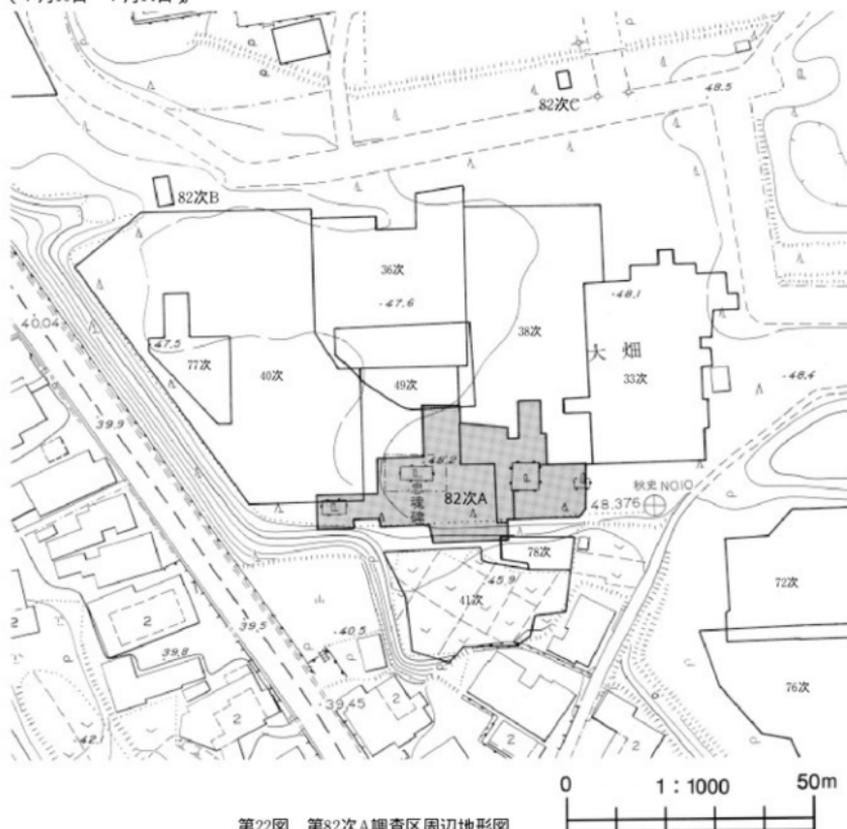
以下、最も調査面積が大きく、政庁内を対象として重要遺構の存在が予想されたA調査区の調査経過より記述する。B調査区とC調査区の調査経過については別項に記載することとする。

A調査区の調査は平成15年7月10日から11月28日まで実施され、調査面積は1,104㎡である。

A調査区は忠魂碑をはじめとする4基の石碑が東西に並んでいた場所である。東から建国記念碑、満蒙開拓青少年義勇軍慰霊碑、忠魂碑、細野三千雄先生の碑の順に北側を正面として並んでいた。それらの石碑があったため、従来未調査地となっていた場所は、政庁東辺区画施設南半部及び政庁内南東部の一画にあたる。調査区は第38次調査地南側と重複し、第41次調査地と第78次調査地の北側に隣接しており、それらの調査地では政庁東門跡や政庁東辺区画施設及び南辺区画施設が検出されている。また政庁内では、北西側に隣接する第40次調査地で政庁正殿跡が、北側に隣接する第49次調査地で正殿東建物跡等が検出されている。

調査は、政庁域の利用状況の把握、特に調査区中央の忠魂碑下に存在が推定された政庁東脇殿の確認や、調査区東側の政庁東門跡及び東辺区画施設の再検討を大きな目的として実施された。

調査予定地で基準杭測量を行い調査区を設定し、重機による松切り株の抜根及び表土除去作業を行った(7月10日～7月14日)。



第22図 第82次A調査区周辺地形図

調査区東側、第38次調査地再検出部分より表土除去作業を行っていった（7月15日～7月17日）。

調査区北東側でSA718政庁東門跡を再検出し、北側柱掘り方のみを断ち割り、掘り下げして再検討を加え、ほぼ同位置で2時期の重複があることを確認した。また、表土除去作業の範囲を、東側は建国記念碑跡地直下のE30ラインまでとし、調査区中央にわたる忠魂碑跡地の表土除去に移っていった（7月18日～7月25日）。

7月28日には秋田城跡環境整備指導委員会が開催され、午後より調査現場にて指導委員より発掘調査現地指導を受けた。

調査区中央から西側の細野三千雄先生の碑跡地にかけて表土除去作業を継続していった。表土は現表土下が厚さ1.5mの浅黄色砂を主体とする大規模な造成土となっており、その下層に暗褐色土の旧表土・旧耕作土が検出された。その旧表土・旧耕作土も段階的に除去していったところ、直下の古代遺物包含層面で旧畑地の畝跡が検出された。旧耕作土や畝跡からは近世陶磁器が出土し、畝跡には少なくとも3方向以上の重複が認められることから、近世には長期間畑地として利用されたと判断された（7月29日～8月11日）。

調査区全域の表土除去がほぼ終了した段階で、平面実測用遣り方設置作業を行った（8月12日）。

調査区中央及び西側の精査を開始した。調査区中央では最上層の遺物包含層である第4層黒褐色土層の堆積を検出し、それを掘り込み旧畑地の畝跡とSA1716ピット群を検出した。調査区中央から西側では地山飛砂層面から褐色砂層面にかけて畝跡を検出した。黒褐色土層が堆積している周辺の畝跡やピットを掘り上げ、平面実測を行った（8月18日～8月19日）。

第4層黒褐色土層を除去し、下層の第5層褐色土層面を検出し、E0ラインからE12ライン付近にかけて精査していったところ、東脇殿と考えられる南北棟建物跡の重複を検出した。精査の結果、建物跡はその段階で5棟以上の重複があり、最も新しい建物跡は礎石を伴う礎石建物であることや、炭化柱材を伴う焼失した建物があること、従来東西棟としていたSB731は東脇殿であり南北棟となること等が判明した。また、東脇殿西側で東脇殿の目隠し塀と考えられるSA1711を検出した（8月20日～8月22日）。

秋田城跡東門ふれあいデーの開催に伴い、第1回目の現地説明会を開催し、150名の参加者を得た（8月24日）。

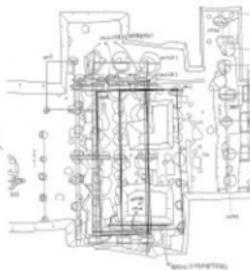
東脇殿の建物プランはさらに北側及び南側の調査区外に伸びることが明らかになり、調査区をE0～E12ライン間で北側及び南側に拡張し追求していくこととした。また、拡張部の表土除去作業と併行して、SA1711やその西側で検出されたSI1717の断ち割り、掘り下げを行い記録化を行った（8月29日～9月22日）。

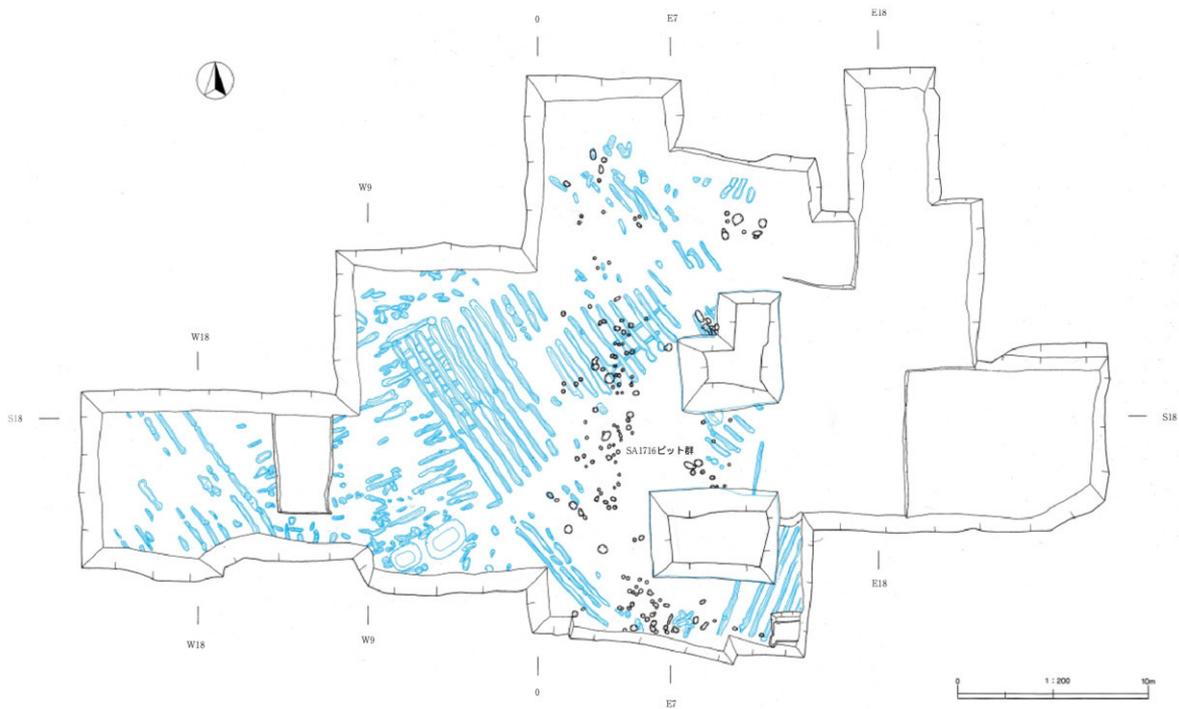
調査区中央の北側及び南側の拡張部では、表土除去後に第4層黒褐色土層面及び第5層褐色土層面を検出し、精査していった。しかし、最も新しい仮遺構番号SB01Aとした礎石式建物跡以外は建物プランが明確でないため、さらに東脇殿中央から南側にかけて第4層及び第5層を、平面実測等記録化を行いながら段階的に除去していった。また、南側では第5層面が堆積していない第7層面で東脇殿の雨落ち溝と考えられるSD1718、北側では第5層面で東脇殿に取りつくと考えられるSA1715材木塀を検出した。その結果、南側拡張

秋田城跡 第38次 (10/22)

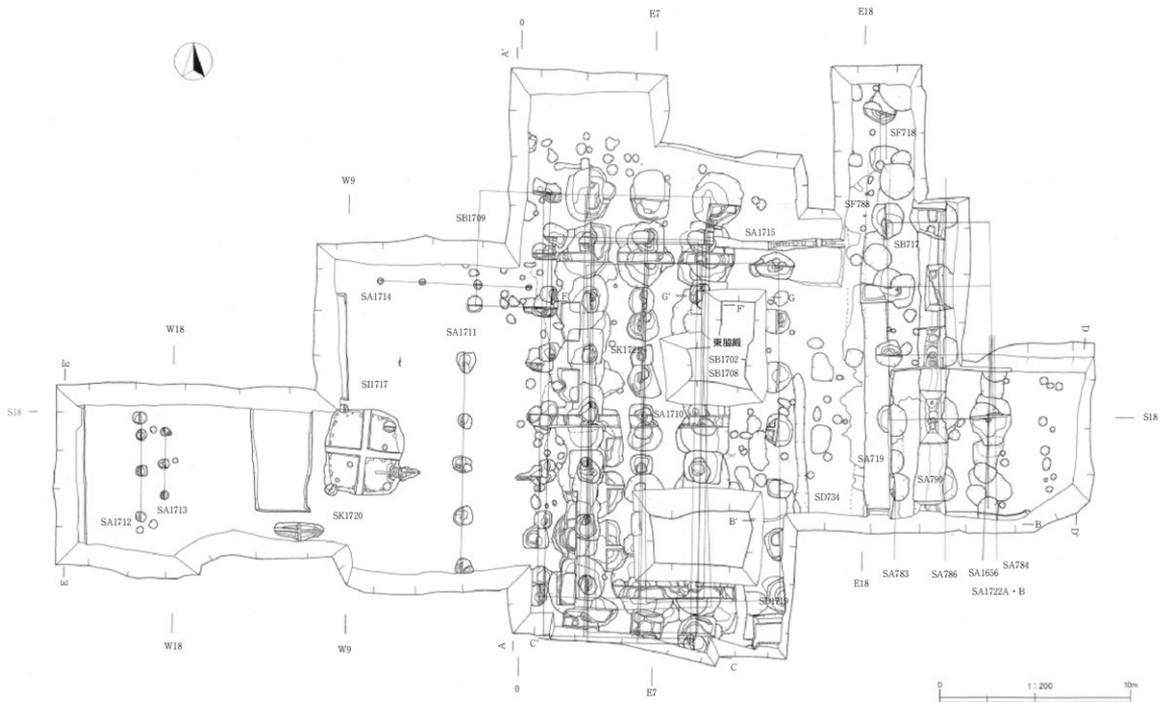
発掘調査計画

調査区	調査内容	調査日	調査者
調査区中央	表土除去	7/15～7/17	調査員
調査区北東	表土除去	7/18～7/25	調査員
調査区中央	表土除去	7/29～8/11	調査員
調査区中央	表土除去	8/12	調査員
調査区中央	表土除去	8/18～8/19	調査員
調査区中央	表土除去	8/20～8/22	調査員
調査区中央	表土除去	8/29～9/22	調査員

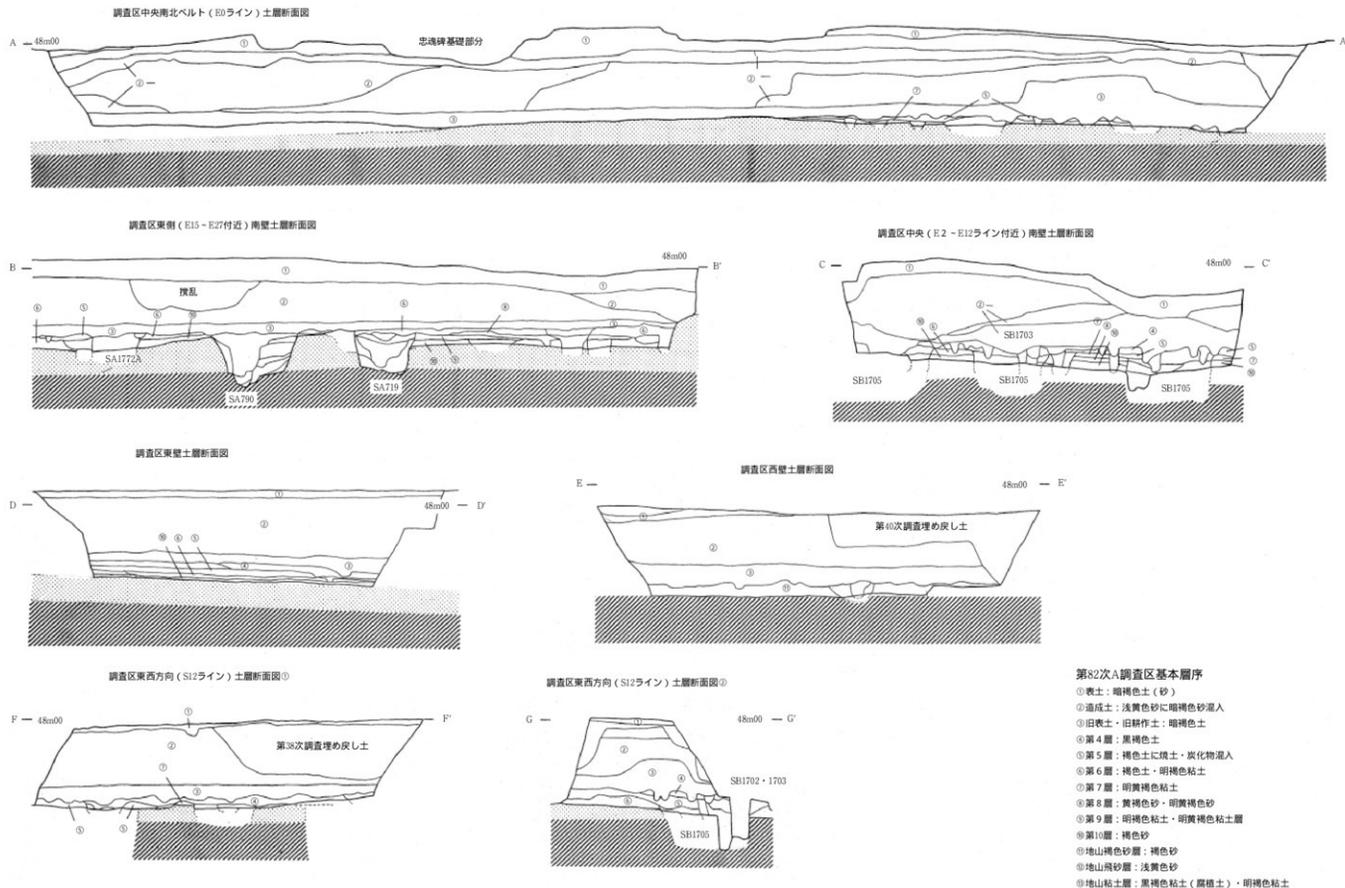




第23図 第82次A調査区検出遺構図①



第24図 第82次A調査区検出遺構図②



第25図 第82次A調査区土層断面図



部では東脇殿の南妻がほぼ収まると判断されたが、北側については松の木があるため未拡張となっている部分に北妻が伸びていることが明らかになり、さらに拡張を要することとなった（9月24日～9月29日）。

いったん調査区東側に調査の主体を移し、第38次調査地再検出部分及びその南東側の未調査部分で、第6層褐色土・明褐色粘土層面について精査を行った。SB717東門跡については、東辺区画施設との重複関係再検討のため、第38次調査地と南東側の未調査部分を精査し、西側及び中央の桁行柱列を再検出し、梁間南側の柱列を新たに検出した。桁行中央柱列については、SA786一本柱列塙やSA790材木塙との重複部分を断ち割り、南側梁間ではSA784・SA1656一本柱列塙と重複する南東隅柱掘り方も断ち割った。断面観察によりSB717柱掘り方とそれら区画施設の重複状況を確認し、それらよりもSB717が古いことを確認した（9月30日～10月1日）。

10月2日には文化庁記念物課の玉田芳英文化財調査官の現地指導を受けた。

調査区中央北側、東脇殿北側の未拡張部分について、松の木の伐採抜根を行い、表土を除去して拡張した。拡張後、第5層及び第6層面を精査し、東脇殿仮遺構番号のSB01A北側梁間柱列を検出し、平面実測等の記録化を行った（10月3日～10月9日）。

東脇殿SB01Aについて北側梁間及び西側桁行柱列の礎石据え方や抜き取り穴の断ち割りを行ったところ、北寄りにはほぼ同位置で重複する掘立柱建物を検出し、仮遺構番号SB01Bとした。その後、東脇殿北側から中央部分にかけて、SB01A・SB01Bの検出面周辺を残すような形で、第5層・第6層を除去しながら精査していった。精査の結果、第6層から第8層面にかけて検出した柱掘り方の組み合わせを検討し、SB01Bよりも古い仮遺構番号SB02～SB06の5棟掘立柱建物跡を検出し、把握したが、なお柱掘り方断ち割りによる重複関係及び建物組み合わせ関係の検討が必要と考えられた。

調査区東側では、SA719・SA790の断ち割りやSB717東門跡の柱掘り方断面実測、SB717全体写真撮影等の記録化を行い、その後東側全体の平面実測を行った。

調査区西側では、第10層褐色砂層の除去を行っていたが、遺物は出土せず、旧地形の南西側傾斜面における自然堆積層である地山褐色砂層を含み、それに漸位する土層となる可能性が残った（10月10日～10月17日）。

東脇殿全体の検出状況写真撮影を行った。また、調査区西側の精査にも着手し、SA1712・SA1713の南北方向柱列や、SK1720土坑を検出した（10月20日～10月21日）。

東脇殿SB02～SB05建物跡柱掘り方の断ち割りを開始した。特に重複の激しい北側梁間部分については東西方向にトレンチを設定して断ち割りを行った（10月22日～10月24日）。

10月25日に第2回現地説明会を開催し、120名の参加者を得た。

東脇殿中央から南側の平面実測を行う。また、SB05については創建期東脇殿の可能性を考えSB06に、SB04についてはⅡ期東脇殿の可能性を考えSB05に名称変更した（10月27日～10月28日）。

東脇殿北側トレンチの断ち割り継続し、SB06の北東隅柱掘り方も断ち割った。また、桁行方向ではSB02東側桁行とした炭化柱材を伴う中央の柱列北半について断ち割りを行った。その結果、SB06北東隅柱でも炭化柱材を検出し、炭化柱材を伴う焼失建物が2棟あることが確認された。また、中央の柱列では柱掘り方が浅く、建物の側柱とはなり得ないことと、2時期の重複があることが判明した。周辺を精査し、東脇殿北西側にSB1709を検出した。この段階で柱掘り方組み合わせと建物構成を再検討し、SB02東側桁行はSB01A・Bの中央床束柱列となり、SB02西側桁行はSB01Aの廂柱列とした。そして焼失建物は最終期のSB01AとSB06の2棟となった（10月30日～10月31日）。

さらに東脇殿建物の再検討を行うため、梁間方向ではSB03北側梁間柱列を断ち割り、東脇殿中央トレンチ及び南側トレンチを東西方向に設定して断ち割りを行った。また北側トレンチ断面の再検討を行った。一方、桁行方向ではSB03西側桁行柱列南半の断ち割りを行った。その結果、まずSB03(古)に対し南にやや位置をずらして建て替えられたSB03(新)の建物を新たに検出した。北側トレンチ断面の再検討では、炭化柱材を伴うSB06が、SB03やSB04よりも重複関係で新しいことが判明し、政庁IVB期の元慶の乱で焼失した建物となると考えられた。また、南側トレンチ断面の検討では、SB03～SB06よりも古くSB05に対し北東側にずれる地山飛砂浅黄色砂を埋土の主体とする柱掘り方が検出された。類似した掘り方がその西側や、北側トレンチでも部分的ではあるが検出されたため、創建期の東脇殿の可能性が高いSB08とした(11月4日～11月10日)。

この段階に至り、以下のように東脇殿各建物の重複・新旧関係と変遷がほぼ確定し、把握されることとなった。重複関係の新しい建物から、SB01A→SB1702(政庁VI期) SB01B→SB1703(V期) SB06→SB1704(IVB期) SB03(新)→SB1705(IVA期) SB03(古)→SB1706(III期) SB05→SB1707(II期) SB08→SB1708(I期・創建期)となった。建物規模について、SB1702は東西2間×南北7間で西廂付、SB1703は東西2間×南北7間で西廂付、SB1704は東西2間×南北6間、SB1705とSB1706は東西2間×南北7間、SB1707は東西2間×南北6間となった。創建期のSB1708については、他の建物の重複により破壊されており正確な規模は不明だが、正殿の状況を考慮した場合、II期東脇殿のSB1707と同じく東西2間×南北6間と考えられた。東脇殿の検討がほぼ終了した後、調査区全景写真撮影及び航空写真撮影を行った(11月14日)。

調査区中央東脇殿周辺の最終の平面実測を行った。また調査区北東側のSA718東門跡南側、SA719材木堀との間について精査を行い、SF788築地塀の寄柱を検出し、政庁II期段階にSA719材木堀に変わるとされた東辺南半区画施設について、東門より1間分は築地塀が存続していたことが判明した(11月17日～11月18日)。

東脇殿を除く検出遺構について、人手による埋め戻し作業を行い、器材を撤収した(11月19日～11月21日)。

以後調査員のみで東脇殿について補足調査や自然科学分析試料のサンプリング等を行った。補足調査による切り合い重複関係検討の結果、SB1702西廂柱列はSB1706の西廂柱列であることが判明し、修正や再実測が行われた。最後に東脇殿を人手により埋め戻し、調査を終了した(11月25日～11月28日)。

## 2) 検出遺構と出土遺物

### ① 東脇殿跡(第26～31・32～39図、図版11～20)

政庁東脇殿跡として、調査区中央でやや位置をずらしながら重複する7棟の南北棟建物跡を検出した。以下、重複・新旧関係の古い順に記載していく(東脇殿の記載順については政庁報告書『秋田城跡-政庁跡-』にならった)。なお、建物平面模式図の各記号は○柱掘り方、●柱痕跡、●礎石、○礎石痕跡、+推定柱位置として示した。

### SB1708掘立柱建物跡(第26・29～31図、図版11・12・19)

東西2間×南北6間の南北棟掘立柱建物跡と推定される。重複関係上最も古い建物であり、重複関係上位の新しい建物柱掘り方との重複により、柱掘り方が破壊されているため、建物規模や方向等の詳細は不明確となっている。梁間については北側柱列で1基、南側柱列で2基の掘り方の存在が部分的に認められる。梁間南側柱列の東側では次期建物であるSB1707の柱掘り方柱位置より推定の柱掘り方中心が東西で約1.2m西、



南北で1.2m北へずれており、建物全体もSB1707に対してやや北西側にずれる形で位置していたと考えられる。

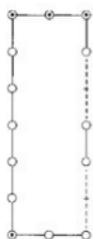
柱掘り方の形状も判然としませんが、埋土は地山飛砂を主体とする浅黄色砂と黄褐色砂である。柱痕跡は不明である。柱掘り方埋土より土師器甕が出土している。柱抜き取り部分より鉄錐が出土している。

S B 1708出土遺物（第32図、図版32）

1は柱掘り方埋土出土、2は柱掘り方抜き取り部分出土である。

土師器（1）：平底の甕である。外面体部下端には刷毛目調整後、縦方向のミガキ調整を施す。底部内面は放射状のミガキ調整を施し、外面には木葉痕が認められる。

鉄製品（2）：鉄錐の茎部分と考えられる。



S B 1707掘立柱建物跡（第26・28～31図、図版11・12・18・45）

東西2間×南北6間の南北棟掘立柱建物跡である。建物の方向は桁行が南北基準線に対し北で約3度西に振れる。梁間については、北側柱列で総長6.0mであり、柱間は西より3.0m+3.0mである。桁行については、西側柱列で総長18.0mであり、南北両端及び中央付近の柱痕跡より3.0m等間と判断される。

柱掘り方は直径1.6m～2.0mのゆがんだ円形または1辺1.6m～2.0mの不整形である。深さは1.0m～1.2mである。2段階で掘り下げられており、大きく浅く20cm程掘り込まれた後、一回り小さくさらに深く掘り下げられている。柱痕跡は直径36cmで、柱抜き取りを受けており、痕跡内には明黄褐色粘土や焼土が混入している。明黄褐色粘土については建物建て替え段階で周辺に行われた粘土整地の粘土が混入したものと考えられる。前述したとおり、柱抜き取り混入の焼土については、建物焼失及び周辺の火災による可能性の他に、鉄滓が出土していることから、改修後建て替えに伴う周辺での鍛冶により排出された焼土が混入した可能性も考えられる。

柱掘り方埋土は褐色土と浅黄色砂を主体とし、焼土・炭化物が混入する。柱掘り方埋土より鉄釘、瓦片が出土し、柱抜き取り部分より須恵器片の他瓦片、埴、鉄錐、鉄滓が出土している。

建物南東側、東側桁行柱筋に対し、1.6m東の位置に平行し、南で西に逆L字状に折曲するSD1719は、本建物の雨落ち溝と考えられる。

S B 1707出土遺物（第33図、図版32・33）

2、3は柱掘り方埋土出土、1、4は柱掘り方抜き取り部分出土である。

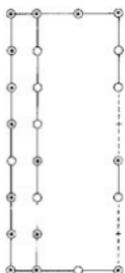
埴（1）：表面が黒褐色を呈し、胎土が灰白色を呈する埴の破片である。表面は被熱により黒色化していると考えられる。

鉄製品（2～4）：2、3は鉄釘である。3は上部と下部が欠損している。4は頭部と茎部が欠損した鉄錐である。

瓦（第39図、図版33）（1・2）

いずれも柱掘り方埋土出土である。1はやや硬質の平瓦である。一枚作りで凸面には縄目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。色調は灰白色を呈する。2は軟質の丸瓦で、凸面は撫で調整を施し、凹面には布目圧痕が認められる。経年変化による磨滅が著しい。色調は灰白色を呈する。

S B 1706 掘立柱建物跡 (第26～31図、図版11・12・17・45)



東西3間×南北7間の南北棟で、西廂付掘立柱建物跡である。建物の方向は桁行が南北基準線に対し北で30分わずかに東に振れる。梁間については身舎部分北側柱列で総長6.6mであり、柱間は西より3.3m+3.3mである。廂の出は2.1mである。したがって梁間総長は8.7mとなる。桁行については身舎西側柱列で総長21.0mであり、柱間は南北両端及び中央付近の柱痕跡より3.0m等間と判断される。

身舎側柱の柱掘り方は1辺2.1m～2.4mの隅丸方形で、深さは1.0m～1.5mと規模の大きい掘り方となっている。柱痕跡は直径36cm～40cmであり、2段階で大きく柱抜き取りを受けている。廂の柱掘り方は1辺0.8m～1.2mの隅丸方形で、深さは60cm～70cmであり、身舎よりも小規模である。柱痕跡は直径20cm～24cmで、柱抜き取りを受けている。

建物の全体規模、柱掘り方の規模等が東廂殿の中で最も大きい建物となっている。

柱掘り方埋土は褐色土を主体とした明褐色粘土・明黄褐色粘土・黒褐色粘土といった地山粘土や腐植土が小ブロック状に混入し、焼土・炭化物も若干混入している。

埋土混入の焼土・炭化物については、前段階の建物の焼失または周辺で火災があった可能性の他に、本建物埋土や前身建物のSB1707柱掘り方柱抜き取りより鉄滓が出土していることから、改修及び建て替えに伴い周辺で鍛冶が行われ、それにより排出された焼土・炭化物が混入した可能性も考えられる。柱掘り方埋土より須恵器環の転用硯、瓦片、鉄製小札、鉄滓が出土し、柱抜き取り部分より須恵器環の転用硯と赤褐色土器環A、瓦片、銅製品、焼土ブロックが出土している。

建物南東側、東側桁行柱筋に対し2.1m東の位置に平行するSD1718は、本建物の雨落ち溝と考えられる。

S B 1706 出土遺物 (第34・39図、図版32～34)

1、3、5は柱掘り方埋土出土、2、4、6は柱掘り方抜き取り部分出土である。なお1についてはSB1707柱掘り方抜き取り部分出土破片と接合している。

須恵器(1～3)：1はヘラ切り後丁寧な撫で調整を、2は撫で調整を、3は軽い撫で調整を施す環である。全て転用硯であり1～3は底部内面を硯に転用している。1、2は朱墨の付着が認められる。

赤褐色土器(4)：糸切り無調整の環である。

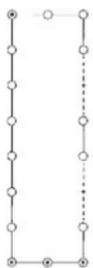
鉄製品(5)：5は小札で下部が欠損している。札幅2.3cm、長さ6.5cm以上で、札頭は上辺がやや丸みを帯びる方形である。緘孔は1列で、第1緘孔のみ確認される。綴孔は2列で、第3綴孔まで確認される。

銅製品(6)：碗型を呈する厚手の鋳造品の一部(胴部破片か)と考えられる。中央部分に横走る窪み状に段差が認められる。

瓦(第39図、図版33・34)(3～5)

いずれも柱掘り方埋土出土である。いずれも一枚作りの平瓦で、凸面には縄目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。3、4は硬質、5はやや軟質の瓦である。色調は3は灰色～暗灰色を、4は黄灰色～淡黄色を、5は暗灰色～灰白色を呈する。3は凸凹面に砂粒が目立つ。4には粘土板を重ねたような痕跡が認められ、凸凹面とも軽い撫でを施す。5には経年変化による磨滅が認められる。

S B 1705 掘立柱建物跡 (第26~31図、図版11・12・16・17・45)



東西2間×南北7間の南北棟掘立柱建物跡である。建物の方向は桁行が南北基準線にほぼ一致している。梁間については南側柱列で総長5.8mあり、柱間は西より2.9m+2.9mである。桁行については西側柱列で総長20.3mであり、柱間は南北両端の柱位置より2.9m等間と判断される。

柱掘り方は1辺1.5m~1.8mの方形で、深さは0.8m~1.2mである。柱痕跡は直径30cmであり、柱抜き取りを受けている。

柱掘り方埋土は褐色土を主体とし、明褐色粘土・明黄褐色粘土・黒褐色粘土が細かく混入している。柱掘り方埋土より須恵器蓋の転用硯、赤褐色土器坏B、瓦片等が出土している。柱抜き取り部分より赤褐色土器坏Aや瓦片が出土している。

S B 1705 出土遺物 (第35・39図、図版32・34)

1~3は柱掘り方埋土、4は柱掘り方抜き取り部分出土である。

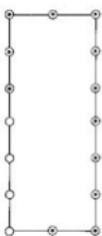
須恵器(1・2)：1は天井部へラ切り後撫で調整を施す蓋で、擬宝珠のつまみが付く。天井部内面に「位」の墨書がある。2は切り離し不明の蓋で、天井部内面に硯に転用している。

赤褐色土器(3・4)：3は糸切りで体部下端にケズリ調整を施す坏である。4は糸切り無調整の坏である。体部内面に煤状の付着物が認められる。

瓦(第39図、図版34)(6・7・8)

6は硬質の平瓦で、7、8は軟質の平瓦である。いずれも一枚作りで、凸面には縄目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。色調は6は灰白~灰黄色を、7は明褐色灰色~橙色を、8は黄橙色を呈する。7は凸凹面とも砂粒が目立つ。7は二次加熱を受けている。

S B 1704 掘立柱建物跡 (第26~31図、図版11・12・15・16)



東西2間×南北6間の南北棟掘立柱建物跡である。建物の方向は桁行が南北基準線に対し北で約1度西に振れる。梁間については北側柱列で総長7.0mであり、柱間は西より3.5m+3.5mである。桁行については東側柱列で総長17.7mであり、柱間は北より3.0m+3.0m+2.7m+3.0m+3.0m+3.0mである。

柱掘り方は直径1.2m~1.8mの円形で、深さは1.0m~1.3mである。柱痕跡は直径27cm~30cmであり、北東隅の掘り方内では、直径約30cmの炭化柱材が遺存していた。他の柱掘り方は柱抜き取りを受けており、痕跡内には焼土・炭化材が混入している。それらのことから建物は火災を受けて焼失したと考えられる。

柱掘り方埋土は褐色土・暗褐色土が主体である。柱掘り方埋土より須恵器坏と赤褐色土器破片が出土している。柱抜き取り部分より須恵器坏が出土している。

建物東側桁行柱筋に対し1.2m東の位置に平行するSD734は、本建物の雨落ち溝と考えられる。

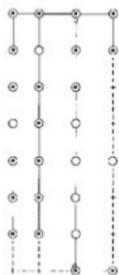
S B 1704 出土遺物 (第36図、図版32・33)

1は柱掘り方抜き取り部分出土、2、3は柱掘り方埋土出土である。

須恵器(1~3)：1、2はへら切り後撫で調整を施す坏、3はへら切り後軽い撫で調整を施す坏である。

1の体部内外面には煤状炭化物が付着している。3の底部外面には「主」の墨書がある。

S B1703掘立柱建物跡（第26～31図、図版11～16・45）



東西3間×南北7間の南北棟で、床張りの西廂付掘立柱建物跡である。建物の方向は桁行が南北基準線に対し北で約1度東に振れる。梁間については身舎北側柱列で総長6.0mであり、柱間は西より3.0m+3.0mである。廂の出は2.1mである。したがって梁間総長は8.1mとなる。桁行については、身舎東側柱列で総長21.0mであり、柱間は西側及び東側柱列の柱痕跡に基づく3.0m等間となる。側柱の他に棟通り下で各梁間柱筋上に6基の柱掘り方が検出され、建物は床束柱を伴う床張りであったと考えられる。

身舎側柱の柱掘り方は直径60cm～70cmの円形で、深さは1.0m～1.2mである。小規模で深い特徴的な柱掘り方となっている。柱痕跡は直径30cmである。痕跡の状況から、柱は抜き取りまたは地上部付近で切り取りを受けていると考えられる。

床束柱の柱掘り方はSB1702の床束柱掘り方と重複し、これより古い。1辺1.0m～1.2mの隅丸方形で、深さは30cm～45cmと浅い。柱痕跡は直径24cmで、掘り方のやや北寄りに認められ、柱抜き取りを受けている。廂の柱掘り方は1辺70cm～120cmの隅丸方形または不整形で、深さは50cm～60cmである。柱痕跡は直径24cm～30cmで抜き取りを受けている。

埋土は褐色土・にぶい褐色土で焼土・炭化物が混入する。痕跡埋土はしまりのない灰褐色土である。柱掘り方埋土より須恵器襍破片の転用硯、底径の小さい赤褐色土器環、赤褐色土器皿、銅滓が出土している。柱抜き取り部分より赤褐色土器皿が出土している。

S B1703出土遺物（第37図、図版33）

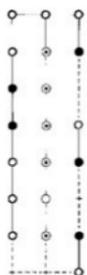
1～4、6は柱掘り方埋土、5は柱掘り方抜き取り部分出土である。

須恵器（1）：襍体部破片を利用し、硯に転用している。

赤褐色土器（2～5）：2～4は糸切り無調整の環、5は糸切り無調整の皿である。

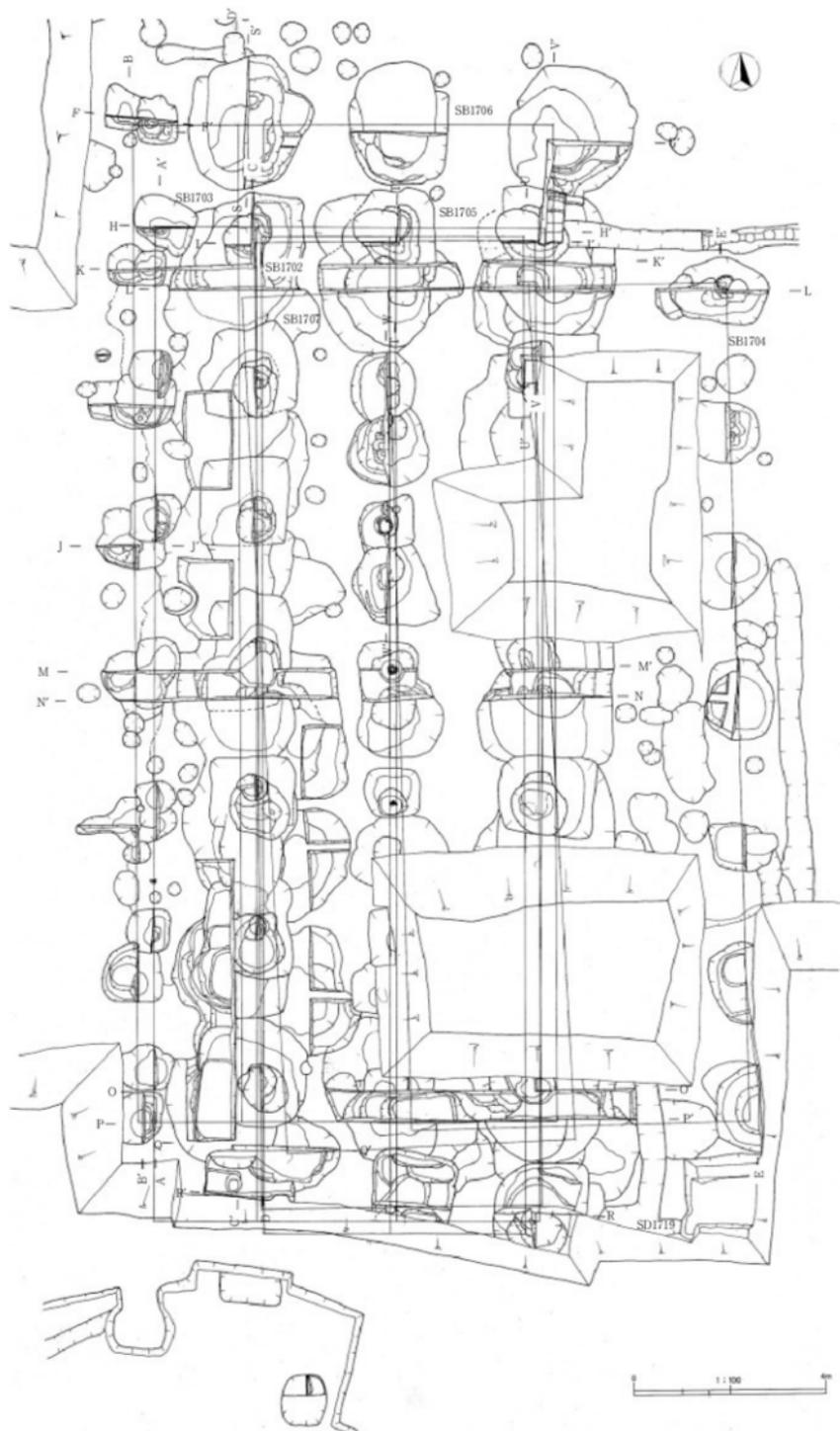
銅製品（6）：緑青が表面に生じている銅滓である。

S B1702礎石建物跡（第26～31図、図版11～14・16）

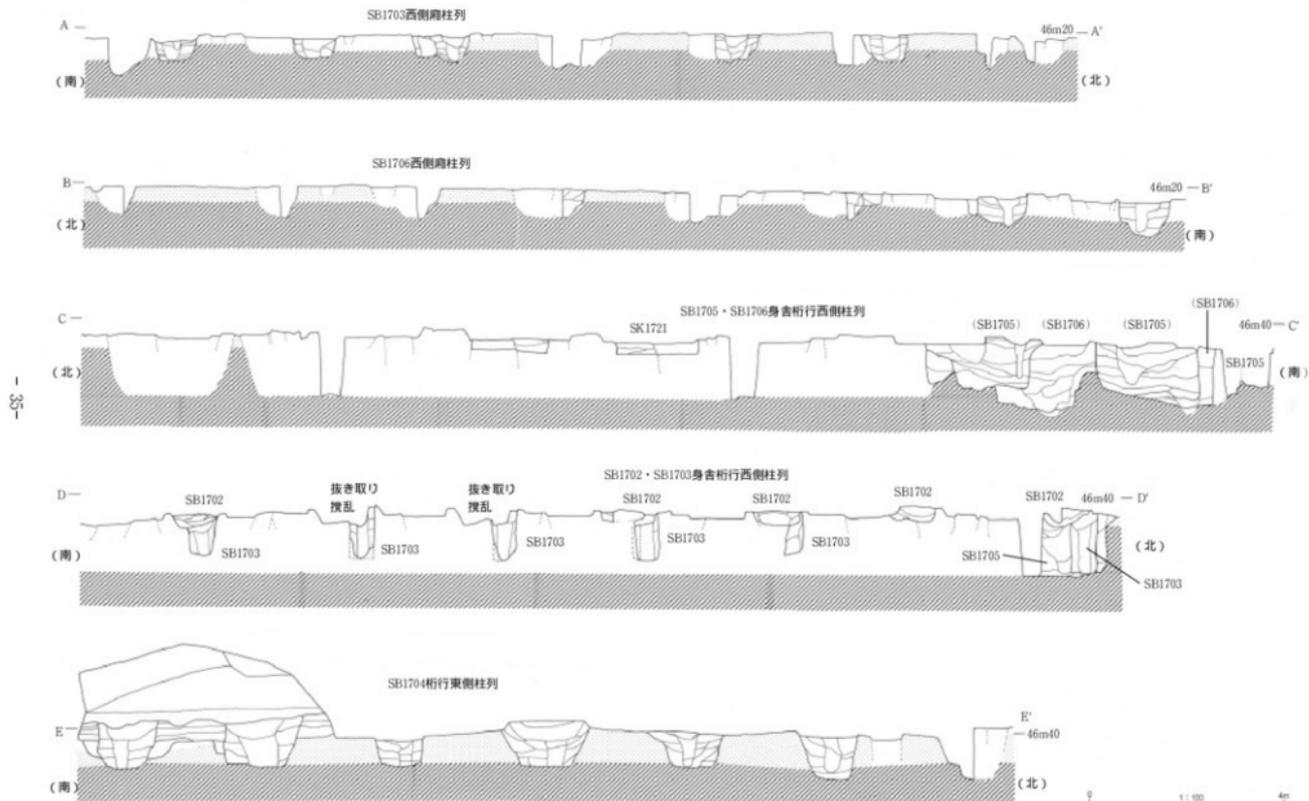


東西2間×南北7間の南北棟で、床張りの礎石建物跡である。建物の方向は桁行が南北基準線に対し北で約1度東に振れる。梁間については、礎石抜き取り痕の中心と桁行礎石上の柱痕跡の位置関係に基づく、北側柱列で総長5.4mであり、柱間は西より2.7m+2.7mとなる。桁行については、梁間と同様に礎石抜き取り痕の中心と遺存している礎石上の柱痕跡に基づく、東側柱列で総長21.0mであり、柱間は3.0m等間となる。また、側柱の他に棟通り下で各梁間柱筋上に6基の柱掘り方が検出されており、建物は床束柱を伴う床張りであったと考えられる。

礎石は西側桁行で2箇所、東側桁行で3箇所検出されているが、それ以外は抜き取られており、根石のみ検出される箇所もある。礎石掘え方は直径1.0m～1.1mの円形であり、直径60cm～70cmの円形または1辺60cm～70cmの不整形を呈し、厚さ20cm～25cmの礎石が掘えられている。礎石上面は掘え方の遺存度の良い3箇所掘え方上面よりも低く検出され、掘え方内に礎石が10cm～15cm以上埋設されていたと考えられる。柱痕跡は約33cm～36cmであり、掘え方埋土内や礎石上面に認められ

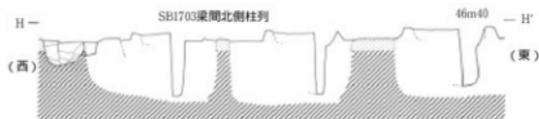
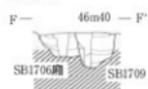


第26図 政庁東脇殿跡 (SB1702 - SB1708)

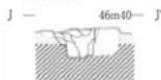


第27図 政庁東殿跡柱掘り方土層断面①(桁行・南北方向)

SB1706西側廊・SB1709桁行東側  
柱掘り方

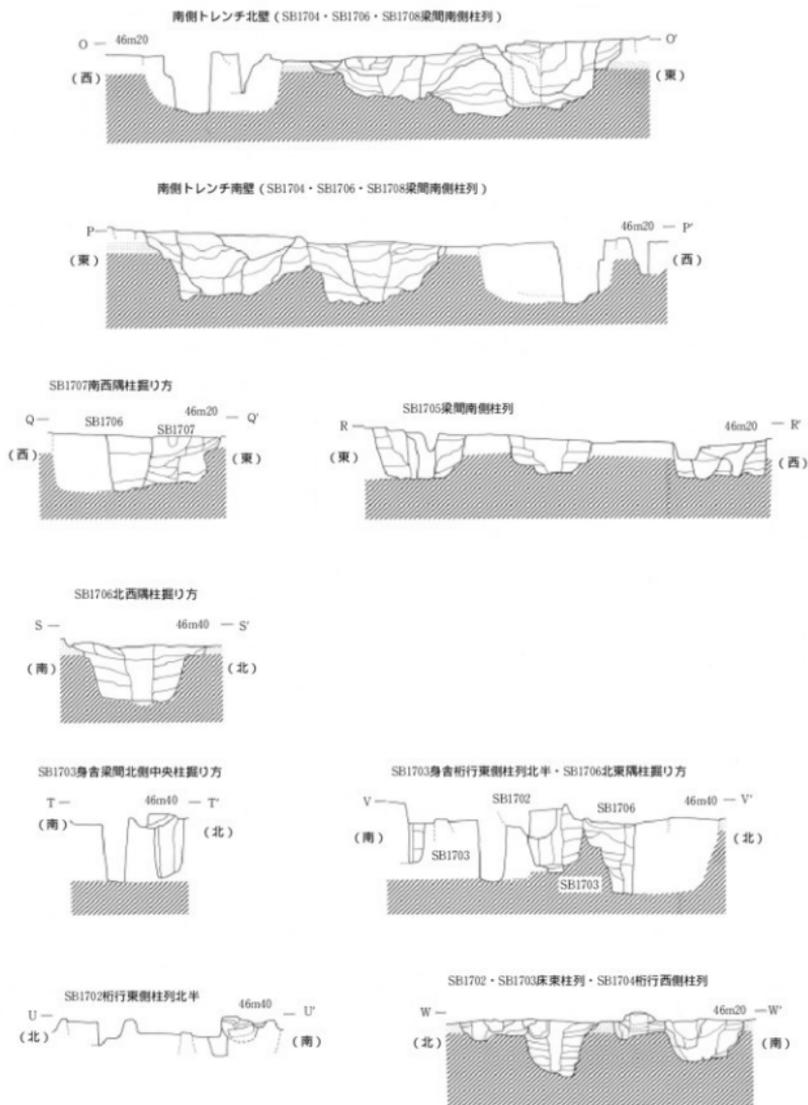


SB1706西側廊  
柱掘り方



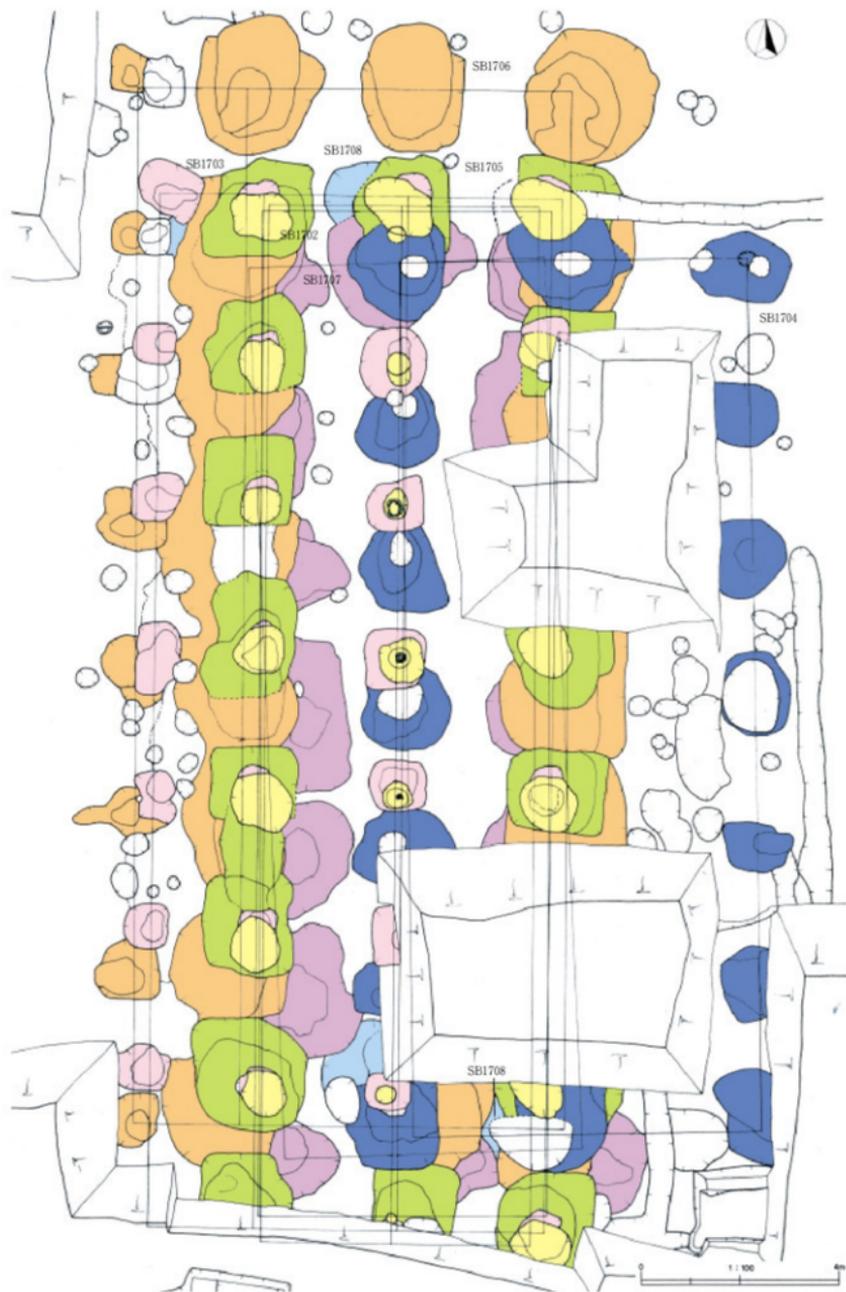
第28図 政庁東脇殿跡柱掘り方土層断面図②(梁間・東西方向)



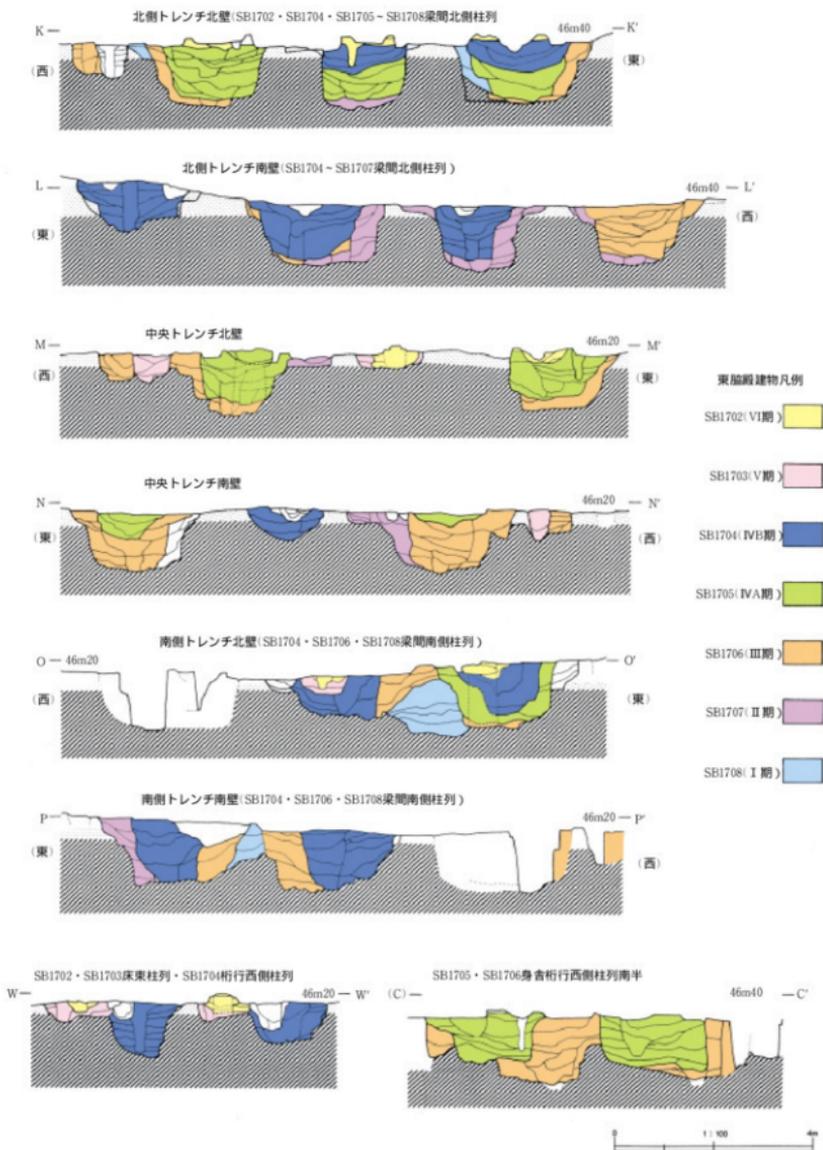


第29図 政庁東脇殿跡柱掘り方土層断面③(梁間・東西方向/桁行・南北方向)

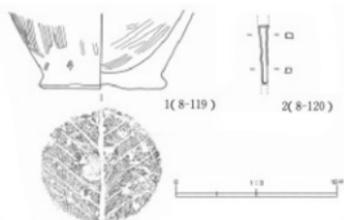




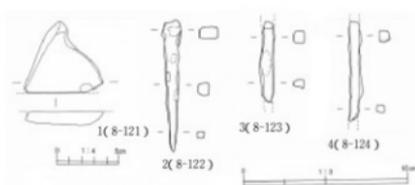
第30図 政庁東脇殿跡(SB1702～SB1708)(建物・時期別色分け図)



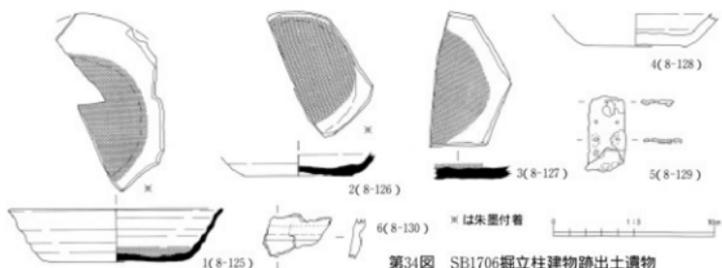
第31図 政庁東脇殿跡柱掘り方土層断面図③ (建物・時期別色分け図)



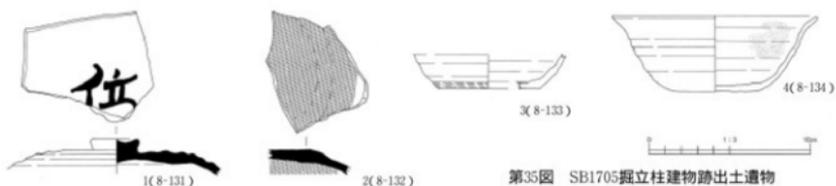
第32図 SB1708掘立柱建物跡出土遺物



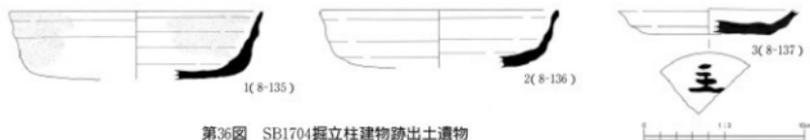
第33図 SB1707掘立柱建物跡出土遺物



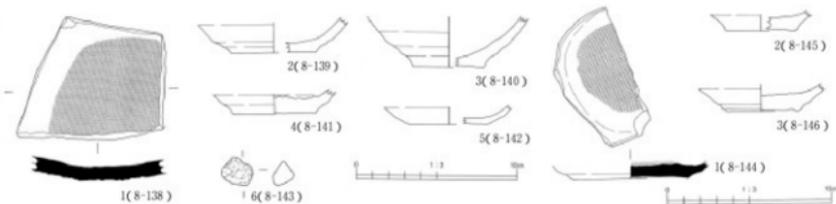
第34図 SB1706掘立柱建物跡出土遺物



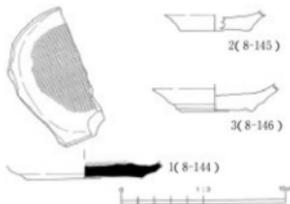
第35図 SB1705掘立柱建物跡出土遺物



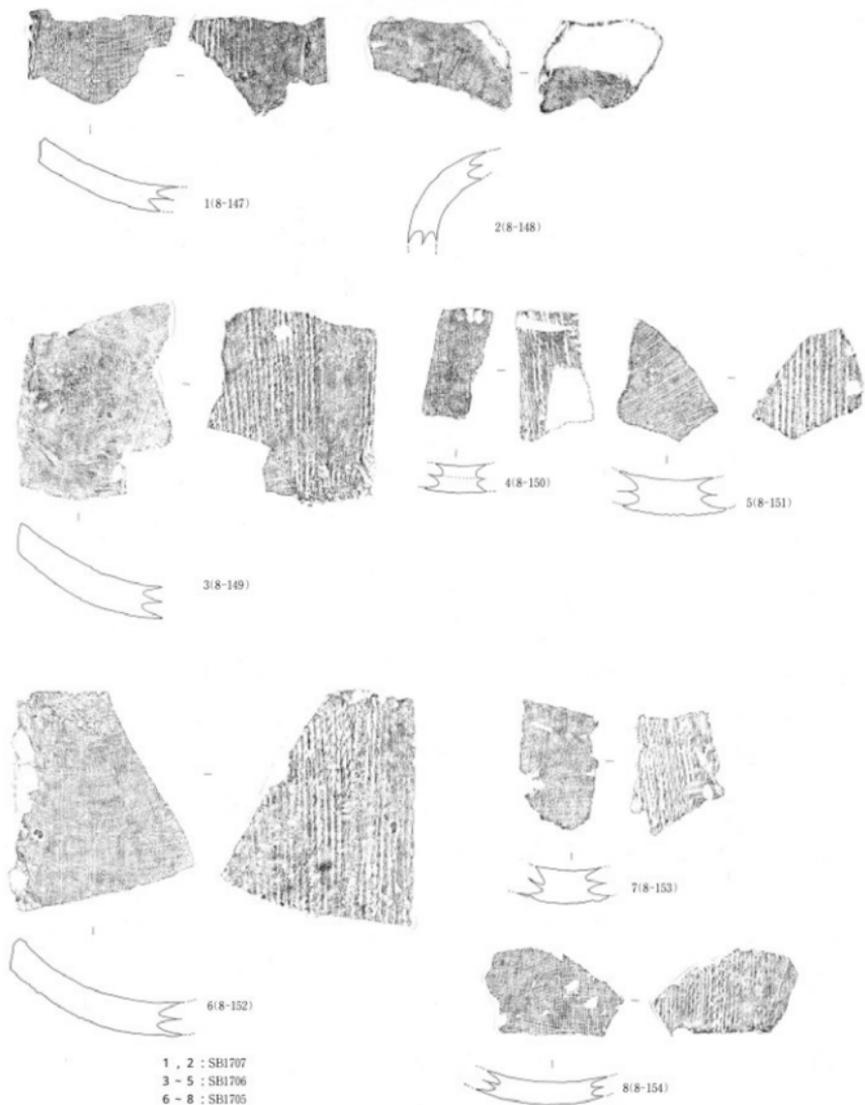
第36図 SB1704掘立柱建物跡出土遺物



第37図 SB1703掘立柱建物跡出土遺物



第38図 SB1702掘立柱建物跡出土遺物



第39圖 政庁東廳殿建物跡出土瓦



東 脇 殿 建 物 跡 (表 3)

東 脇 殿	規 模	梁 間 (m) 桁 行 (m)	建 物 構 造 及 び 方 位	(柱掘り方) 規 模 形 状 深 さ	(柱痕跡) 規 模 形 状 深 さ	埋 土 状 況	出 土 遺 物 上 段 埋 土 下 段 抜き 取り	備 考
SB1708	(梁間) 2間 (桁行) 6間	2間 (6.0) 3.0+3.0 6間 (18.0) (西桁北~) 3.0+3.0+3.0+3.0	南北棟獨立柱 不明	不明	不明	地山飛砂を主体とする 浅黄色砂・黄褐色砂	土師器襖(底部木葉痕) 鉄鏝	建物重複により柱掘り方破壊され詳細不明
SB1707	(梁間) 2間 (6.0) (北梁西~) 3.0+3.0 (桁行) 6間 (18.0) (西桁北~) 3.0+3.0+3.0+3.0	2間 (6.0) 3.0+3.0 6間 (18.0) (西桁北~) 3.0+3.0+3.0+3.0	南北棟獨立柱 N 3° W	直径1.6m~2.0mの円形 または1辺1.6~2.0mの 不整形 深さ1.0m~1.2m 柱抜き取り痕あり	直径36cm	褐色土・浅黄色砂 焼土・炭化物混入 柱抜き取り埋土に明黄 褐色粘土・焼土混入	瓦 鉄鏝・鉄釘 須恵器破片 瓦、埴(焼埴か) 鉄滓	建物焼失の可能性あり
SB1706	(梁間) 3間 (8.7) (北梁西~) 2.1+3.3+3.3 (桁行) 7間 (21.0) (西桁北~) 3.0+3.0+3.0+3.0+3.0	3間 (8.7) 2.1+3.3+3.3 7間 (21.0) 3.0+3.0+3.0+3.0+3.0	西面片廂付南 北棟獨立柱 N0°30' E	1辺2.1~2.4mの隅丸方 形 (廂) 1辺0.8~1.2mの 隅丸方形 深さ1.0~1.5m 柱抜き取り痕あり	直径36~ 40cm	褐色土に明褐色粘土・ 黒褐色粘土(地山粘土) 混入、焼土・炭化物混 入	須恵器坏転用硯 瓦 鉄製小札、鉄滓 須恵器坏転用硯 赤褐色土器坏A 瓦 銅製品	規模の大きい柱掘り方
SB1705	(梁間) 2間 (5.8) (北梁西~) 2.9+2.9 (桁行) 7間 (20.3) (西桁北~) 2.9+2.9+2.9+2.9+2.9+2.9	2間 (5.8) 2.9+2.9 7間 (20.3) 2.9+2.9+2.9+2.9+2.9+2.9	南北棟獨立柱 N0° E	1辺1.5~1.8mの方形 深さ0.8~1.2m 柱抜き取り痕あり	直径30cm	褐色土に明褐色粘土・ 明黄褐色粘土・黒褐色 粘土混入	須恵器蓋転用硯(墨書土器) 赤褐色土器坏B 瓦、鉄釘 赤褐色土器坏A 瓦 鉄鏝	
SB1704	(梁間) 2間 (7.0) (北梁西~) 3.5+3.5 (桁行) 6間 (17.7) (東桁北~) 3.0+3.0+2.7+3.0+3.0	2間 (7.0) 3.5+3.5 6間 (17.7) 3.0+3.0+2.7+3.0+3.0	南北棟獨立柱 N 1° W	直径1.2~1.8mの円形 深さ1.0~1.3m 柱抜き取り痕有り	直径27~ 30cm	褐色土・暗褐色土 東桁柱掘り方は褐色砂 主体 柱抜き取りに焼土・炭 化物混入	須恵器坏 赤褐色土器破片 須恵器坏	炭化柱材遺存箇所あり 建物焼失
SB1703	(梁間) 3間 (8.1) (北梁西~) 2.1+3.0+3.0 (桁行) 7間 (21.0) (西桁北~) 3.0+3.0+3.0+3.0+3.0	3間 (8.1) 2.1+3.0+3.0 7間 (21.0) 3.0+3.0+3.0+3.0+3.0	西面片廂付南 北棟獨立柱 N 1° E 床束柱あり	直径60~70cmの円形 深さ1.0~1.2m (廂) 1辺0.8~1.0m	直径30cm	褐色土・にぶい褐色土 焼土・炭化物混入 柱痕跡は灰褐色土	須恵器襖破片 転用硯 赤褐色土器坏・皿 銅滓 (廂) 赤褐色土器皿	小規模で深い柱掘り方
SB1702	(梁間) 2間 (5.4) (北梁西~) 2.7+2.7 (桁行) 7間 (21.0) (東桁北~) 3.0+3.0+3.0+3.0+3.0	2間 (5.4) 2.7+2.7 7間 (21.0) 3.0+3.0+3.0+3.0+3.0	南北棟礎石式 建物 N 1° E 床束柱あり	礎石掘え方 直径1.0~1.1mの円形 深さ30~40cm 礎石10~15cm以上埋設 されている。	直径33~ 36cm	直径または1辺60~70 cmの円形で、厚さ20~ 25cmの礎石。部分的に 根石検出	須恵器坏 転用硯 赤褐色土器坏A・台付坏	炭化柱材遺存箇所あり 建物焼失 後世の削平と礎石抜き取り あり

る。礎石の石質は計5個のうち、4個は凝灰岩であり、1個は礫岩である。また、東側桁行北から1間目の礎石のみが円形で厚さ16cm前後に加工されている以外は、全て自然面を残す自然石が用いられている。

床束柱掘り方はSB1703の床束柱掘り方と重複し、これより新しい。直径50cm～70cmの円形で、深さは現状で25cm～40cmと小規模で浅い。また、北側梁間及び南側梁間中央の側柱に内側に隣接して小柱穴を検出しており、棟通り下の床束柱からの床桁を受ける床束柱穴となる可能性が考えられる。棟通り北から2間目、3間目、4間目の3箇所の柱掘り方で、炭化柱材が検出されており、最も遺存度の良い2間目のもので柱直径は33cmである。このことから建物は火災を受けて焼失したと考えられる。

礎石掘え方埋土は褐色土を主体としている。礎石掘え方の柱痕跡にも炭化物の混入が認められる。礎石掘え方内埋土より須恵器環の転用硯、底径の小さい赤褐色土器環が出土している。また柱痕跡部分より台付坏が出土している。

S B 1702出土遺物（第38図、図版33）

1、2は礎石掘え方、3は礎石掘え方柱痕跡部分出土である。

須恵器（1）：1はヘラ切り後軽い撫で調整を施す坏である。底部内面を硯に転用している。

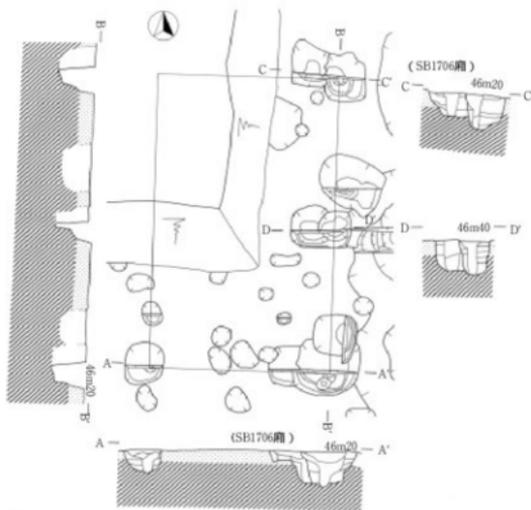
赤褐色土器（2・3）：2は糸切り無調整の底径の小さい小型坏、3は糸切り後浅く簡易な台を削り出す台付坏である。

## ②その他の新たな検出遺構

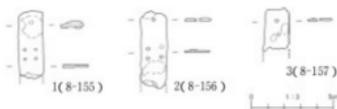
S B 1709掘立柱建物跡

（第40図、図版20）

調査区中央北西側の第7層明黄褐色粘土・明褐色粘土層面及び地山飛砂層面で検出された。梁間1間（3.6m）、桁行2間（3.0m+3.0m）の南北棟の掘立柱建物跡である。建物の方向は南北基準線に対し桁行が北で約2度東に振れる。柱掘り方は1辺が0.7m～1.0mの隅丸方形で、深さ50cm～70cmである。柱痕跡は直径約18cmで、柱抜き取りを受けている。SB1703、SB1706と重複し、SB1706よりも新しく、SB1703よりも古い。柱抜き取り埋土より鉄製品の他赤褐色土器片も出土している。



第40図 SB1709掘立柱建物跡



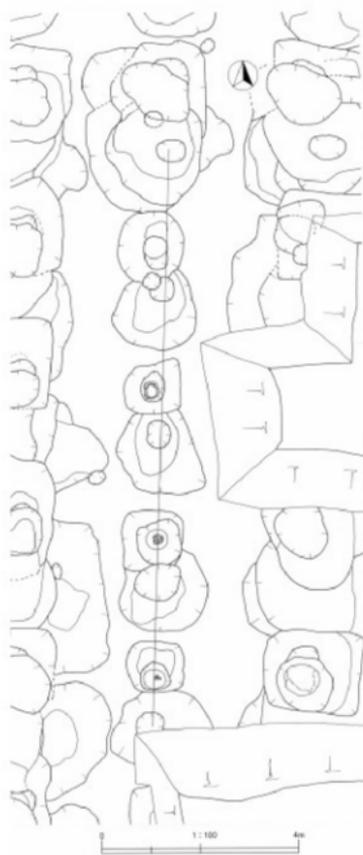
S B 1709出土遺物（第41図、図版34）

1、2は柱掘り方抜き取り部分出土、3は柱掘り方埋土土である。

第41図 SB1709掘立柱建物跡出土遺物

鉄製品（1～3）：いずれも小札で下部が欠損している。

1、2は札幅が1.5cm、長さ4.2cm以上で、札頭は上辺がやや丸みを帯びる方形である。同一個体となる可能性がある。縦孔は1列で、第1縦孔のみ確認される。縦孔は2列で、第2縦孔まで確認される。3は札幅が1.5cm、長さ2.5cm以上で、角が若干丸みを帯びる方形である。縦孔は1列で、第2縦孔まで確認される。



第42図 SA1710柱列

SA 1710柱列（第42図、図版11・12）

調査区中央の東脇殿SB1704桁行西側柱列に重複し、その掘り方上面で検出された。5基以上の小柱掘り方よりなる南北方向の柱列である。柱列の方向は南北基準線に対し約1度東に振れる。柱掘り方は直径50cm～80cmと小さく、深さも30cm～50cmと浅い。全体に削平を受けていると考えられる。柱痕跡は柱抜き取りにより判然としないが、24cm前後と推定される。柱間は3.0m等間である。SB1703、SB1704と重複し、SB1704よりも新しく、SB1703よりも古い。

SA 1710出土遺物（第43図、図版34）

いずれも柱掘り方埋土土である。

赤褐色土器（1）：糸切り無調整の坏である。

鉄製品（2～5）：2は鉄鎌で茎部が欠損している。3～5は小札である。3は札幅が2.1cm、長さ6.7cm以上で、札頭は角張った方形である。縦孔は1孔、縦孔は2列で、第2縦孔まで確認される。4は札幅が1.8cm、長さ4.1cm以上で、札頭は角張った方形である。縦孔は1列で第2縦孔まで、縦孔は2列で第1縦孔まで確認される。5は札頭と札尻が欠損している。札幅は1.5cmである。



第43図 SA1710柱列出土遺物

#### SA1711柱列（第44図、図版21）

調査区中央西側の地山飛砂層面から、地山褐色砂層面にかけて検出された。5基の柱掘り方よりなる南北方向の柱列である。柱列の方向は南北基準線に対し、北で約1度東に振れる。柱掘り方は直径0.7m～1.0mのややゆがんだ円形で、深さは45cm～60cmである。柱痕跡は16cm～18cmで、柱抜き取りを受けている。一本柱列塙跡となり、東側の東脇殿に伴う目隠し塙となると考えられる。

#### SA1711出土遺物（第45図、図版34）

1は柱掘り方埋土出土、2、3は柱掘り方抜き取り部分出土である。

赤褐色土器（1・2）：1は糸切り無調整の坏、2は糸切り無調整の皿である。

円面硯（3）：脚部の破片である。縦方向及び横方向の線刻が認められる。

#### SA1712柱列（第46図、図版21）

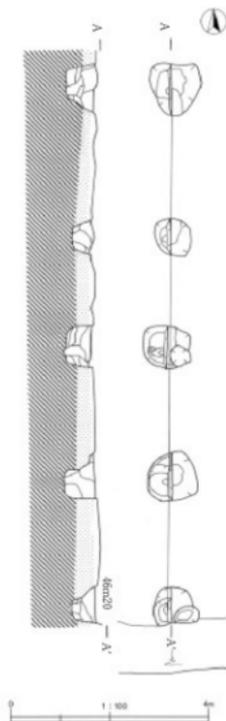
調査区西側の第10層褐色砂層面で検出された。3基の柱掘り方よりなる南北方向の柱列である。柱列の方向はほぼ南北基準線に一致する。柱掘り方は直径50cm～70cmのややゆがんだ円形で、深さは45cmと浅い。全体に削平を受けていると考えられる。柱痕跡は20cmで、柱抜き取りを受けている。柱間は北より2.8m+2.3mである。

#### SA1713柱列（第46図、図版21）

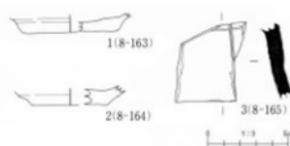
調査区西側の第10層褐色砂層面で検出された。3基の柱掘り方よりなる南北方向の柱列である。柱列の方向はほぼ南北基準線に一致する。柱掘り方は直径45cm～55cmのややゆがんだ円形で、深さは35cm～45cmと浅い。全体に削平を受けていると考えられる。柱痕跡は18cm～20cmで、柱抜き取りを受けている。柱間は1.7m等間である。

#### SA1714柱列（第47図、図版22）

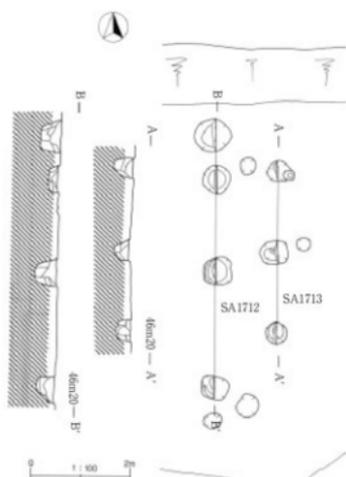
調査区中央北西側の地山飛砂層面で検出された。4基の小柱掘り方よりなる東西方向の柱列である。柱列の方向は東西基準線に対し、西で約2度北へ振れる。柱掘り方は直径30cm～40cmの円形で、深さも15cm～25cmと浅い。全体に削平を受けているが本来小規模な柱掘り方であったと考えられる。柱痕跡は柱抜き取りにより判然としないが、15cm前後と推定される。柱間は西より2.2m+2.8m+2.7mである。



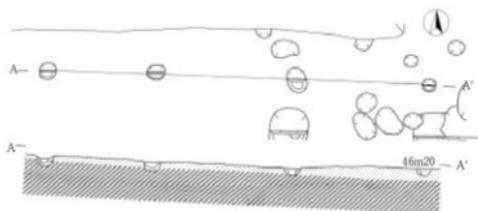
第44図 SA1711柱列



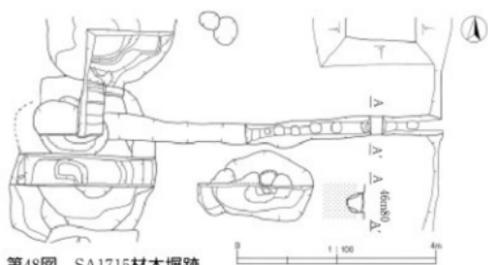
第45図 SA1711柱列跡出土遺物



第46図 SA1712柱列・SA1713柱列



第47図 SA1714柱列



第48図 SA1715材木堀跡

#### S A1715材木堀 (第48図、図版22)

調査区中央北側、東脇殿北東側の第5層褐色土層面で検出された。材木堀の布掘り溝とその底面に丸太材の痕跡が検出されている。方向は東西基準線にほぼ一致する。布掘り溝は幅35cm～50cm、深さ35cm前後で、長さは東西方向に6.5mが検出されている。溝は削平により本来より浅くなっていると考えられる。布掘り溝内には直径20cm前後の円形の丸太材の痕跡が検出されている。現状で10cm～20cm間隔で検出されている。

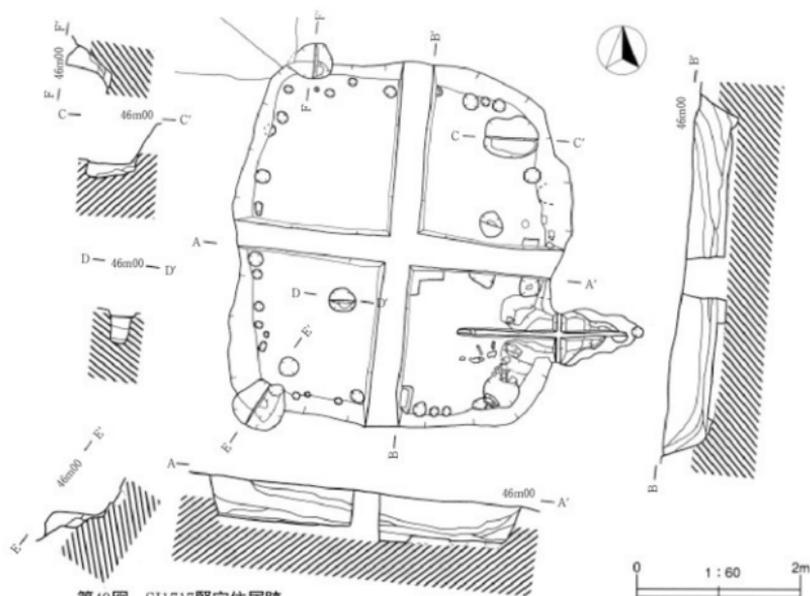
東脇殿SB1702、SB1704、SB1705、SB1706と重複し、SB1704、SB1705、SB1706よりも新しく、SB1702よりも古い。布掘り溝の方向及び位置は、SB1703北側梁間柱列の柱筋にほぼ一致しており、建物に組み合うように検出されている。SB1703と同時に建物北側梁間と連続するような構造で政庁東門から正殿への通路(東西軸線)に対し平行するように設けられた材木堀と考えられる。布掘り溝埋土より、須惠器片、瓦片が出土している。

#### S A1716ピット群 (第23図)

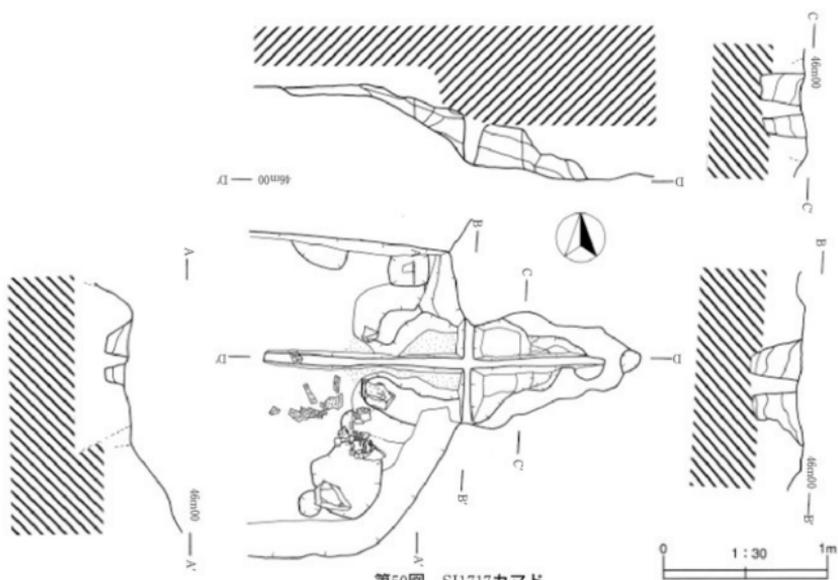
調査区中央の第4層黒褐色土層面で検出された。直径10cm～15cmの小柱掘り方からなるピット群である。小規模な柱掘り方建物や柱列を構成する可能性がある。

#### S I1717竪穴住居跡 (第49・50図、図版22)

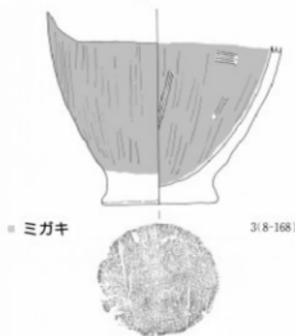
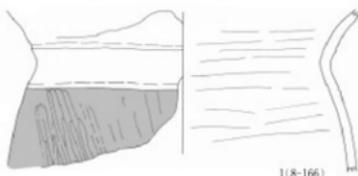
調査区西側の地山褐色砂層面で検出された。平面形は東西3.8m×南北4.5mの方形を呈し、西壁は南北基準線に対し北で約6度東へ振れる。東壁南寄りに粘土で構築されたカマドを伴う。北西隅、南西隅に壁を浅



第49図 SI1717竪穴住居跡



第50図 SI1717カマド



第51図 SI1717竪穴住居跡出土遺物



第52図 SD1718溝跡

く掘り込むように柱掘り方を検出した。北東隅には浅い掘り込みを検出し、南東隅にも柱掘り方と考えられる掘り込みを検出した。また、中央やや南西寄りにも小柱掘り方を検出した。壁際床面に壁板の支持材と考えられる不規則に連続する小柱穴を伴う。住居壁高は60cmを計る。床面は粘土による貼り床が施されている。

SI1717出土遺物(第51図、図版34・35)

カマド袖部周辺からの出土である。

土師器(1~3):1は頸部に棒状工具による上下2条の横走沈線が認められるが、一部は途切れている。外面の調整は撫でる後に縦方向のミガキを施す。内面は横撫でを施している。2、3は同一個体となる。外面の調整は口縁部から頸部にかけては横方向の撫で調整を施し、頸部より下方には縦方向のカキ目の後に密な縦方向のミガキを施す。内面については頸部から上方は横方向への撫でる後に同方向のミガキを施している。頸部より下方は横、縦方向のカキ目の後に縦方向のミガキを施すが部分的にカキ目が残る。底部に笹葉状痕が認められる。

SD1718溝跡(第52図)

調査区中央南側、東脇殿南東側の第7層明黄褐色粘土・明褐色粘土層面で検出された。幅40cm~80cm、長さ3.7m以上の南北方向の溝跡である。溝の方向は南北基準線にほぼ一致する。検出層位及び位置関係から、SB1706に伴う雨落ち溝と考えられる。SD1719と重複し、これより新しい。埋土より赤褐色土器片、瓦片が出土している。

SD1719溝跡(第26図)

調査区中央南側、東脇殿南東側の第8層明黄褐色砂面で検出された。幅50cm、長さは南北に3.6m以上で、南端で1m程逆し字状に西に曲がる。溝は南北方向でもゆるやかに曲がっており、曲がる方向は南北基準線に対し北で約1度西に振れている。検出層位及び位置関係からSB1707に伴う雨落ち溝と考えられる。SD1718と重複し、これより古い。またSB1707南東隅柱掘り方と

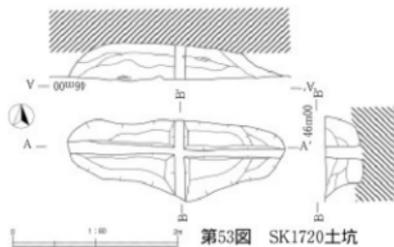
も重複し、これより新しいが、これは建物建築後に雨落ち溝が掘られたためと考えられる。

#### SK1720土坑（第53図、図版22）

調査区西側の第10層褐色砂層面で検出された。長径2.6m×短径1.0m、深さ45cmのゆがんだ楕円形の土坑である。埋土には赤褐色土器の他、須恵器片や瓦片も混入し、埋土中程に炭化物が多く混入する土層が堆積していた。

#### SK1720出土遺物（第54図、図版35）

赤褐色土器（1）：糸切り後、体部下端にケズリ調整を施す坏である。



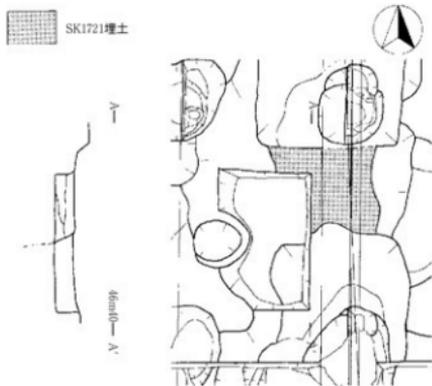
第53図 SK1720土坑



第54図 SK1720土坑出土遺物

#### SK1721土坑（第55図、図版11・12）

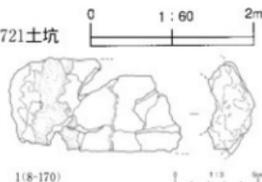
調査区中央、東脇殿SB1706柱掘り方上面で検出された。SB1705柱掘り方に破壊され、プランは明確でないが、短径1.0m×長径1.1m以上のゆがんだ楕円形で、深さは25cmと浅いくぼみになると推定される。埋土中に焼土・炭化物が多量に混入し、鉄屑や鍛造剥片も混入することから、周辺で行われた鍛冶の排出物が廃棄されたと考えられる。SB1705柱掘り方抜き取り痕のくぼみとなる可能性もあるが、埋土の状況及び遺物混入の状況が特徴的であるため、土坑状落ち込みとして扱った。



第55図 SK1721土坑

#### SK1721出土遺物（第56図、図版35）

フイゴ羽口（1）：フイゴ羽口先端部で、基部は欠損している。



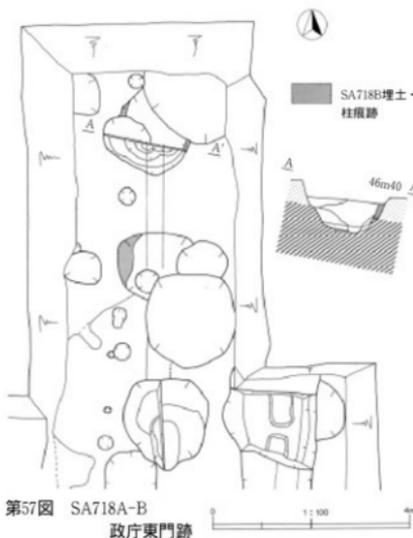
第56図 SK1721土坑出土遺物

### ③調査区東側検出（再検出）遺構

調査区東側では、中央から北側にかけて第38次調査地と重複する部分を調査し、政庁東門跡及び東辺区画施設の一部を再検出した。また、その南東側では第38次調査地に隣接する未調査部分を調査し、政庁東門跡及び東辺区画施設の未検出部分を新たに検出した。以下、再検討のため再検出及び検出を行った遺構について、政庁東門跡、政庁東辺区画施設の順に記述していく。

## 政庁東門跡

政庁東門跡としては、政庁6時期(4期に2小期あり)の変遷に対し6棟の門跡が確認されている。今次調査ではそのうちSA718とSB717について再検出及び検出を行った。SA718については同一地点での建て替え、2時期の遺構重複の有無を目的として、SB717については東辺区画施設との重複関係の把握を目的として調査を実施した。



第57図 SA718A-B  
政庁東門跡

### S A718A・B政庁東門跡(第57図、図版23)

調査区北東側で再検出された。2基の柱掘り方よりなる南北方向の柱列で、樑門構造の門となる。政庁東辺区画SF729築地塀の中心線に柱筋が一致し、築地塀が南北に連続することから、SF729と同時期の政庁東門跡と考えられる。柱掘り方は1辺1.5m前後の方形で、深さは80cmである。今回、北側柱掘り方のみ断ち割り、掘り下げを行ったところ、ほぼ同位置で新旧2時期の柱掘り方が重複していることが確認された。重複・新旧関係の新しいものをSA718A、古いものをSA718Bとした。

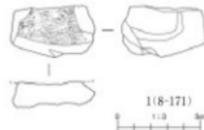
SA718Bの古い柱掘り方はSA718Aの新しい柱掘り方にほとんど破壊されており、掘り方埋土の一部と掘り方底部の柱痕跡を残すのみとなっている。SA718Bの柱掘り方の柱痕跡は、掘り方底面に浅いくぼみ、地山粘土の変色部分としてSA718Aの柱痕跡よりやや西寄りに(芯々で約30cm)検出され、直径は33cmで

ある。柱掘り方の埋土は浅黄色砂である。SA718A柱掘り方の柱痕跡は直径26cmで、SA718Bよりやや東寄りに検出され、柱抜き取りを受けている。柱掘り方の埋土は褐色砂を主体とし、柱抜き取り埋土には明褐色粘土が混入する。柱間は、SA718A・Bともに北側柱掘り方の柱痕跡と南側柱掘り方の中心に柱位置を求めると、ともに2.55mとなる。柱列の方向はSA718A・Bとも南北基準線にほぼ一致すると推定される。SF729築地塀との関係については、SA718Bの柱筋がSF729の中心線に一致し、SA718Aの柱筋はやや東にずれる。

### S A718A出土遺物(第58図、図版35)

柱掘り方抜き取り部分出土である。

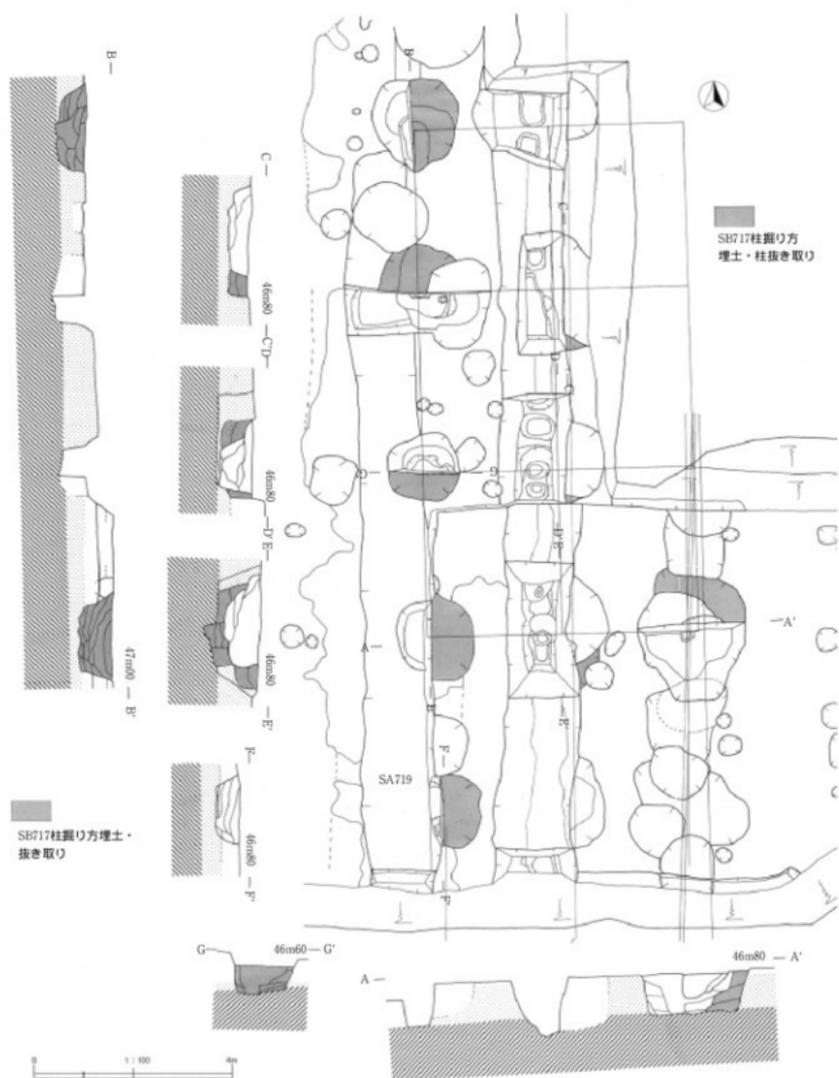
瓦(1)：平瓦の破片である。灰白色を呈しており、軟質である。経年変化によりやや摩滅している。



第58図 SA718A政庁東門跡出土遺物

### S B717政庁東門跡(第59図、図版24・25)

調査区東側中央で検出及び再検出された。東西2間×南北3間の南北樑置立柱八脚門である。今次調査では南側梁間の柱列を新たに検出した。政庁東辺区画施設のSA707一本柱列塀とSA783一本柱列塀が各々北側と南側で桁行西側柱列に連続し組み合わせることから、SA707及びSA783と同時期の政庁東門と考えられる。建物の



第59図 SB717政庁東門跡

方向は梁間西側柱列で南北基準線に対し西に約1度振れる。柱掘り方は直径1.2m～1.5mの円形で、深さは80cmである。柱痕跡は、柱抜き取りや他遺構の重複により明確でないが、梁間西側柱列の掘り方底部付近の痕跡では30cm前後となっている。

今次調査で梁間西側柱列柱筋と連続し組み合う区画施設南側のSA783柱筋とを比較したところ、SA783の柱筋が25cmほどやや東にずれていることが確認された。また柱掘り方の深さも異なり、SA783がより浅いことも確認された。桁行中央柱列について、従来未調査であったSA790材木堀布掘りとの重複部分を掘り下げ、SA786一本柱列堀との重複関係を確認し、これより古いことを確認した。また、桁行東側柱列の南から1番目（南東隅）の柱掘り方について、SA1656一本柱列堀、SA784一本柱列堀との重複部分を断ち割り、それらとの重複関係を確認し、それらより古いことを確認した。柱掘り方埋土より瓦片が出土している。

#### 政庁東辺区画施設

政庁東辺区画施設は政庁東門跡より北側の北半部分と南側の南半部分で遺構番号を区分している。今次調査では政庁東門跡より南側の東辺南半区画施設を対象として、検出及び再検出を行っているため、南半部の遺構番号を用いた（SA1722のみ新たな遺構番号）。区画施設には築地堀、材木堀、一本柱列堀があり、以下その遺構種別ごとに記載していく。なお、各区画施設については政庁域の報告書『秋田城跡-政庁跡-』に報告済みであるが、記載に一部誤りがあったため、今次調査結果と合わせて東辺南半区画施設を中心に修正報告する。

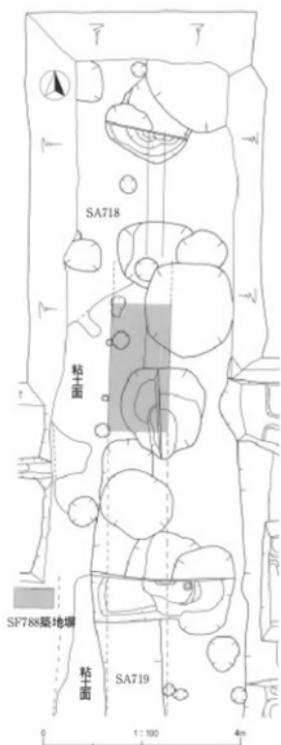
#### S F 788築地堀跡（第60図、図版23・25）

調査区東側中央で検出された東辺区画施設である。中心線がほぼ連続して組み合うSA718東門跡より北側の北半はSF729となり、嵩上げ補修による新旧2時期（政庁Ⅰ・Ⅱ期）がある。SA718東門跡より南側の南半はSF788となる。SF788は東辺南半では政庁Ⅱ期段階でSA719材木堀によりほとんどが破壊されているが、南東屈曲部から北側の全長8.5mが部分的に検出されている。検出部分の基底幅は約1.3m、遺存高は約50cmである。築地堀の方向は南北基準線にほぼ一致する。

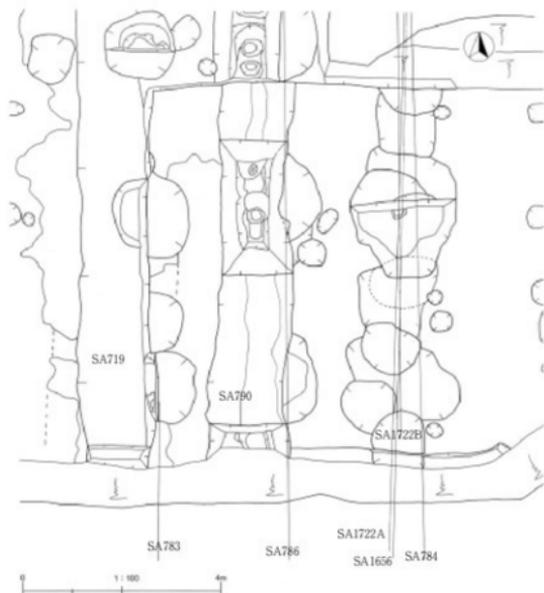
今次調査ではSA718東門跡の南側、築地堀の存在が想定されるSA719材木堀布掘り溝とSA718東門跡の間について再検出した。調査の結果、地山飛砂上に明褐色粘土面を検出し、さらに粘土面を掘り込む小柱掘り方を、推定築地堀本体西側付近で2.6m間隔で検出した。小柱掘り方は築地堀寄柱と考えられ、粘土面は築地基地部及びその外側の犬走り部分と判断された。築地堀本体東側についてはSB696A・B、SB717柱掘り方の重複やその建築時の削平等により寄柱痕は検出されなかった。なお、SA719材木堀が北側の粘土面下に伸び、SA718東門に接続する状況は確認されなかった。これらのことから、SA718東門跡とSA719材木堀間には政庁Ⅱ期段階でも約3.5m分は（SF729で確認された積み手の違いは3.0m～3.5m）築地堀が存続していたと判断された。

#### S A 719材木堀跡（第60・61図、図版23・25）

調査区東側中央で再検出された。政庁Ⅱ期段階の東辺南半の区画施設であり、東辺全体では全長38mが検出されている。SF788築地堀積土を壊して布掘り溝を掘り込んでいる。布掘り溝は上面幅1.0m～1.5m、深さ85cmである。柱材痕跡及び間隔は材抜き取りを受けており明確でないが、布掘り溝の断面観察より丸太材で



第60図 SF788築地堀跡・SA719材木堀跡



第61図 政庁東辺区画施設(SA719・790材木堀跡,  
SA783・784・786一本柱列堀跡, SA1656・SA1722A・B柱列)



第62図 SA790材木堀跡出土遺物

幅24cm前後と推定される。布掘り溝の中心線は南北基準線に対し北で約1度西へ振れる。SB717、SA783と重複し、これより古い。

#### SA790材木堀跡(第61図、図版23・25)

調査区東側中央で検出、再検出された東門跡から南辺にかけての材木堀である。南辺では最も南側に位置する区画施設となる。SB696東門跡より北側の北半はSA697となる。東辺部ではSA719材木堀と平行し、SA783、SA784一本柱列堀とも並行する。屈曲部は検出されていないが、東辺部では全長約37m(南半は推定全長約46m)の布掘り溝を検出している。その布掘り溝の中心線は、南北基準線にほぼ一致し、SB696東門跡に接続する。布掘り溝は上面幅約80cm~1.5m、深さ70cm~1.5mで、断面は逆台形状またはY字状を呈する。今次調査では、布掘り溝断面に直径28cm~30cmの柱痕跡が検出された。溝底面には、直径30cm~50cmの円形掘り込みが、20cm~30cmの間隔で検出された。溝底面の掘り込みは材木堀の丸太材を据えた穴と考えら

れる。SB717、SA786と重複し、これより新しい。

#### S A 790出土遺物（第62図、図版35）

1、2は布掘り溝内材抜き取り部分出土である。

赤褐色土器（1・2）：1は糸切り無調整の坏で底部が厚く高さをもち、擬高台状となる。2は糸切り無調整の小皿で、底部は厚く柱状高台に近い。

#### S A 783一本柱列塼跡（第61図、図版23・25）

調査区東側中央で再検出された東門跡から南辺にかけての一本柱列塼である。連続して組み合わせるSB717東門跡より北側は、SA707となる。SA719材木塼の東寄りに重複し、SA786・SA784一本柱列塼に並行し、最も西側（内側）に位置する。南辺の一部は国営調査によって「柵列」と認識されていたものである。東辺部はSB717東門跡の南半基点の柱掘り方から全長約14m（東辺南半は推定全長28m）を検出し、推定計8間、計8基の柱掘り方のうち、3基、2間分の掘り方を確認している。その方向は南北基準線にほぼ一致する。SB717東門跡に連続して組み合わせるが、柱筋はSB717西側桁行柱筋に対し、約25cm東にずれる。掘り方は直径約1.4m～1.6mの円形で、深さ約30cm～50cmである。柱痕跡は柱抜き取りにより明確でないが、掘り方底部付近の痕跡から、直径24cm前後と推定される。柱間は柱痕跡または掘り方の中心部で約3.3mである。SA719と重複し、これより新しい。

#### S A 786一本柱列塼跡（第61図、図版23～25）

調査区南東側で検出された東門跡から南辺にかけての一本柱列塼である。連続して組み合わせるSB702東門跡より北側は、SA706となる。SA783・SA784一本柱列塼に並行し、東辺部ではSA783とSA784の中間に位置する。今次調査地南壁付近におけるSA783との間隔は柱痕跡または掘り方の中心間で約2.5m、SA784との間隔は約2.7mである。東辺部はSB702東門の南半基点の柱掘り方から、南半コーナー部の柱掘り方まで、全長約36mを検出し、推定計10間、計10基の柱掘り方のうち、8基、5間分の掘り方を確認している。その方向は、南北基準線にほぼ一致する。掘り方は、SA790材木塼跡布掘り溝により掘り込まれており、全容は不明であるが、一辺約1m～1.3mの隅丸方形で、深さ約35cm～70cmである。柱痕跡は柱抜き取りにより判然としない。柱間は掘り方中心で約3.6m等間である。SA790と重複し、これより古い。柱掘り方抜き取りより赤褐色土器片と瓦片が出土している。

#### S A 784一本柱列塼跡（第61図、図版23・24）

調査区南東側で検出された東門跡から南辺にかけての一本柱列塼である。連続して組み合わせるSB701東門跡より北側は、SA705となる。SA786と並行し、南辺部ではSA786の内側（北側）に位置し、東辺部では外側（東側）に屈曲する。東辺部ではSA783、SA786に並行し、最も東側に位置する。SA786との間隔は、今次調査地南壁付近において掘り方の中心間で約2.7mである。屈曲部にあたる南東隅の柱掘り方は検出されていないが、東辺部ではSB701東門跡の南半基点の柱掘り方から全長約27m（東辺南半は推定全長約32m）を検出し、推定計9間、計9基の柱掘り方のうち、6基、5間分の掘り方を確認している。その方向は南北基準線に対し北で約1度西へ振れる。柱掘り方は一辺約1.1m～1.5m、深さ40cm～80cmの隅丸方形である。柱痕跡は柱抜き取りにより明確でないが、掘り方底部付近の痕跡から直径24cm前後と推定される。柱間は柱痕跡ま

たは掘り方の中心で約3.6m等間である。SA790、SA1656と重複し、これよりも古い。

#### SA784出土遺物（第63図、図版35）

柱掘り方抜き取り部分出土である。

鉄製品（1）：頭部が三角形を呈するほぼ完形の鉄鏃である。



第63図 SA784一本  
柱列堀跡出土遺物

#### SA1656柱列（第61図、図版23・24）

調査区南東で検出された東辺南半の南北方向柱列である。東辺北半ではSA698となるが、連続し組み合う東門跡は確認されていない。東辺の区画施設、柱列の中で最も重複関係の新しい柱列である。全長約28.5mまでが確認される。柱間は2.4mから3.6mと一定しておらず、柱掘り方は計8基検出しているが、未検出の柱掘り方もあり正確な間数は不明である。柱列堀跡出土遺物。東辺南半全体ではおおよそ9間までが把握される。その方向は南北基準線に対し北で約3度30分東へ振れる。同時期となる北半のSA698は北で約3度30分西へ振れており、柱間とともに柱列の方向も南北で規則性に欠ける。柱掘り方は1辺1.0m～1.2mの隅丸方形、または直径1.0m～1.5mのゆがんだ円形であり、深さは30cm～50cmと削平により浅くなっている。柱痕跡は柱抜き取りにより不明である。SB717、SA700、SA784と重複し、これより新しい。柱掘り方抜き取りより瓦片が出土している。

#### SA1722A・B柱列（第61図、図版23）

調査区南東で検出された東辺の南北方向柱列である。東門跡より北の北半では、柱掘り方が重複し新旧2時期があり、南寄りに重複する新しい柱列をSA700A、北寄りに重複する古い柱列をSA700Bとしている。今次調査で、東門跡より南の東辺南半においても重複及び位置関係からSA700柱列に該当する柱掘り方、柱列が存在することが確認された。全長約21mまでが確認されるが、新旧2時期の重複が確認されるのは全長約11mまでである。南半においては北寄りの柱掘り方、柱列が新しくSA1722Aとなり、南寄りの柱掘り方、柱列が古く、SA1722Bとなる。東辺南半では、SA1722Aは3間まで、SA1722Bは判然としない南端の掘り方まで、おおよそ6間までが把握される。柱掘り方の中心に柱位置を求めると、柱間はSA1722A（新）が3.3m～3.6m、SA1722B（古）が3.8mとなる。柱列の方向は南北基準線に対しSA1722Aが北で約1度30分東へ振れ、SA1722Bはほぼ南北基準線に一致する。北半の柱列は北で約3度西に振れており、柱間とともに柱列の方向も南北で規則性に欠ける。柱掘り方はSA1722A（新）が直径1.0m～1.2mの円形またはゆがんだ円形、SA1722B（古）が1辺1.0m～1.1mの隅丸方形または直径1.1mの円形となっている。柱痕跡は不明である。SB717、SA784、SA1656と重複し、SB717、SA784より新しく、SA1656より古い。

### 3) 基本層序及び各層出土遺物

#### 基本層序 (第25図、図版26)

第82次A調査区は政庁東辺区画施設から正殿南側にかけて東西に長い調査区となっている。調査区内では同一層と考えられる土層についても東側区画施設周辺と、中央の東脇殿周辺では色調等の違いが認められる。従来調査の確認層位もふまえ、調査区全体の基本層序をまとめると以下ようになる。なお、政庁報告書『秋田城跡- 政庁跡-』に記載されている政庁北東部の層位を基本とした政庁域基本層序のどの層位に今次調査の基本層序が該当するかについても、後述の考察における検討に基づき付記することとする。

- 第1層 表土：護国神社南側広場の現表土。調査区内にあった4基の石碑設置時の盛土や盛土前の表土等も含む。
  - 第2層 造成土：浅黄色砂（地山飛砂）を主体とする大規模な造成土。調査区北側における明治2年の招魂社建立時の整地及び昭和14年の護国神社建立時の一帯への整地地業に伴う造成土である。
  - 第3層 旧表土・旧耕作土：暗褐色土を主体とする明治2年の招魂社建立以前の表土と畑地の耕作土。調査区ほぼ全域に畑耕作時の畝が検出されている。畝は同一地点で3方向以上の方向の違いと重複が認められる箇所があり、長期にわたり畑地として利用されていたと考えられる。畑の畝や土手状高まり、耕作土内からは近世陶磁器が出土している。
  - 第4層 黒褐色土層：調査区最上層の古代の遺物包含層。調査区中央から南側、東脇殿周辺に堆積する。赤褐色土器小片が混入する。（政庁報告書第2層に該当する。）SA1716ビット群の検出面。
  - 第5層 褐色土層：焼土・炭化物が多く混入する土層。明褐色土や明褐色粘土も混入する。調査区東側から中央にかけて堆積が認められる。SB1702、SB1703の検出面。
  - 第6層 褐色土・明褐色粘土層：調査区中央から東側にかけて堆積する。焼土・炭化物が混入する。調査区西側では第7層に漸進していくため、第7層と同時期の整地と考えられる。SB1704～SB1706の検出面。（政庁報告書第5層に該当する。）
  - 第7層 明黄褐色粘土・明褐色粘土層：調査区中央付近、東脇殿西側にのみ部分的に堆積が認められる。SB1706東脇殿建築時の整地と考えられる。（政庁報告書第5層に該当する。）
  - 第8層 黄褐色砂・明黄褐色砂層：調査区中央から南側、東側にかけて堆積する。東側では明褐色粘土が混入する。SB1707の検出面（政庁報告書第7・8層に該当か。）
  - 第9層 明褐色粘土・明黄褐色粘土層：東辺区画施設SF729、SA719周辺でのみ認められる。明褐色粘土を主体とし、明黄褐色粘土が混入する。創建期築地塙構築時の基底部または粘土整地と考えられる。SA719の検出面。
  - 第10層 褐色砂層：調査区南側に堆積する土層。創建期政庁造営段階の整地層と考えられるが、調査区中央付近では創建期政庁造営以前の自然堆積層である褐色砂層へ漸移する状況も認められ、政庁造営以前の生活域の地表面の土層を含む可能性も考えられる。（政庁報告書第12層に該当する。）
- 地山褐色砂層：調査区南西側に堆積する自然堆積層。地山腐植土層上に堆積している。地山飛砂層の認められない調査区南西側の傾斜地に地山飛砂層から漸移しながら自然堆積した土層と考えられる。
- 地山飛砂層：浅黄色の飛砂層。調査区中央から東側にかけて地山となっている。直下には地山腐植土層、地山粘土層の堆積が認められる。

## 各層出土遺物

### ○ 表土・表採出土遺物（第64図、図版35・36）

須臾器（1～5）：すべて転用硯である。1、2には朱墨の付着が認められる。1はヘラ切り後撫で調整の坏で底部内面を硯に転用している。2は坏体部破片で内面を硯に転用している。3は天井部ヘラ切り後撫で調整、4は天井部ヘラ切り後ケズリ調整を施す蓋である。ともに天井部内面を硯に転用している。5は甕体部破片で、体部内面を硯に転用している。

赤褐色土器（6）：糸切り無調整の坏である。

円面硯（7・8）：ともに脚部の破片である。7は波状文の沈線を、8は格子状に線刻を施している。

瓦（9）：転用硯となる硬質の平瓦である。凹面の一部を硯に転用しており、墨が付着している。

かわらけ（10）：非口口成形のかわらけである。内型作り成形によるものであり、内面から体部外面に撫で調整を施している。色調は灰白色を呈している。

銭貨（11）：銅銭の寛永通宝である。

### ○ 造成土出土遺物（第64～66・71図、図版36・37・38・41）

須臾器（12～23）：12～15は坏である。13はヘラ切り後撫で調整、12、14はヘラ切り後軽い撫で調整を施す。15は糸切り無調整である。12の底部外面に「官」、13の底部外面に「厨」、15の底部外面に「吉カ」の墨書がある。16はヘラ切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。底部内面を硯に転用している。朱墨の付着が認められる。17～21は蓋である。17、18は天井部ヘラ切り後撫で調整、19～21はヘラ切り後ケズリ調整を施す。17にはボタン状、18には擬宝珠状のツマミが付く。17～20は転用硯で天井部内面を硯に転用している。19には朱墨が付着している。18の天井部外面には判読不能の墨書が、21の天井部外面には墨痕が認められる。22は甕体部破片、24は甕底部破片で、ともに転用硯であり、内面を硯に転用している。

赤褐色土器（24～38）：24～27、29～33は糸切り無調整の坏、28は坏体部破片である。26、27の体部外面に墨痕、28の体部外面に判読不能の墨書、30の底部外面に「+」のヘラ書きがある。31～33は転用硯で、底部内面を硯に転用している。32には朱墨が付着している。34～36は糸切り無調整の皿である。34は転用硯で、底部内面を硯に転用している。37は天井部糸切り後ケズリ調整を施す蓋である。転用硯で天井部内面を硯に転用している。38は脚付鍋の脚部と考えられる。

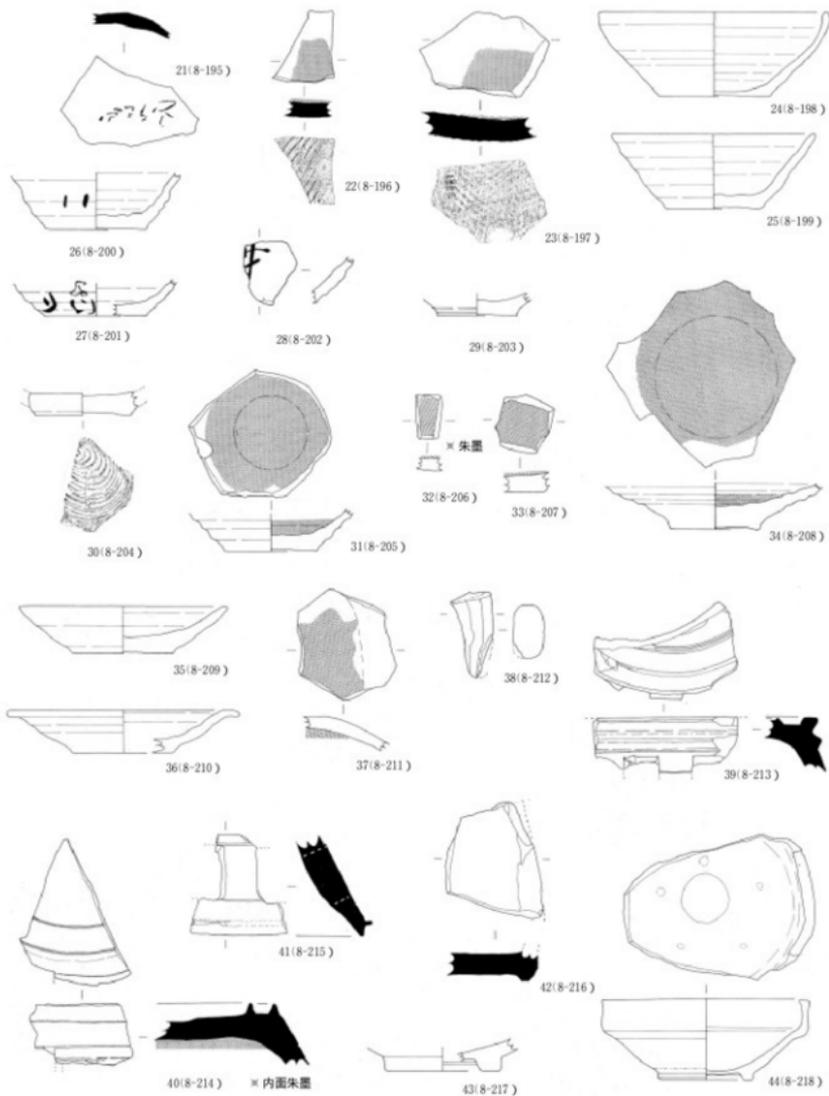
円面硯（39～41）：39、40は硯部縁の内側に内縁が巡るタイプで、39の縁の外側にはさらに突帯が見られる。39の陸と海の境は欠損により不明である。40には窪みがあり、海としていた可能性がある。脚部はいずれも方形透かしが見られるが、欠損により数は不明である。また、40の裏側には朱墨が付着している。41は脚部の破片で、方形の透かしが見られる。

風字硯（42）：側辺部から後辺部の破片で縁が欠損している。低い脚を持つ。硯面は平滑である。

青磁（43・44）：43は大型碗と考えられる底部破片である。底部内面に焼成時のトチンの痕跡が認められる。44は体部上半からくの字状に内湾し、削り出し高台を持つ碗である。底部内面に焼成時のトチンの痕跡が認められる。

磁器（45・46）：45、46は近世の肥前系磁器である。45は染付皿で、体部内面に鷲文を染付けている。46は染付皿で、体部内面に二重格子文を染付けている。釉は白色で、蛇の目釉剥ぎを施す。

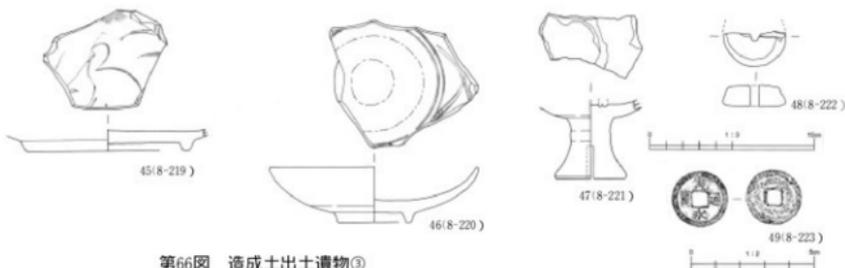




21 - 44 : 造成土

第65図 造成土出土遺物②





第66図 造成土出土遺物③

陶器(47)：近世陶器の有脚のひょうそくである。底部に釘穴がある。無釉の素焼きである。

石製品(48)：滑石製の紡錘車である。

銭貨(49)：銅銭の寛永通宝である。「永」の字の末画が跳ね上がる書体の特徴から、秋田川尻銭(初鋳1738年から1745年にかけて鋳銭)と判断される。

瓦(第71図、図版41)(1)：格子目平瓦の破片である。硬質で、色調は灰黄色を帯びている。

○ 旧表土・旧耕作土出土遺物(第67・68図、図版39・40)

1～3は旧耕作土下の畝跡埋土出土、4～26は旧表土・旧耕作土出土である。

須恵器(1・4～15)：1、10～12は蓋である。10は欠損により切り離し、調整とも不明。1、11、12は天井部へラ切り後撫で調整を施す蓋である。10は体部外面に「口得」の墨書がある。1、10～12は転用硯であり、10、11は天井部内面を、12は内部全面を硯に転用している。4は糸切り無調整である。5、6はへら切り後軽い撫で調整、7はへら切り後撫で調整を施す坏である。8は坏の体部破片である。4の底部外面には判読不能の墨書がある。5～8は転用硯であり、5の底部内外面、6、7の底部内面、8の底部から体部内面を硯に転用している。9は糸切りで台周縁に撫で調整を施す台付皿である。13～15はともに裏体部破片の転用硯で、内面を硯に転用している。

赤褐色土器(2・16・17)：2、16は糸切り無調整の坏である。ともに転用硯で、底部内面を硯に転用している。17は切り離し不明で台周縁に撫で調整を施す台付皿である。

円面硯(18～20)：いずれも脚部破片である。18は沈線で波状文を、19は縦方向の刻線を、20は横方向の刻線を施すものである。

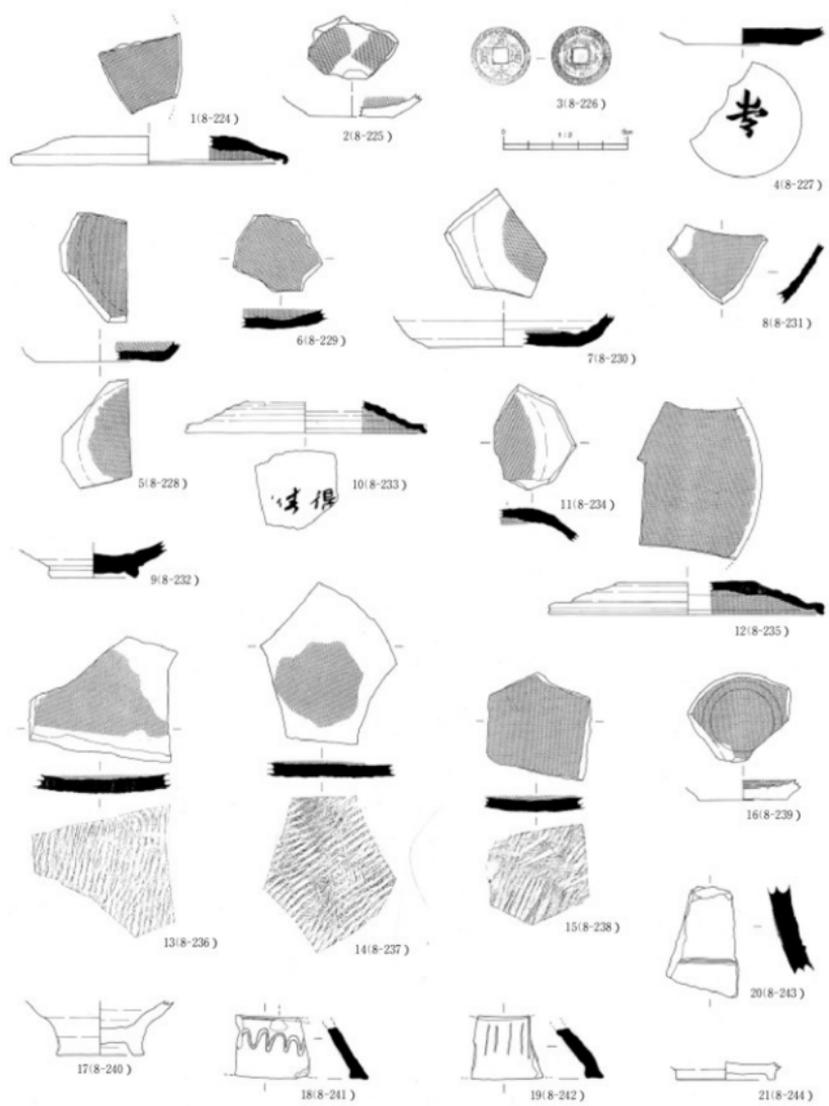
緑釉陶器(21)：?または皿の底部である。内面に刷毛塗りで施釉されている。

磁器(22)：近世の肥前系磁器染付皿である。体部内面に松葉文を染付ける。釉は灰白色で、内面蛇の目釉剥ぎを施す。体部外面下端から高台にかけては露胎である。

陶器(23・24)：23は近世の肥前系(唐津系)陶器である。銅緑釉軸で、体部内面は銅緑釉軸付で、蛇の目釉剥ぎを施す。体部外面は灰軸掛けである。24は近世のひょうそくで、鉄釉軸掛けを施す。底部は糸切り無調整で釘穴がある。

土製品(25・26)：25は紡錘車である。26は小型の土錘である。

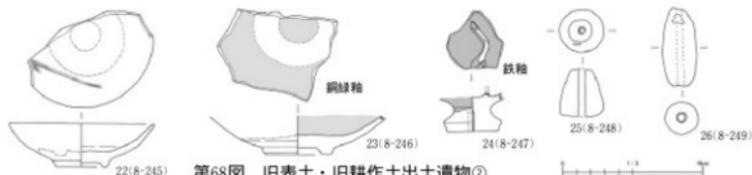
銭貨(3)：銅銭の寛永通宝である。



第67図 旧表土・旧耕作土出土遺物①

1-3 敵跡埋土  
4-21 旧表土・旧耕作土





第68図 旧表土・旧耕作土出土遺物②

○ 第4層 黒褐色土層出土遺物（第69図、図版40・41）

須恵器（1～4）：全て転用硯である。1はヘラ切り後撫で調整を施す坏である。底部内面を硯に転用している。2はヘラ切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。底部内外面を硯に転用している。3、4は天井部ヘラ切り後撫で調整を施す蓋である。内面を硯に転用している。

赤褐色土器（5～7）：5は糸切り後体部下半にケズリ調整を施す坏である。6、7は底径の小さい糸切り無調整の坏である。

石製品（8）：凝灰岩製の小型砥石で、極めて細くなるまで全面を使用している。

○ 第5層 褐色土層出土遺物（第69・71図、図版41・42）

須恵器（9）：9はヘラ切り後軽い撫で調整を施す坏である。底部内面を硯に転用している。

瓦（第71図、図版41・42）（2～5）：2～4は平瓦、5は丸瓦の破片である。2～4はいずれも一枚作りと考えられ、凸面には縄目の叩き、凹面には布目圧痕が残る。凸凹面とも以下各層出土の平瓦は同様の叩きと圧痕が認められる。2は硬質で色調は黄灰色～淡黄色を帯びている。凸凹面とも軽く撫でを施している。3と4は軟質であり、色調は3は灰白色、4はにぶい橙色を呈している。5の丸瓦も軟質で、凸面に撫で調整を施すが、凹面は磨滅により不明である。色調は淡黄色を呈する。3の平瓦、5の丸瓦はともに経年変化による磨滅が著しい。

○ 第6層 褐色土・明褐色粘土層出土遺物（第70・71図、図版41・42）

須恵器（1・2）：1、2とも裏体部の破片である。ともに転用硯で、内面を硯に転用している。

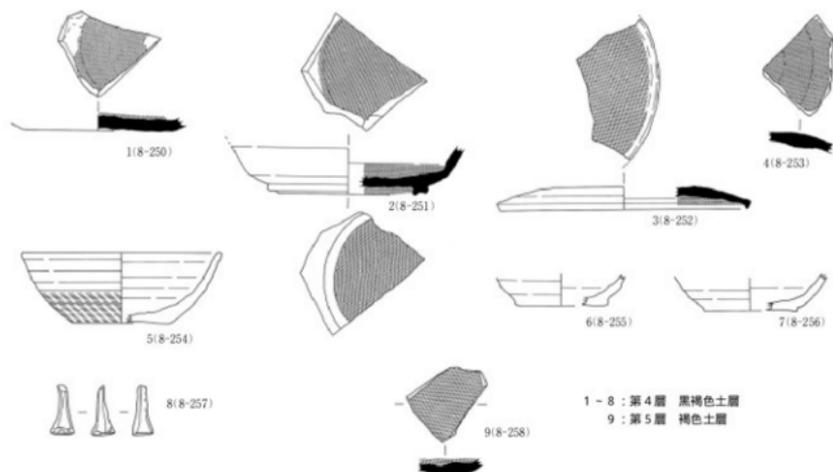
赤褐色土器（3）：天井部糸切り後ケズリ調整を施す蓋である。転用硯であり、内面を硯に転用している。

瓦（第71図、図版42）（6～8）：いずれも平瓦の破片である。いずれも一枚作りと考えられる。6、7は硬質であり、色調は6は灰色を、7は黄灰色～淡黄色を呈している。6は凸凹面とも砂粒が目立つ。7は凸凹面とも軽く撫でを施している。8は軟質で、色調は橙色を呈している。

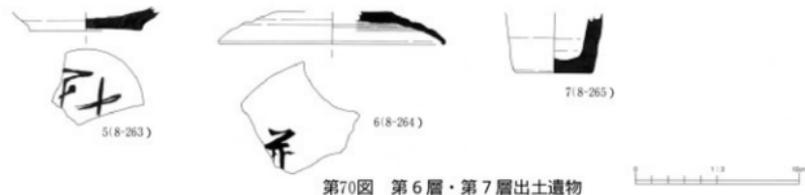
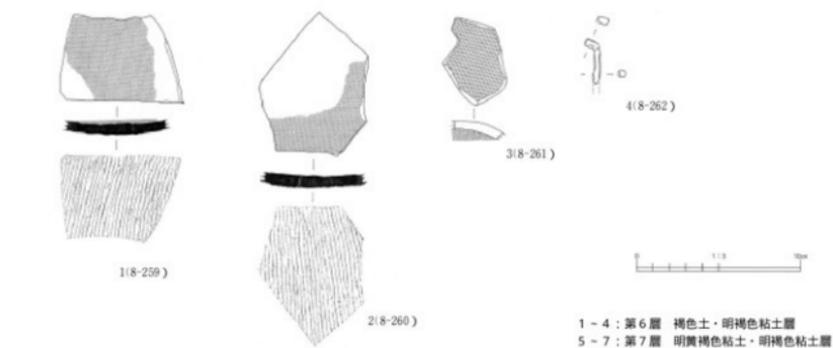
鉄製品（4）：上部が屈曲した釘である。下部が欠損している。

○ 第7層 明黄褐色粘土層出土遺物（第70・72図、図版41・42）

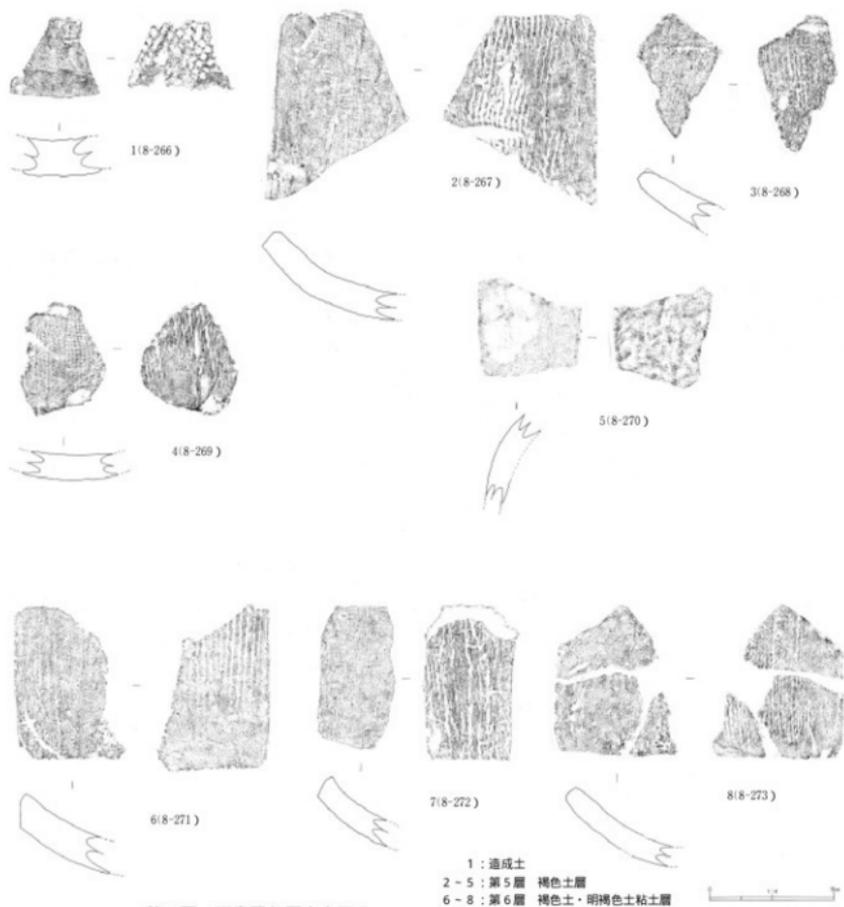
須恵器（5～7）：5は糸切り無調整の坏である。底部外面に「厨」の墨書がある。6は天井部ヘラ切り後撫で調整を施す蓋である。天井部外面に判読不能の墨書、また天井部内面を硯に転用している。7は小型瓶（長岡京型長頸瓶）の体部下半から底部である。底部は静止糸切り無調整である。軟質であり、色調は灰白色を呈する。



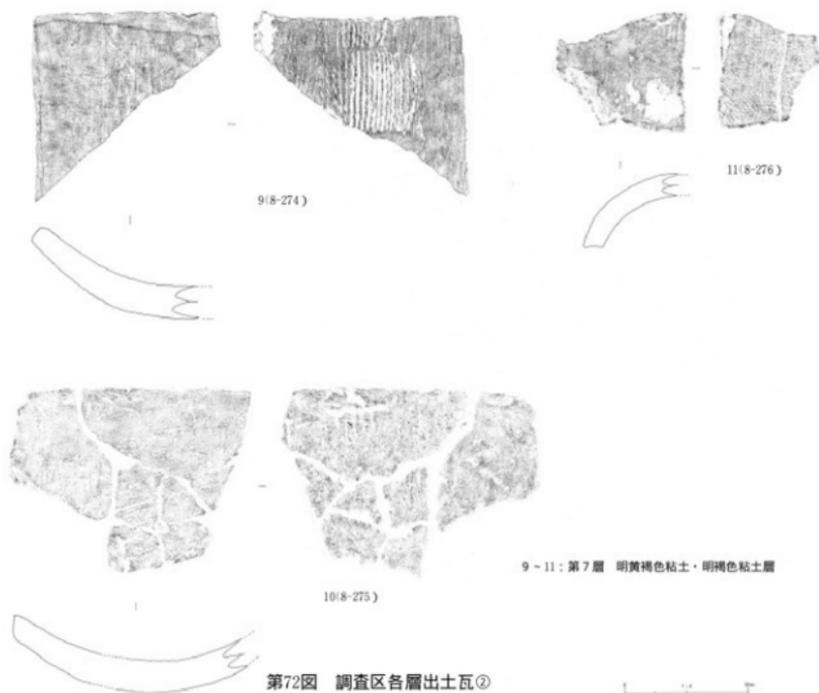
第69圖 第4層・第5層出土遺物



瓦（第72図、図版42）（9～11）：9、10は平瓦、11は丸瓦の破片である。9、10とも一枚作りである。9は硬質で色調は黄灰色～にぶい黄橙色を呈している。凸凹面とも軽く撫でを施している。10は軟質で、灰色を呈している。11の丸瓦も軟質で、凸面に撫でを施し、凹面に布目圧痕が残る。地は灰色だが、表面はいぶし焼成によるものが黒色を帯びている。平瓦の10、丸瓦の11ともに経年変化によりやや磨滅している。



第71図 調査区各層出土瓦①



第72図 調査区各層出土土瓦②

## 2. 第82次B調査区

### 1) 調査経過

第82次B調査区の調査は、A調査区に先立ち、平成15年6月5日から6月25日まで実施された。調査面積は35.5㎡である。

調査区は神社南側広場にあった忠魂碑の移転先で、秋田県護国神社社殿及び境内地の南側、かつて西側の旧国道から旧招魂社へ登る参道にあたる場所である。現況は窪地状の荒地となっていた。

調査区は政庁北西側で政庁北辺築地堀より北約9m～16mの地点に位置しており、調査区南側の第40次調査では、政庁北辺区画施設の築地堀や一本柱列堀、政庁北西建物跡等が検出されている。調査は政庁北西側における遺構の存在や利用状況の把握、現状変更に伴う影響の把握等を目的として実施された。

調査開始にあたり、調査区基準杭測量及び調査区の設定を行った（6月5日）。

表土除去作業を開始し、浅黄色砂を主体とする土層面を検出し、昭和14年護国神社建立以降の参道の側溝を検出した。またその直下で明治2年建立の旧招魂社参道と考えられる固くしまった第3層灰褐色土層面を

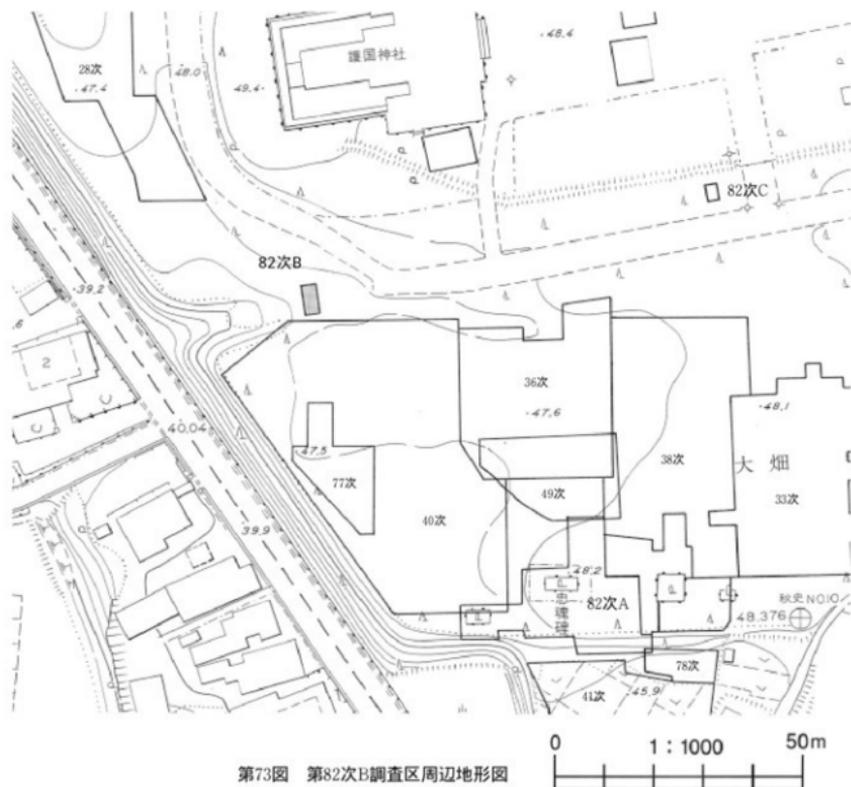
検出した。以後各層面の平面実測、写真撮影等の記録化を行いつつ掘り下げた（6月6日～6月9日）。

灰褐色土層面とその下の旧参道造成土である第4層褐色土層を除去し、古代の遺構存在面である第5層黒褐色土層面を検出した。第5層面を精査し竪穴状遺構のSI1724を検出した（6月10日～6月16日）。

さらに第5層を除去し第6層明褐色土・明褐色粘土層面を検出したが、遺構は検出されなかったため、第6層も除去した（6月17日）。

第7層褐色土層面を検出し、精査したところ、SA1723ピット群を検出した（6月18日）。第7層を除去し、地山飛砂層面を検出し、精査したところ、SK1725を検出した。断ち割りを行ったが、出土遺物はなく、詳細な時期等は不明であった。また、石碑移設工事に伴う現状変更も最終遺構面へ影響は与えないものと判断された。

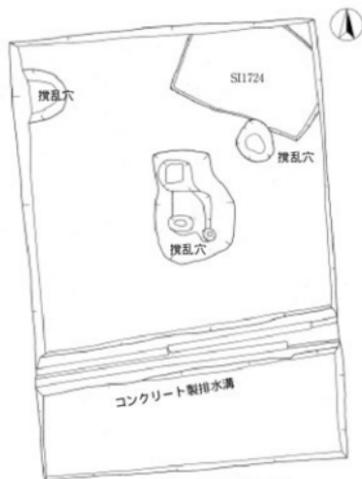
調査区全体を埋め戻し、機材を撤収して調査を終了した（6月23日～6月25日）。



第73図 第82次B調査区周辺地形図



第4層 褐色土層面



第5層 黒褐色土層面

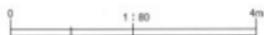


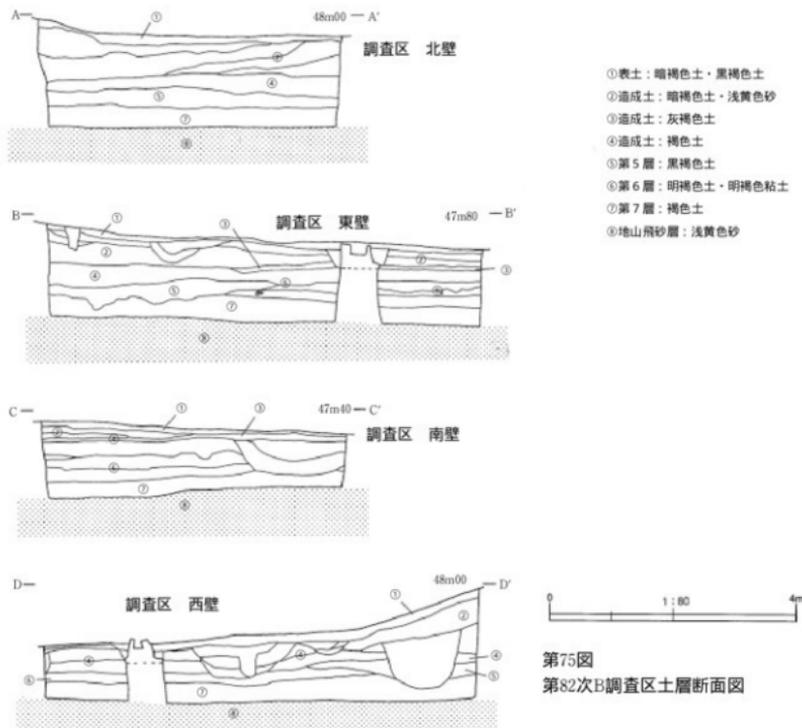
第7層 褐色土層面



地山飛砂層面

第74図 第82次B調査区検出遺構図





第75図  
第82次B調査区土層断面図

## 2) 検出遺構と出土遺物

### SA1723ピット群 (第74図、図版27)

調査区北側の第7層褐色土層面で検出された。直径25cm～35cmの円形で、深さ15cm～20cmの小柱掘り方10基以上からなるピット群である。小規模な掘立柱建物や柱列を構成する可能性がある。

### SI1724竪穴状遺構 (第76図、図版27・28)

調査区北東隅の第5層黒褐色土層面で検出された。北側及び東側の一部が調査区外となっており、正確な規模、形態は不明であるが、東西2.2m以上×南北1.6m以上の方形で、東側に張り出し部分を持つ可能性が



ある。西壁は南北基準線に対し北で約20度東へ振れる。壁高は10cm前後と削平により浅くなっている。

SI1724出土遺物（第77図、図版43）

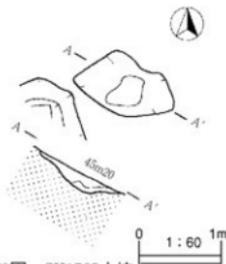
赤褐色土器（1）：糸切り無調整の坏底部である。



第77図 SI1724竪穴状遺構出土遺物

SK1725土坑（第78図、図版27・28）

調査区北東側の地山飛砂層面で検出された。短径70cm×長径80cmのゆがんだ楕円形を呈する深さ20cmの土坑である。出土遺物はなく、時期や性格は不明である。



第78図 SK1725土坑

### 3) 基本層序及び出土遺物

基本層序（第75図、図版27）

第82次B調査区は明治2年建立の招魂社への、旧国道側からのかつての参道部分にあたり、近現代の造成や攪乱・削平が認められた。その近現代の土層下より古代の遺物包含層の堆積及び遺構存在面が確認、検出された。

調査区の基本層序は以下のとおりである。

第1層 表土：以前参道であった場所の現表土。

第2層 造成土：昭和14年の護国神社建立時の造成土。浅黄色砂（地山飛砂）を主体とする。

第3層 造成土：旧参道の道路面であった堅くしまった灰褐色土層。

第4層 造成土：旧参道の造成土である褐色土層。

第5層 黒褐色土層：調査区最上層の古代の遺物包含層。調査区中央から北側にかけて堆積する。赤褐色土器小片が出土し、焼土炭化物も混入する。SI1724の検出面。

第6層 明褐色土・明褐色粘土層：調査区中央から南側にかけて堆積する。瓦片が多く出土する。粘土を主体とする政庁北辺築地崩壊土と2次的な堆積層に細分される可能性を持つ。

第7層 褐色土層：調査区全体に堆積する。創建期、政庁造営段階の整地層となる可能性がある。SA1723の検出面。

地山飛砂層：浅黄色の飛砂層。SK1725の検出面。

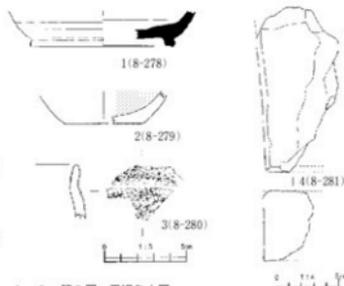
各層出土遺物

○ 第5層 黒褐色土層出土遺物（第79図、図版43）

須恵器（1）：へら切りで台周縁に撫で調整を施す台付坏である。

土師器（2）：糸切り無調整の小型碗である。磨滅のため器面調整は不明である。

弥生土器（3）：波状口縁をもち、頸部に沈線を巡らす鉢型土器で、地文はLR単節斜縄文（縦位回転）である。



1-3：第5層 黒褐色土層  
4：第6層 明褐色粘土層

第79図 調査区各層出土遺物



1(8-282)



2(8-283)



3(8-284)



4(8-285)



5(8-286)



1 - 5 : 第6層 明褐色粘土層



第80圖 第6層出土瓦

○ 第6層 明褐色土・明褐色粘土層出土遺物（第79・80図、図版43）

埴（第79図）（4）：4はやや軟質で、半分以上が欠損した埴である。色調は灰白色～灰色を帯びている。

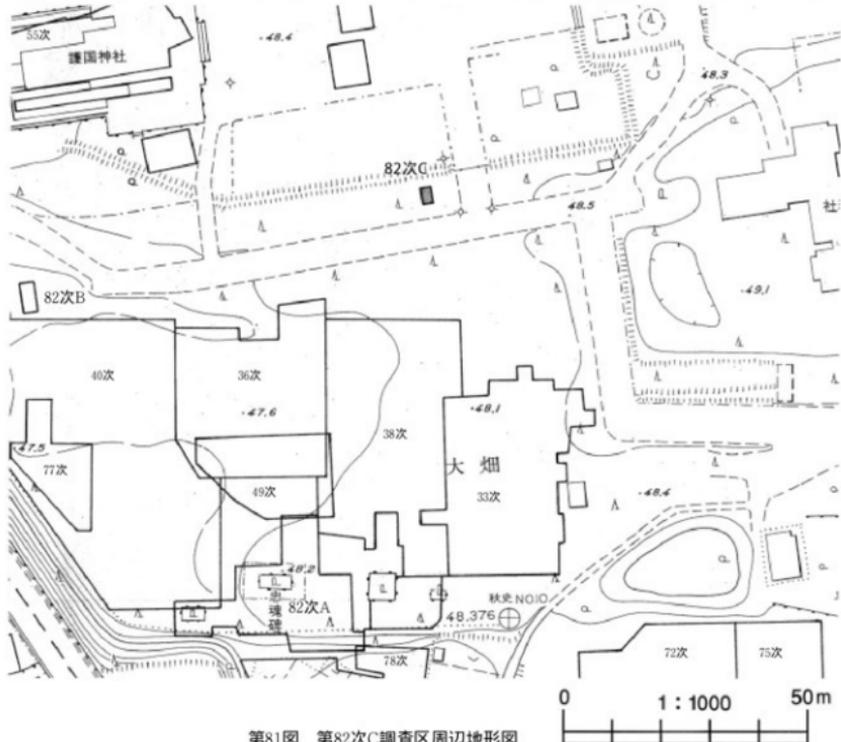
瓦（第80図、図版43）（1～5）：1、2はやや軟質の平瓦である。ともに一枚作りで、凸面に縄目の叩き、凹面に布目圧痕を残す。1は灰白色を、2は暗灰色を帯びて、やや磨滅している。3～5は軟質の丸瓦である。凸面は縄目叩きの後撫で調整を施し、凹面には布目圧痕が残る。色調はいずれも灰色～灰白色を帯びている。3、4は磨滅が著しい。

### 3．第82次C調査区

#### 1) 調査経過

第82次C調査区の調査は、A調査区に先立ち、平成15年6月5日から13日まで実施された。調査面積は17.2㎡である。調査区は神社南側広場にあった建国記念碑の移設先であり、秋田県護国神社境内及び神門の南側、旧招魂社参道脇にあたる場所である。

調査区は政庁北東隅より北北東に約30mの地点に位置しており、調査区南西側の第38次調査では、政庁北



第81図 第82次C調査区周辺地形図

辺、東辺区画施設の築地塀や一本柱列塀、材木塀等が検出されている。調査は政庁北東側における遺構の存在や利用状況の把握、現状変更に伴う影響の把握等を目的として実施された。

調査開始にあたり、B調査区と同時に調査地基準杭測量及び調査区の設定を行った（6月5日）。

B調査区調査がある程度進行した後、表土除去作業を開始した。表土下は浅黄色砂を主体とする造成土となっており、その上面では近現代の攪乱溝や穴が検出された。造成土を除去していくと、その厚さは最終的に2.5m程となった（6月9日～6月11日）。

造成土下より古代の遺物包含層と考えられる第3層明褐色粘土層面を検出したが、遺構は検出されなかった。さらに第3層を除去したところ、第4層浅黄色砂層及び第5層暗褐色土層が検出され、精査しながら掘り下げた。第4層及び第5層では遺構は検出されず、さらに1m程掘り下げたところ、土取り穴と考えられるSK1726を検出した。第4層と第5層はSK1725の埋め立て整地した土層と考えられた。また、遺構検出面の深さ等から、石碑移設工事に伴う現状変更も遺構面へ影響を与えないものと判断された。（6月12日）。

平面実測及び写真撮影等の記録化を行った後、調査区全体を埋め戻し、調査を終了した（6月13日）。

## 2) 検出遺構

### SK1726土取り穴（第82図、図版28）

現地表面より約3.5m下の地山粘土層面で検出された。直径50cm以上の円形または楕円形を呈する3つの穴が45cm～50cmの深さで粘土層を掘り込み、重複し合う状況が検出され、土取り穴と判断された。

検出位置及び層位から、政庁造営（築地塀構築等）に伴う土取り穴となる可能性が高い。土取り穴を検出した遺構面は南側の政庁域より1.6m以上低く、調査区に土取りに適した沢状または窪地状の旧地形が存在した可能性、または大規模な土取りにより低い窪地状地形になった可能性等が考えられる。

## 3) 基本層序（第82図、図版28）

調査区は明治2年建立の招魂社への参道脇、現護国神社裏参道脇にあたり、近現代の造成や攪乱が認められた。近現代の土層下より古代の遺物包含層の堆積及び遺構存在面が確認、検出された。

調査区の基本層序は以下のとおりである。

第1層 表土：護国神社裏参道脇の現表土。

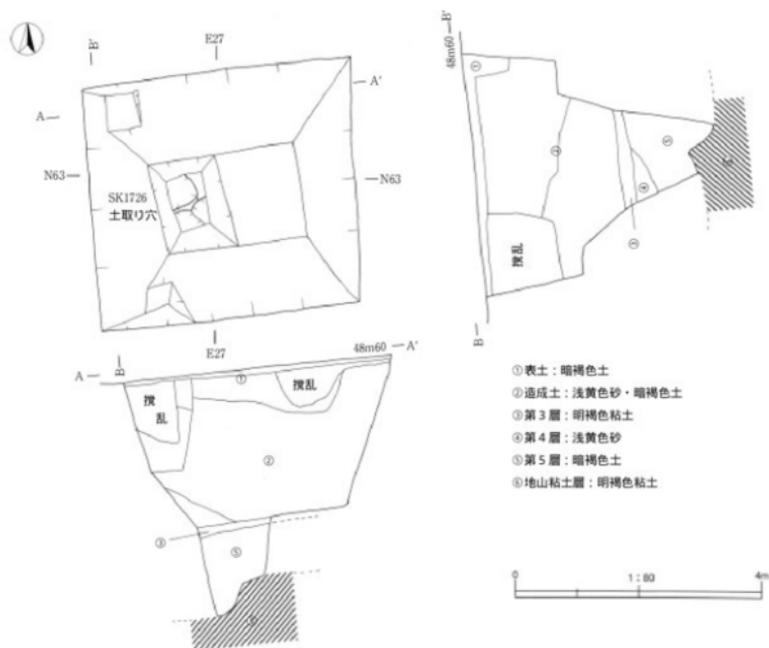
第2層 造成土：浅黄色砂（地山飛砂）を主体とする明治2年の招魂社建立時の参道周辺の整地に伴う造成土。

第3層 明褐色粘土層：調査区最上層の古代の遺物包含層。赤褐色土器片が出土し、焼土炭化物が混入する。

第4層 浅黄色砂層：調査区南寄りに部分的に堆積が認められる。

第5層 暗褐色土層：SK1726土取り穴直上に厚く、90cm前後で堆積している。土取り穴を埋め立てた人為的整地層と考えられる。

地山粘土層：明褐色の粘土層。SK1726の検出面。



第82図 第82次C調査区検出遺構図・土層断面図

## IV 考察

### 1. 第81次調査について

第81次調査は城外南東側にあたる鷺ノ木地区東部を対象とした。古代から中世にかけての沼地跡であり現在も湿地となっている場所の西岸から東岸にかけて、さらに東岸から北東側の台地にかけてA・B・C調査区に区分し、トレンチによる調査を実施した。

沼地兩岸の岸部付近で古代から中世の遺物包含層の堆積を確認し、従来未調査であった湿地東岸部について新たに遺構の広がりを確認した。沼地岸部付近の遺物包含層については各層出土遺物から、湿地東側の検出遺構については各遺構出土遺物や重複関係及び方位等から年代や変遷の把握が可能である。以下それらの検討を行い、調査地の利用状況の変遷等についてまとめてみたい。

#### (1) 各遺構及び各遺物包含層の年代について

調査地西側の湿地西岸A調査区については、遺構は検出されず、岸部付近に古代から中世にかけて堆積した遺物包含層を伴うSG1206沼地跡を検出した。SG1206沼地跡は以前の隣接調査地及び周辺調査地（第37次・第58次・第61次・第63次調査）においても検出され、今次調査と同様に遺物包含層の堆積が検出されており、その層序や堆積状況、堆積時期についても基本的に一致している。

今次A調査区の第3層灰褐色土層からは、珠洲系中世陶器の甕胴部破片や波状文壺破片が出土しており、周辺調査地と同様に中世前期、13世紀代を中心とする時期に堆積した土層と考えられる。第5層黒褐色植物遺体層内には、今次調査でも降下年代が西暦915年とされる十和田a火山灰が二次堆積して混入しており（[註1](#)）、降下年代前後の10世紀前葉を中心とした時期に自然堆積した土層と考えられる。また、その上層の第4層黒褐色土層は、それ以降の11世紀前後に堆積期間に幅を持ち自然堆積した土層になると考えられる。また、第6層灰黄褐色土層からは、口径11cm台後半から13cm台前半で、底部へら切り後撫で調整を施す逆台形タイプの須恵器杯や（以後へら切り撫で調整と簡略化して記載する）、体部下端にケズリ調整が施される赤褐色土器杯B（[註2](#)）が出土している。それら出土遺物の年代から（[註3](#)）9世紀第2四半期を中心とする時期の土層と考えられ、文献史料上に記事のある天長7年（830年）の大地震後の鷺ノ木地区建物群再建に伴う整地層に該当すると判断された。今次調査でも周辺と同様に出土遺物が特に多く、また瓦や埴の破片も出土しており、それらは地震後の再建に関連する整地地業であることを示唆している。

A調査区の第6層出土遺物で注目されるものとして、「寺」の墨書のある赤褐色土器鉢と鉄鉢を模したと考えられる赤褐色土器鉢の出土があげられる。これらは寺院での使用が想定されうるものであり、調査地周辺に9世紀第2四半期以前、天長の大地震以前に寺院及びその関連施設が存在した可能性を示すものであり、鷺ノ木地区建物群の性格を考える上でも重要な成果となった。

SG1206沼地跡中央部にあたるB調査区では、遺物包含層は検出されず、十和田a火山灰の二次堆積が検出され、その堆積が沼地全体、中央部にまで及んでいることが明らかになった。また火山灰降下及び二次堆積以前とそれ以後に自然堆積した植物遺体層とに、植物遺体層が分けられる状況が確認された。

SG1206沼地跡東岸のC調査区では、西岸A調査区と同様に古代から中世にかけて堆積した遺物包含層が確認された。第4層黒褐色土層内における十和田a火山灰の二次堆積が確認される等、沼地岸部付近の第3層

から第5層までは層序等兩岸と同一であると判断された。C調査区の第6層明褐色土層は後述する遺構の年代から9世紀第2四半期以降の整地層と考えられた。

第7層灰黄褐色土・褐灰色土層については、下層より口径15cm台のヘラ切り撫で調整の須恵器環が出土しており、8世紀後半以降の堆積が考えられる。また上層からは底径のやや大きい逆台形タイプの糸切り無調整の環が出土しており、9世紀前半以降の堆積と考えられる。上層については、厚さもあることから人為的な整地層と考えられ、SI1697竪穴状工房跡を埋め立てた整地層となる可能性が高い。なお、C調査区の表土等からは、中世前期の13世紀中葉頃の越前産中世陶器や、近世陶磁器として肥前系磁器の染付碗や白磁皿(肥前IV期)や、肥前系(唐津系)陶器の刷毛目文鉢(肥前三~IV期)が出土している。

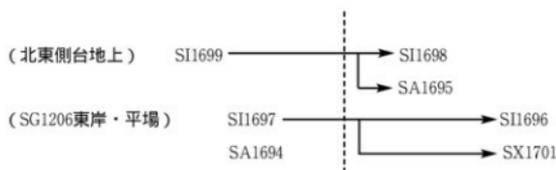
今次調査で遺構が検出されたのは湿地東岸部から北東側台地上にかけてのC調査区であり、全体で竪穴住居跡2棟、竪穴状工房跡1棟、竪穴状遺構1基、材木堀跡1列、柱列1列、木道1基、土坑1基を検出した。

各遺構の年代について出土遺物等より検討した場合、北東側台地上のSI1699からは、口径14cm台後半のヘラ切り撫で調整の環や、高台内端が接地する形態的に古い要素を示す台付環が出土しており、8世紀後半の住居と考えられる。また、SI1698からは第6層明褐色土層による周辺整地時に一度に埋め立てられた埋土より9世紀第2~3四半期頃の小型台付環が出土しており、9世紀第2四半期頃の住居と考えられる。同じく台地上の区画施設であるSA1695材木堀は、SI1699と重複しこれより新しく、また布掘り溝埋土からは赤褐色土器片が出土しており、9世紀以降の年代が考えられる。

C調査区中央の湿地岸部より一段高い平場で検出されたSI1697からは、埋土より口縁部形態及び胴部ケズリ調整等から9世紀第1四半期に位置付けられる赤褐色土器甕が出土しており、それ以前に操業した製鉄関連の工房と考えられる。そのSI1697と重複し、これより新しいSI1696は9世紀第1四半期以降となる。SG1206沼地岸部検出のSX1701木道は9世紀前半に堆積した第6層灰黄褐色土層上に設置され、木道脇より底径の縮小した9世紀後半の赤褐色土器環Aが出土していることから、大きく9世紀後半代に位置付けられる。

遺構の方位から見た場合、住居または区画施設の方向が南北基準線に対し北で西に40度から44度西に振れるタイプと、北で西、または東で北に17度から20度振れるタイプに大別される。前者はSI1697、SA1694、SI1699であり、後者はSA1695、SI1698である。各々のタイプは同時期または時期的にまとまりを持つと考えられる。出土遺物からの年代に基づけば、前者が古く8世紀後半~9世紀第1四半期、後者が新しく9世紀第2四半期以降のものが該当する。そのことから、C区には方位規制が存在し、9世紀前半の9世紀第2四半期頃に方位規制に変化、画期があったと考えられる。

以上の遺構の出土遺物の年代、重複関係や方位等に基づき、C調査区検出遺構の変遷を整理すると以下のようになる。



## (2) 利用状況の変遷について

遺構が検出されたC区調査区全体の利用状況の変遷についてまとめると、まず、奈良時代の8世紀後半代には、北東側台地上にSI1699等が造られ居住域として利用される。その後台地下のSG1206沼地跡東岸付近が利用されるようになり、8世紀末から9世紀第1四半期頃には北東側台地の斜面下で岸部より一段高い部分(平場)にSA1694やSI1697竪穴状工房跡が造られ、生産域として利用される。

9世紀第2四半期以降は、方位規制や利用状況に再び変化が認められ、東側台地上にSA1695材木堀のような区画施設が新たに設けられるとともにSI1698が造られ、再び周辺が居住域として利用される。SA1695は更に広範囲を区画するものと考えられるが、その対象が南側の居住域のみを対象とするものか、あるいは北側を含めた周辺に区画施設を伴うような何らかの施設が存在するののかについては、今後さらに検討を要する。なお、9世紀第2四半期頃の変遷画期については湿地東岸と同様に天長大地震復興に求められる可能性もある。

また、古代以降については、C区表土より、中世陶器や近世陶磁器が出土していることから、湿地東岸のC区周辺に中世前期や近世前期から中期にかけて生活域があり、利用されていたと考えられる。

以上のように今次調査では竊ノ木地区東部の古代から中世の沼地跡について、周辺の利用に伴う整地や遺物包含層の堆積状況を全体的に把握するとともに、新たに沼地跡東岸から北東側台地にかけても遺構が存在し、奈良時代から平安時代にかけて居住域、生産域として利用されていたことが明らかになった。特に台地上の区画施設の有無や遺構方位の規則性から、周辺で計画的な利用が行われていた可能性も高まった。従来不明確であった城外域東側・竊ノ木地区東部の利用状況の一端が明らかになったといえる。

## 2. 第82次A調査区について

### (1) 政庁東脇殿跡について

政庁東脇殿跡としては、第82次A調査区中央でやや位置をずらしながら重複する7棟の南北棟建物跡を検出した。各建物跡の新旧関係及び変遷については、遺構(柱掘り方)の重複、遺構検出面、遺構内出土の年代比定資料により把握される。

遺構の重複関係から見た場合、東脇殿北側トレンチの東西方向土層断面等により7棟全ての切り合い、重複関係が確認される。柱掘り方の重複関係は古い順にSB1708→SB1707→SB1706→SB1705→SB1704→SB1703→SB1702となっている。

検出遺構面については、SB1708、SB1707は地山飛砂層面から第10層褐色土層面または第8層黄褐色砂・明黄褐色砂層面にかけて、SB1706～SB1704は第6層褐色土・明褐色粘土層から第7層明黄褐色粘土・明褐色粘土層面にかけて、SB1703、SB1702は第5層褐色土層面より検出されている。政庁域における遺構変遷上の画期となっている8世紀末～9世紀初めの政庁Ⅲ期の粘土整地層には、後述の検討から第6層及び第7層が該当し、粘土整地以前の奈良期が2棟、以後の平安期が5棟であることが把握される。

各建物跡遺構内出土の年代比定資料について、以下重複関係の古い順に検討を加えていく。SB1708については、柱掘り方埋土から非口クロ成形の土師器長胴甕が出土している。刷毛目調整後ミガキ調整を施す底部木葉痕の甕で、形態及び製作技法から8世紀前半に位置付けられるものであり、第41次調査検出の創建期以前に廃棄され、政庁造成時の整地層で埋め戻されたSI782出土の土師器長胴甕類に類似している。

SB1706については、柱掘り方埋土より8世紀末から9世紀第1四半期に位置付けられるヘラ切り撫で調整

で口径13cm前半台の須恵器坏が出土している。また柱抜き取り部分からはヘラ切り軽い撫で調整の須恵器坏や、底径が大きく器高が低くなるタイプの赤褐色土器坏Aが出土しており、それらは9世紀第2四半期に位置付けられる。SB1705については、柱掘り方埋土より9世紀前半に位置付けられる赤褐色土器坏Bが出土している。また柱抜き取り部分からは9世紀第3四半期以降に位置付けられる底径がやや縮小した赤褐色土器坏Aが出土している。SB1704については、柱掘り方埋土より口径14cm～15cm台の古いタイプの須恵器坏に加え、9世紀前半以降に位置付けられる赤褐色土器片やヘラ切り軽い撫で調整の須恵器坏が出土している。

SB1703については、柱掘り方埋土より底径及び法量が縮小した9世紀第4四半期以降に位置付けられる赤褐色土器坏Aが出土している。また柱抜き取り部分からは10世紀第1四半期以降に位置付けられる赤褐色土器の小型皿が出土している。SB1702については、礎石据え方埋土より底径及び法量がさらに縮小し、底部に厚みと高さを持つ10世紀第1四半期から第2四半期に位置付けられる小型の赤褐色土器坏Aが出土している。

以上のように検討を加えた各建物跡遺構内出土遺物の年代と様相は、遺構重複に基づく新旧関係に矛盾しない結果となっている。

政庁の遺構期については、これまで調査成果に基づきI期からVI期が設定され、大きく6時期の変遷が把握されている。またIV A期とIV B期の2小期があることも把握されている。今次調査検出の東脇殿跡についても正殿及び政庁遺構期に一致する形で6回の建て替え、7棟の重複が確認された。各遺構期については、漆紙文書等の紀年銘資料や出土土器の年代、外郭区画施設も含めた秋田城跡全体の変遷期と史料上の記事との対比等から年代が把握され、政庁跡の報告書『秋田城跡-政庁跡-』に報告されている。東脇殿跡について前述した遺構重複関係や検出遺構面、特に前述の遺構出土の年代比定資料に基づき、各建物跡を遺構期に当てはめ、年代を位置付けると以下のようにまとめられる。

SB1708は創建期（I期）に該当し天平5年（733）の秋田出羽欄創建から8世紀第2四半期、SB1707はII期に該当し8世紀第3四半期から8世紀末・9世紀初め、SB1706はIII期に該当し8世紀末・9世紀初めから9世紀前半、SB1705はIV A期に該当し9世紀第2四半期以降、SB1704はIV B期に該当し9世紀第3四半期から元慶2年（878）まで、SB1703はV期に該当し元慶2年（878）以降、SB1702は最終期VI期に該当し10世紀第1四半期から10世紀中葉となる。

東脇殿跡7棟のうち、IV B期東脇殿のSB1704と最終期VI期東脇殿のSB1702については、柱掘り方内より炭化柱材が検出され、火災により焼失していることが判明した。政庁全体の変遷において、IV B期正殿などの主要施設は、史料上に記事のある元慶2年（878）に起こった俘囚の反乱である「元慶の乱」により火災に遭っていることが判明している。正殿と同じ5時期目・5棟目にあたりIV B期に該当すると判断されるSB1704についても、元慶の乱に際し火災に遭い焼失したものと判断される。最終期VI期については正殿をはじめとして削平により遺構の状況が明確でなかったが、今回主要建物の一つが焼失していることが判明し、政庁機能の終末のあり方、官衛の終焉を考える上で、新たな問題が提起されることとなった。

建物構造について見た場合、最終期VI期のSB1702のみ礎石建物跡であり、それ以外は掘立柱建物跡となっており、その点も正殿と一致している。SB1702礎石建物跡の礎石は、据え方内に礎石上面が10cm～15cm以上埋設される特殊な構造である。礎石自体が直径60cm～70cmと大きいこと、根石が検出されたこと、礎石上面より上部の埋土により柱を支持するには掘り方が浅すぎること等から掘立柱の礎石とはせず、礎石建物跡と判断した。V期以降のSB1703、SB1702については身舎中央南北方向に床束柱列が検出されており、床張り

の建物であったと考えられる。

建物の規模と形態について見た場合、廂付建物は正面西側に廂の付くⅢ期のSB1706、Ⅴ期のSB1703の2棟のみである。建物身舎の規模は、東西方向の梁間については全期を通じ2間となっているが、南北方向についてはⅠ～Ⅱ期が6間、Ⅲ～ⅣA期が7間、ⅣB期が6間、Ⅴ～Ⅵ期が再び7間となっている。南北6間の建物については東西に横長の特徴的な政庁プランにより南側にスペース上の制約が存在していたためとも考えられる。

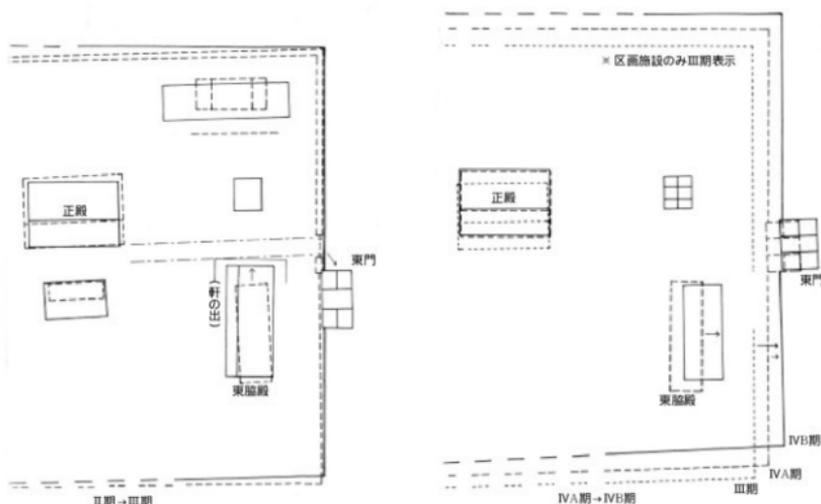
建物方位について見た場合、南北方向柱列がⅡ期は南北基準線に対し北で約3度と大きく西に振れ、Ⅲ期～ⅣA期はほぼ真北となり、ⅣB期は西に約1度振れ、Ⅴ期以降は約1度東に振れている。Ⅱ期以前が北で西に振れ、Ⅲ期～Ⅳ期が真北に近くなり、Ⅴ期以降が北で東に振れる傾向は正殿とほぼ一致している。

以上の東脇殿建物跡の構造や規模、方位について見てみると、大きくはⅢ期、Ⅴ期、Ⅵ期に画期が存在すると考えられる。

東脇殿に伴う遺構として検出位置及び重複関係から、SD1719はSB1707Ⅲ期東脇殿に伴う、SD1718はSB1706Ⅲ期東脇殿に伴う、SD734はSB1704ⅣB期東脇殿に伴う雨落ち溝と考えられる。確認される状況では、Ⅱ期からⅣ期にかけて東脇殿南東側に雨落ち溝を伴う傾向にある。

(東脇殿と政庁東門及び東辺区画施設的位置関係について)(第83図参照)

東脇殿の政庁内における配置・位置関係には基本的に大きな変動がなく、ほぼ同位置における建て替えが多いが、Ⅲ期東脇殿及びⅣB期東脇殿については、前段階の位置より北寄りへ大きくずれて建て替えられて



第83図 政庁東脇殿・政庁東門及び東辺区画施設位置関係図

おり、その次の段階で再び従来の位置近くに戻っている。Ⅲ期東脇殿SB1706については、Ⅱ期東脇殿に対し北側梁間柱列柱筋で約3.5m北にずれ、従来約6.8mほど距離があった東門を通り正殿に向かう東西軸線に対し約3.3mまで接近し、妻側軒の出を考慮した場合、東門から正殿へ想定される通路にかぶってしまう状況となる。そのⅢ期段階では東門は約10m大きく南にずれて建て替えられており、Ⅲ期後ⅣA期になると東脇殿は南側へ、東門は北側へと再び従来の位置付近に戻る。ⅣB期東脇殿SB1704については、ⅣA期東脇殿に対し、東側桁行柱筋で約4m東へずれている。そのⅣB期段階は東辺区画施設が最も東へずれており、Ⅰ～Ⅲ期の東辺に対し約5.2m～6.2m、ⅣA期の東辺に対し約2.7m東にずれている。Ⅲ期及びⅣ期に対するずれを平均すると約4mとなる。そのことから、東脇殿は東辺区画施設との間隔を意識して東へずれたものと考えられる。Ⅴ期になると東辺区画施設が再び西寄りに戻ると、東脇殿も従来の西寄りの位置に戻る。

以上のことからⅢ期東脇殿は東門と、ⅣB期東脇殿は東辺区画施設との位置関係からその位置を移動したと考えられ、政庁南東側の施設は相互の位置関係に関連性を持ち配置されていたと考えられる。

## (2) 政庁東脇殿跡と政庁東門跡及び区画施設について

政庁東門跡としては前述した政庁6時期の変遷に対し、Ⅵ期を除く6棟の門跡が検出されている。今次調査では再検討のため創建期のSA718東門跡とⅢ期のSB717東門について検出及び再検出を行った。

SA718東門跡については、新旧2時期の柱振り方の重複と柱痕跡が検出され、ほぼ同位置で創建期東門跡のSA718AからⅡ期東門跡のSA718Bへ建て替えが行われたことが確認された。

東門跡のうち門入口中心が約10m南側にずれるⅢ期のSB717東門跡については、重複関係が不明確であった東辺区画施設のうち、ⅣA期SA786とⅣB期SA784、Ⅵ期SA1656について重複箇所の断ち割りを行った。その結果、他の遺構の重複が激しく切り合い関係確認箇所も限られているものの、各々の遺構との重複とSB717がそれら区画施設より古いことを確認した。

政庁東辺区画施設のうち、今次調査ではⅤ期SA790材木列塀の抜き取り部分より、底径が縮小化し、底部が厚く擬高台状を呈する赤褐色土器小型坏や、底部が厚く柱状高台となる浅い小皿が出土している。それらは10世紀第1四半期後半から第2四半期にかけての年代に位置付けられることからⅤ期区画施設の終末もその間に位置づけられる。また、今次調査ではSA1722A・B柱列を新たに検出、把握している。東辺北半においてはSA700A・Bとして検出されている柱列であるが、この柱列の時期及び性格については、従来言及されていない。他の区画施設等との重複及び位置関係を見た場合、ⅣB期SA784より新しく、Ⅵ期SA1656より古いこと、位置的にⅤ期SA790と同時並存は考え難いこと、柱間や柱列の方向は南北で規則性に欠けること等に基づけば、ⅣB期のSA784の後からⅤ期区画施設SA790設置までの間に仮設的または補修的に設けられた区画施設と考えられる。

## (3) 第82次A調査区の遺構の年代と変遷について

第82次A調査区における東脇殿跡や政庁東門跡及び政庁区画施設以外の検出遺構について、出土遺物や方位及び位置関係により年代や変遷の把握を行い、東脇殿から西側の正殿南側広場にかけての周辺の利用状況についてまとめてみたい。

SB1709については、重複関係でⅢ期東脇殿よりも新しく、Ⅴ期東脇殿よりも古いことから、Ⅳ期に位置付けられる。位置関係からⅣA期東脇殿との並存は考え難く、ⅣB期東脇殿と並存する建物またはⅣB期直後

からV期までの間の仮設の建物となる可能性がある。SB1709と後述のIV A期直後のSA1710の柱掘り方埋土からは、ともに政庁内でありながら小札や鉄錐等の武器、武具類が多く出土しており、元慶の乱に伴う火災等との関連が想定される。それらの出土遺物の状況からは後者の仮設の建物となる可能性が高い。

5列検出された柱列のうち、SA1711は位置関係から東脇殿の目隠し塀となる一本柱列塀と考えられる。SA1711の柱列方位はV期以降の東脇殿と一致しており、埋土からは10世紀第1四半期以降に位置付けられる底径の縮小した赤褐色土器杯Aが出土していることから、V期以降で、VI期の東脇殿に伴う可能性が高い。SA1710については、9世紀第4四半期以降に位置付けられる底径の縮小したやや粗雑なつくりの杯Aが出土しており、またSB1706と重複しこれより新しく、SB1707と重複してこれより古いことから、政庁IV B期直後、V期開始前の時期に位置付けられる仮設的な柱列と考えられる。その機能性については区画を意図するものと考えられるが、明確でない。

その他の柱列のうちSA1712、SA1713については、正殿南側広場に位置する南北方向の柱列であり、正殿東側梁間柱列筋の延長線上付近に位置していることから、正殿南側広場の一画を東西に区画する簡易な一本柱列塀と考えられる。柱列の方向では正殿IV A・B期に一致し、各々IV期に属する可能性があるが、規模等から仮設的なものとなる可能性もある。重複関係や出土遺物はなく、相互の前後関係や時期は不明確である。

SA1714についても、柱列の方向からはV期以降の東脇殿に近くV期以降の可能性があるが、出土遺物の年代比定資料がなく時期は不明確である。SA1715は重複関係や検出位置からSB1703 V期東脇殿に伴い、北側梁間と連続するような形で東脇殿と東辺区画施設間に東西方向に設けられた材木列塀と考えられる。

政庁中心部近くに検出されたSI1717については、カマド周辺から頸部に沈線が巡るタイプや刷毛目の後にミガキ調整を施し底部に木葉痕を残すタイプの非ロクロ成形の土師器長胴甕が出土している。それら在地系の非ロクロ土師器は、創建期の政庁造営以前に廃棄され、政庁造成時の整地層により埋め戻された政庁南東側のSI782に類似する。住居南東側にカマドを伴い、床は貼り床である構造も共通しており、SI1717も創建期以前に存在し造営直前もしくはそれに近い時期に廃棄され、政庁造成に伴い埋め戻された在地蝦夷の住居と判断される。

SK1720については、埋土より小型でやや深いつくりの赤褐色土器杯Bが出土しており、8世紀～9世紀第1四半期に位置付けられる廃棄土坑と考えられる。

遺物包含層の堆積時期について検討を加えると、第4層黒褐色土層からは、10世紀第2四半期以降に位置付けられる底径及び法量の縮小した赤褐色土器小型杯が出土しており、堆積時期もそれ以降と考えられる。第5層からは赤褐色土器片が多く出土しており9世紀第2四半期以降の堆積と考えられ、焼土・炭化物が大量に混入する状況から元慶の乱後、政庁V期段階の東脇殿周辺の整地層となる可能性が高い。第6層からは赤褐色土器蓋が出土しており8世紀末以降の堆積と考えられる。第7層からは8世紀第4四半期から9世紀第1四半期頃と位置付けられる糸切り無調整で底径が大きく逆台形または箱形となるタイプの須恵器杯底部や長岡京型長頸瓶（壺G）の底部が出土していることから、政庁基本層序第5層の東辺築地崩壊後の東西粘土整地層と同時期の土層と考えられ、東寄りに検出される第6層とともに政庁III期段階の粘土整地として位置付けられる。

以上の検討をふまえた東脇殿から西側の正殿南側広場にかけての利用状況の変遷については、まず政庁内南側には創建期政庁造営前に数棟の在地蝦夷の住居が存在し、それが造営に伴い廃棄され埋め戻されている。政庁造営後は政庁I期からVI期の全期について東脇殿西側から正殿南側の空間、コの字型建物配置の間のス

ベース東半部には、正殿南建物のような建物は存在せず、基本的に空閑地、広場となっていたと考えられる。広場にはIV期段階に南北方向に簡易な構造の一本柱列塀が存在した可能性がある。全期を通じて存続する東脇殿周辺については、元慶の乱後のIVB期直後に仮設的な建物や柱列が設けられたと考えられる。また、V期以降になるとSA1711の目隠し塀や、SA1714柱列、SA1715材木塀のような東脇殿に伴う塀や区画施設が目立つ傾向がある。

#### (4) 第82次A調査区出土硯及び転用硯について(第84・85・86図参照)

第82次A調査区においては、出土遺物の特徴として硯及び転用硯が多いことが指摘される。調査区のうち東側は第38次調査地の再調査部分が多くを占める関係上、出土した硯類のほとんどが調査区中央の政庁内東脇殿跡周辺の出土となっている。遺構外出土のものが多くを占めるが、遺構内(東脇殿建物跡の柱掘り方内)からの出土も6点あり、政庁内の東脇殿周辺からの硯類出土が多い傾向は指摘しうる。

硯については、円面硯が9点、風字硯が1点出土している。そのうち遺構内出土は1点、遺構外出土は8点となっている(第86図 第82次A調査区出土硯集成図参照)。

硯類のうち今次調査で特に多数が出土した転用硯について出土位置、土器等の種別や器種、さらに時期的傾向をまとめると以下ようになる(第84・85図 第82次調査出土転用硯集成図参照)。

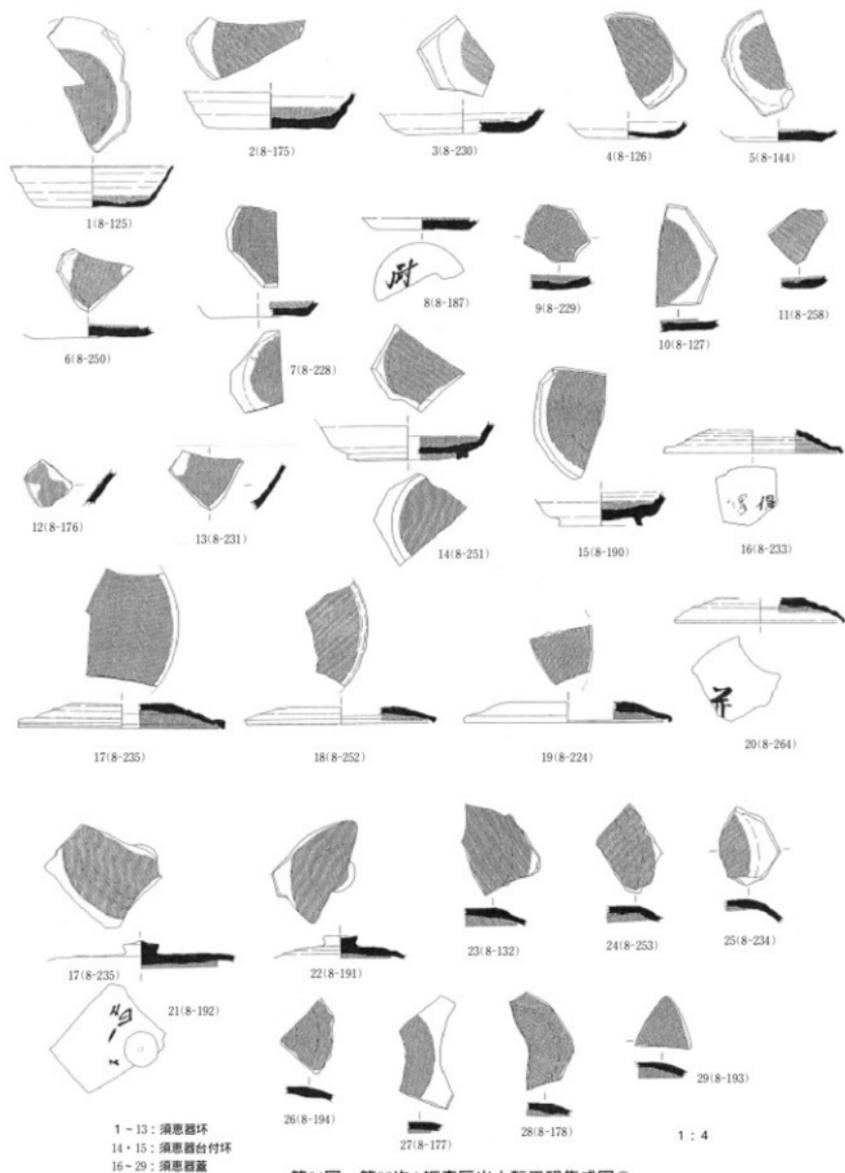
出土位置については、遺構内(東脇殿柱掘り方内)出土6点(1,4,5,10,23,36)、遺構外の古代の遺物包含層出土7点(6,11,20,26,32,33,44)、遺構外の表土・造成土・旧耕作土出土33点(2,3,7-9,12-19,21,22,24,25,27-31,34,35,37-44,46,47)となっている。

転用硯とされた土器等の種別で見た場合、須恵器38点、赤褐色土器8点、平瓦1点となっている。そのうち器種については、須恵器では坏13点、台付坏2点、蓋14点、甕胴部破片9点となっており、赤褐色土器では皿1点、坏5点、蓋2点となっている。

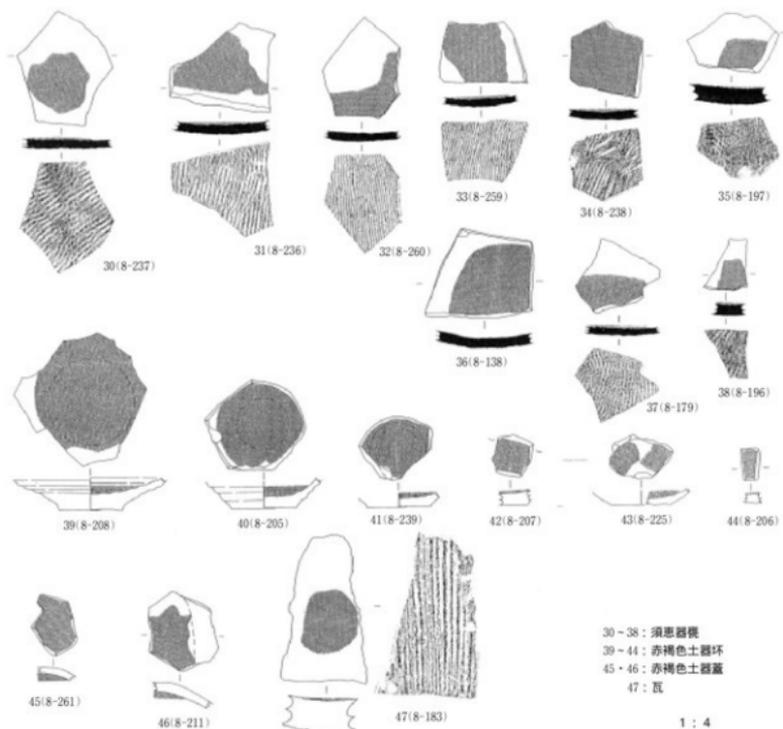
出土位置や層位を問わず、器形等よりおよその年代が把握されるものについて、その時期的傾向をまとめると、須恵器杯類や蓋については、8世紀後半代ものから9世紀中葉までのものが認められ、その中で8世紀末から9世紀前半のものが多く傾向が認められる。赤褐色土器については、9世紀第2四半期頃から9世紀後半にかけてのものが認められ、9世紀後半のものが多くという傾向が認められる。

以上の硯や転用硯の出土傾向から、あらためて以下のことが考えられる。まず、転用硯の土器種別としては約8割が須恵器であるが、赤褐色土器の転用硯も一定量を占めることが注目される。従来転用硯は硯自体がほとんどが須恵器として焼成されることから、転用硯も硬質の須恵器の再利用がほとんどを占めると考えられた。しかし、今回あらためて、酸化炎焼成の赤褐色土器についても硬質に焼成されたものについては、一定量転用硯として再利用されることが確認された。その背景には、供膳具等において9世紀以降須恵器が減少し、9世紀第2四半期以降は赤褐色土器がその代替として、出土土器組成上の主体を占めていくことがあるものと考えられる(註4)。また、転用硯自体で見た場合、8世紀末以降、9世紀代の年代のものが多く、それは硯の需要増加を反映していると推察される。

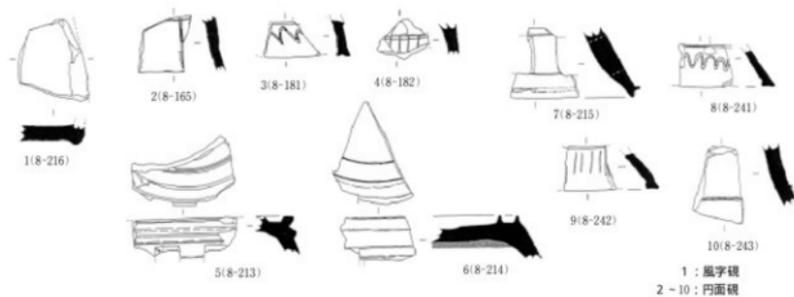
政庁域、東脇殿遺構内及びその周辺からの多数の硯や転用硯の出土は、政庁及び東脇殿の機能について儀式だけでなく行政実務の場として果たした役割もあつたことを裏付けるものといえる。また、時期的に8世紀末以降9世紀代のものが多く傾向については、平安期以降の政庁における硯使用の増加や行政実務の増加等を反映している可能性が考えられる。



第84图 第82次A調査区出土転用碗集成图①



第85图 第82次A調査区出土転用碗集成图②



第86图 第82次A調査区出土碗集成图

1 : 4

### (5) 第82次A調査区出土の瓦について

第82次A調査区では、東脇殿遺構内（建物柱掘り方内）及び周辺の遺物包含層から瓦が出土している。各東脇殿遺構内及び各時期の東脇殿周辺における整地である遺物包含層出土の瓦には共通性が認められる。それら出土瓦のおおよその分類とその時期的傾向について概要をまとめると以下ようになる。

出土瓦の種類については平瓦と丸瓦であり、軒平瓦、軒丸瓦は出土していない。平瓦・丸瓦とも基本的製作技法は同一である。平瓦は確認できるものは全て一枚作りであり、凸面には縄目の叩き痕、凹面には布目圧痕が残る。丸瓦は破片が多く有段無段の判別が困難であった。凸面は縄目の叩きの後撫でによるスリ消しが施され、凹面には布目圧痕を残す。出土瓦は形状や製作調整技法に基づく詳細な分類は困難であるが、焼成や色調、確認できる範囲の調整技法等の特徴や相違により大きく4グループに分けることが可能である。

1群 焼成は良好かやや不良のやや軟質であり、灰色～灰白色の色調を呈するタイプ。また、いぶし焼成によるものか黒色を呈するものがある。

2群 焼成は良好堅緻で硬質であり、灰色～暗灰色の色調を呈するタイプ。平瓦では成形時縄目叩きの段階での離れを良くするための砂と考えられる砂粒が凸凹面、特に凸面に目立つ。

3群 焼成は良好堅緻で特に硬質であるが、黄灰色～淡黄色の色調を呈するタイプ。平瓦は凸凹面に板状工具による撫で調整が認められる。

4群 焼成はやや不良の軟質であり、橙色系を主体とした色調を呈するタイプ。

1群については政庁築地塀崩壊瓦層より多量に出土した瓦に類似しており、創建期に生産使用された瓦と考えられる。政庁Ⅲ期以降の東脇殿跡及び遺物包含層出土のものについては、経年変化により摩滅しているものが多く認められる。2群と3群の硬質系の瓦と4群の軟質系の瓦については、政庁Ⅲ期以降の東脇殿跡及び遺物包含層より出土しており、Ⅲ期以降の補修瓦として生産使用されたものと考えられる。なお、3群については焼成・色調・調整技法から9世紀前半に操業した古城廻廊跡の製品との類似が指摘できる（註5）。

以上のことから、東脇殿及び政庁東門等の周辺施設には創建期に瓦が使用されていたと考えられる。また、政庁Ⅲ期以降の補修瓦と考えられる瓦類についても政庁ⅣA期東脇殿の遺構まで出土が認められることから、9世紀第2四半期頃までは瓦が使用されていたと考えられる。屋根全面または部分的な使用かについては、主要殿舎周辺であり改修期ごとに整理されると考えられ、出土状況や総量からそれらを把握することは困難であった。

## 3. 政庁の変遷について

### (1) 政庁の変遷について（表4・表5・第87・89・90図参照）

政庁の変遷については、これまでの調査成果に基づき政庁の報告書『秋田城跡- 政庁跡-』においてⅠ期からⅥ期の遺構期が設置され、大きく6時期の変遷が把握されている。また、そのうちⅣ期についてはⅣA期とⅣB期の2小期があるとされている。今次調査で新たに検出された東脇殿跡についても、前述したとおり6回の建て替え、7棟の重複による変遷が確認され、それらは正殿と一致しており、ⅣB期の建物焼失や最終期が礎石建物となる画期についても一致している。また、東脇殿建物の規模形態が変わるⅢ期とⅤ期の画期も政庁全体の変遷画期に一致する結果となった。今次調査検出の整地地業の時期等も従来の遺構期と変遷に一致している。それら新たな調査成果を加えても、Ⅰ期～Ⅵ期の遺構期の変遷、画期、年代には大きな

変化や修正はないと考えられ、表4の変遷表のようにまとめられる(表4政庁の変遷表参照)。

表4に示された政庁変遷における大きな画期は、Ⅲ期、Ⅴ期、Ⅵ期に認められる。Ⅲ期は外郭区画施設と期を一にしてⅠ期(創建)からの区画施設である築地塀を廃棄し、一本柱列塀に変え、整地事業など全体的な改修を加えている。Ⅴ期は正殿及び東脇殿などの主要施設を元慶の乱(878)に伴う火災により焼失したⅣB期を復興し、区画施設を一本柱列塀から材木塀に変え、門の構造や建物配置も大きく変えている。Ⅵ期は正殿及び東脇殿といった主要建物が掘立柱建物から礎石建物に変わっている。それら変遷上の画期は文献史料上の記事に示される事件や政治的・社会的背景にも関連すると考えられる。

以下、Ⅰ期～Ⅵ期の変遷について、すでに報告されている『秋田城跡-政庁跡-』の内容に対する部分的な追加修正を含め再度報告する。また、政庁正殿遺構図及び政庁全体の遺構配置図についても修正報告する。

【Ⅰ期】政庁は、秋田「出羽柵」創建とともに中心施設として建設されている。秋田「出羽柵」創建当初には政庁域確保のための大規模な造成が行われている。旧地形では東南側から南側には傾斜地が存在し狭隘なことから、在地蝦夷の住居と考えられる竪穴住居2軒を埋め、南側特に南東側に大規模な盛土による整地事業を行い面積の拡充を図っている。しかし、結果的には政庁の規模と形態は横長となっており、他の城柵官衙遺跡では普遍的である縦長の形態を維持できるまでには至っていない。

区画施設は外郭区画施設と同じ瓦葺きのSF667B・SF729・SF788築地塀である。築地塀に伴う東門はSA718B東門で棟門構造の門が考えられる。南門については旧国道の切り通しによる破壊、北門については攪乱と削平により確認できず、以降各期を通じ不明となっている。

正殿は、東西5間×南北3間で南側片廂付のSB748Bで、東脇殿は東西2間×南北6間と推定されるSB1708である。西脇殿については前述の切り通しにより破壊され不明であるが、正殿と脇殿で構成されるコの字型建物配置は以降最終期まで維持される。正殿の北東にはSB680が伴っている。正殿北西にもⅡ期建物に破壊されているため確認できないが、Ⅰ期とⅡ期がほぼ同位置で建て替えられる傾向を考慮した場合、建物が存在した可能性がある。南にはSB754Bが伴うが、仮設的な建物の可能性もある。

本期の年代は、政庁造成時に埋められた竪穴住居跡の出土土器が8世紀前半の特徴を有する土師器であること、秋田「出羽柵」の遷置された年代が『続日本紀』の記事によれば天平5年(733)であることから、その始まりは天平5年と考えられる。終わりは築地塀崩壊土層から出土した宝亀元年(770)銘の漆紙文書と前述した同層出土の土器形態から8世紀後半の前葉と考えられる。

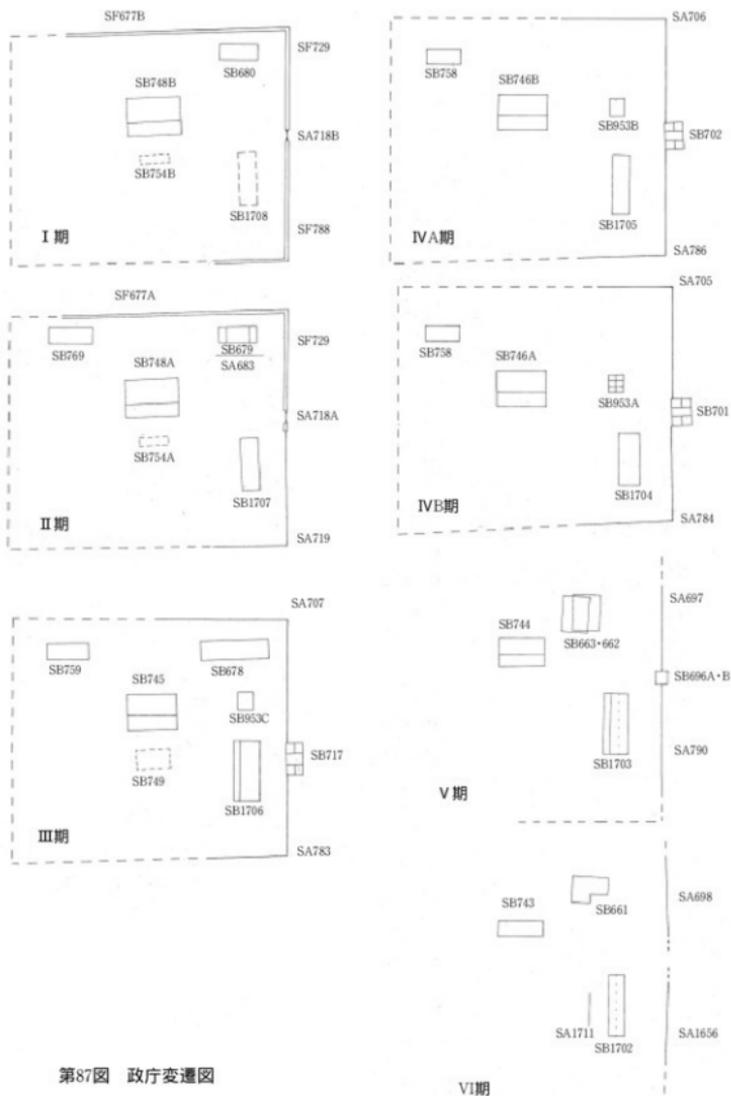
【Ⅱ期】区画施設は北半分及び東門より南側1間分は築地塀であるが、それ以南の東辺と南辺は材木列塀によって囲まれる変則的な形態となる。北半築地塀のSF729・SF677Aは、前期の築地塀を一度嵩上げし非瓦葺きとしている。東門付近を除く南半については築地塀からSA719材木列塀に変化している。東門はSA718A東門でほぼ同位置で建て替えられている。

正殿は前段階と同じ構造で、ほぼ同位置で建て替えられたSB748Aである。東脇殿は東西2間×南北6間のSB1707である。正殿の北東にはSB679、北西にはSB769が伴う。南にはSB754Aが伴っているが仮設的な建物の可能性もある。

なお、次期Ⅲ期建物の柱掘り方埋土に焼土・炭化物が混入することから、Ⅱ期の政庁は焼失した可能性が指摘されてる。今次調査ではⅢ期造営に伴う鍛冶を政庁内または周辺で行っていることがわかっており、その焼土・炭化物が混入した可能性も考えられる。

表4 政庁の変遷表

遺構期	創建以前	I期	II期	III期	IV A期	IV B期	V期	VI期
正殿		SB748B	SB748A	SB745	SB746B	SB746A	SB744	SB743
東脇殿		SB1708	SB1707	SB1706	SB1705	SB1704	SB1703	SB1702
北東建物		SB680	SB679	SB678			SB663 SB662	SB661
北西建物			SB769	SB759	SB758			
正東建物				SB953C	SB953B	SB953A		
正西建物					(SB1645)			
正南建物			SB754A	SB749				
政庁東門		SA718B	SA718A	SB717	SB702	SB701	SB696A・B	
政庁区画施設		SF677B SF729 SF788 築地塀 (瓦葺き)	SF677A SF729 築地塀 (非瓦葺き) SA719 材木列塀 (東辺南半・ 南辺)	SA707 SA783 一本柱列塀	SA706 SA786 一本柱列塀	SA705 SA784 一本柱列塀	SA697 SA790 材木列塀	SA698 SA1056 一本柱列塀
その他の遺構	S1782 S11717		SA683			(SA700A B) (SA1772A B)	(SA1710) (SB1706)	SA1711
整地地業・ 遺構の特徴等	I期造営以前に 竪穴住居跡が存在	I期造営に伴う 創建時の整地		III期造営に伴う 整地 各建物柱掘り 方埋土に焼土・炭 化物混入		建物柱痕跡に 焼土・炭化物・焼 け壁材混入 建物炭化柱材 遺存		後生の削平 多く遺構不明 建物炭化柱材 遺存
			II期 (SB748A) 建物焼失か			IV B期 (SB746A・ SB1704・ SB758) 建物焼失	2小期となる 可能性あり	VI期 (SB1702) 建物焼失
時期	天平5年 (733)以前	天平5年 (733)～ 8C後半前葉	8C後半前葉 ～ 8C・9C初	8C末・9C初 ～ 9C前半	9C第2四半 期～	9C第3四半 期～元慶二 年(878)	元慶二年 (878)～	10C第1四 半期後半～ 10C中葉
備考		秋田「出羽櫓」 創建期	天平宝字年間 「秋田城」 改修期	第III期全体 改修期 外郭区画施設 も大改修	天長7年 (830)大地震 後復興期か	元慶の乱で 焼失	元慶の乱 (878)復興期	政庁最終末 期



第87图 政庁変遷図

本期の年代は、始まりは前期Ⅱ期築地堀の崩壊年代とSB679掘り方出土の8世紀第3四半期に位置づけられる須恵器環などから8世紀後半の前葉と考えられる。終わりは後述するⅢ期開始に伴う整地地業の年代から8世紀末～9世紀初頭と考えられる。

【Ⅲ期】本期は、政庁域全体に整地地業を行い、全体的な改修を行っている。全体を構成する建物数が多く、主要建物も構造を変え、東門の構造が充実するなど、全体が改めて整備される時期といえる。

区画施設は構造を大きく変えており、築地堀からSA707・SA783一本柱列塙となっている。政庁東門も位置と構造を大きく変え東辺中央よりやや南寄りに位置する2間×3間の八脚門SB717東門となり、建物の西側柱列に一本柱列塙が取り付く形に変わる。

正殿は規模はほぼ同じであるが、構造を変えてⅠ・Ⅱ期の5間×3間の身舎から、5間×2間の身舎に南廂を取り付けたSB745となる。以後Ⅴ期までこの形態が続く。東脇殿はSB1706で初めて東西2間×南北7間となり、また西廂がつくように構造を変え、東門の移動に対応し北寄りに位置を変える。正殿の東にはSB953C掘立柱建物、北東にはSB678掘立柱建物、北西にはSB759掘立柱建物が伴う。南にはSB749掘立柱建物が伴っているが、仮設的な建物の可能性もある。

本期の年代については、年代比定資料として8世紀末～9世紀第1四半期の年代に位置づけられる赤褐色土器環Bが、政庁域の大規模整地層内や正殿の掘り方埋土から出土している。また、外郭においては、外郭Ⅲ期の改修に伴う大規模な整地層に覆われ延暦10年(791)～同14年(795)銘の木簡が出土し、区画施設が築地堀から布掘りを伴う材木列塙に移行する等、政庁と共通する大規模整地と区画施設の変化が認められる。それは秋田城の同時かつ全体的な大改修を示唆しているといえる。それらのことから、始まりについては8世紀末から9世紀初頭頃と考えられる。また終わりについては建物存続期間や東脇殿掘り方抜き取り出土の9世紀第2四半期に位置付けられる赤褐色土器Aなどから、天長7年(830)の出羽国の大地震による建て替えによる可能性が高いといえる。

【Ⅳ期】本期は構成施設に基本的変化はないものの、A期とB期の2小期に区分される。

区画施設や門の基本構造に変化はなく、やや位置を変え、A期は前期(Ⅲ期)の一本柱列塙を外側(東側)に移動したSA706・SA786一本柱列塙、B期はさらにそれを外側(東側)に移動したSA705・SA784一本柱列塙となっている。東門は前段階より北寄りの東辺中央付近に戻り、A・B期にそれぞれ3間×2間のSB702・SB701の東門が伴う。

正殿はA期がSB746B、B期がSB746Aである。東脇殿はA期がSB1705で前段階より南寄りに戻る。B期はSB1704で東西2間×南北6間となり東辺の移動に対応し東寄りへ位置を変える。正殿東建物はA期がSB953B、B期がSB953Aでこの期に総柱建物となる。正殿西建物1646はA期に属する可能性が高いが、仮設的な建物の可能性もある。北西建物はSB758で、A期を通して存続した可能性がある。B期正殿の柱痕跡には、焼土と炭化物、建物の焼壁が多量に混入しB期東脇殿や北西建物でも炭化木材が検出されるなど、B期は火災により焼失したものと考えられる。

本期の年代は、A期の始まりが、Ⅲ期の終末年代から9世紀第2四半期以降、B期の始まりは、SB1704掘り方抜き取りやSB953A掘り方の埋土から9世紀第3四半期の年代に位置付けられる赤褐色土器環Aが出土することなどから、それ以降と考えられる。B期の終わりについてはⅤ期建物出土遺物の年代や、前述の主要施設の大規模な火災痕跡から、元慶2年(878)の俘囚の反乱、元慶の乱に伴う火災、焼失によるものであると考えられる。

【V期】本期は大規模な火災による焼失等、元慶の乱で受けた被害を復興した時期と考えられる。区画施設及び門の構造や建物配置なども大きく変わる。東門や北東建物の建て替えから小期が存在する可能性がある。

区画施設は、一本柱列塀から布振りを伴うSA697・SA790材木列塀に変わるが、全体としてやや不明確となる。東辺のほぼ中央部には、材木塀布振り溝が棟通りに取り付く1間×2間のSB696A・Bの東門が伴い、ほぼ同位置で建て替えが確認されている。

正殿はSB744で、前期（IV期）より若干小振りな建物となっている。東脇殿はSB1703で、東西2間×南北7間に西廂がつく床張りの建物となり、再び西側に位置を戻す。北西建物は本期以降存在しない。北東建物も南北棟のSB662・SB663掘立柱建物跡であるが、位置が大きく変わる。

本期の年代は、始まりが元慶2年（878）以降となる。SB744及びSB1703、SB662掘り方の埋土から9世紀第4四半期の年代に位置づけられる赤褐色土器坏Aや皿が出土しており、出土遺物からもやはりそれ以降と考えられる。終わりについてはVI期建物出土遺物の年代等から10世紀第1四半期以降と考えられるが、SA790の材抜き取り部分から出土した赤褐色土器坏Aと皿の年代や、東門及び北東建物の建て替えによる小期存在や存続期間の長さの可能性を考慮した場合、10世紀第1四半期後半から第2四半期まで下る可能性もあると考えられる。

【VI期】本期は最上層検出の遺構であり、政庁の最終末期となる。そのため後世の削平も多く、建物や区画施設等政庁内の様相は不明な点が多い。しかし、全期を通じて初めて正殿・脇殿の主要建物が礎石建物となり、建物構造上の画期となっている。

区画施設はSA698材木塀であるが、南北で規則性に欠き、周囲を巡るものが、単なる目隠し状の塀になるのか不明である。また門についても不明である。

正殿SB743と東脇殿SB1702ともに礎石建物となる。ともに廂は付かないが、東脇殿は床張りで、西側にSA1711の目隠し塀を伴う。北東建物は、東西棟のSB661掘立柱建物で南桁の西半分が張り出すような変則的な構造である。

本期の年代は、始まりが前述したV期の終末と、SB1702掘り方埋め土より10世紀第1四半期から第2四半期にかけての年代に位置づけられる小型の赤褐色土器坏A、SB661掘り方の埋土から10世紀第1四半期の年代に位置づけられる赤褐色土器皿が出土していることなどから、10世紀第1四半期後半以降で第2四半期以降まで下る可能性もあると考えられる。終末については明確ではないが、政庁域における最上層の遺物包含層出土遺物の年代が10世紀中葉であり、周辺及び攪乱層を含めそれよりも新しい時期の古代の遺構及び遺物がほとんど検出されず、出土しないことから、10世紀中葉後半には収まると考えられる。本期が古代における政庁域の連続した使用としては最終期となると推察される。

本期以後、中世にかけての政庁周辺の利用状況については同様に不明確であり、前述した遺構と遺物の状況から、本格的施設や大規模な利用はないものと推察される。

## （2）政庁建物の基本構成及び配置計画について（第88図参照）

政庁の配置計画については、政庁南西側が旧国道の切り通しにより大規模に破壊されて不明になっているため全体の遺構に基づく検討はできないが、官衙建物配置の前提である正殿中軸線を中心とする左右対称性や折り返しによる復元に基いて検討することは可能といえる。

政庁建物の基本的構成及び配置については、創建期から最終期まで正殿及び脇殿により構成されるコの字

型建物配置が認められる。最北の古代城柵官衙遺跡である秋田城跡政庁においても、律令国家体制下の官衙主要施設に認められる規則的な建物配置が維持されることが確認された。そのことは正殿と脇殿に囲まれる空間である正殿南側正面の広場が全期を通じ存在することであり、それが秋田城跡政庁のうちで最も重要で基本的な機能を有する一画として維持されたとも考えられ、その基本的機能と役割に変化が無かったとも考えられる。また、他の城柵官衙遺跡に対して特徴的な東西に横長となる政庁の形態についても全期を通じて変更はなく、東脇殿も東辺区画施設に近い位置で大きくは移動しないことから、正殿南側広場も全期を通じて特徴的な横長の形態であったことが明らかになった。南側に制約が存在するため、重要かつ基本的機能を有するスペースを確保する意図で脇殿も東西両側区画施設寄りに配置されたと推察される。

北東建物、北西建物については、奈良期から平安期初め頃のⅠ～Ⅲ期については、基本的に政庁を構成する主要建物として配置に左右対称の規則性が認められるが、Ⅳ期以降は配置に規則性が認められなくなる。正殿南建物についても他の城柵官衙遺跡と比較して特徴的な建物であり、類例は伊治城跡などに限られている。一定の配置計画にのっとり配置される傾向は把握できるが、正殿に対する改修時の仮設の建物または儀式時の仮設の建物の可能性も否定できない。その機能性格についてはやはり課題として残る。

政庁建物及び区画施設の方位については、各期若干のバラつきがあり大きな傾向が把握されるにとどまる。建物方位については、大きくはⅠ～Ⅱ期の奈良期の建物については、南北方向柱筋が北で約1度から3度西に振れる傾向があり、Ⅲ期についてはほぼ真北かやや西に振れる傾向がある。Ⅳ期についてはほぼ真北となる傾向、Ⅴ期以降は東へ1度から3度振れる傾向がある。区画施設については、各辺ごとに一定の傾向が把握されるが、全期を通じ相違が存在する。南北方向の東辺についてはⅥ期を除きほぼ真北方向となる。東西方向の北辺と南辺についてはⅠ～Ⅱ期ではともに西で南に約1度～2度振れる方向となっているが、Ⅲ期以降になると、南辺は再びやや南に1度30分振れる方向のまま変わらないが、北辺はほぼ真西の方向に変化する。

政庁の配置計画について、各変遷画期ごとに可能な範囲で検討を加えると以下のとおりとなる。

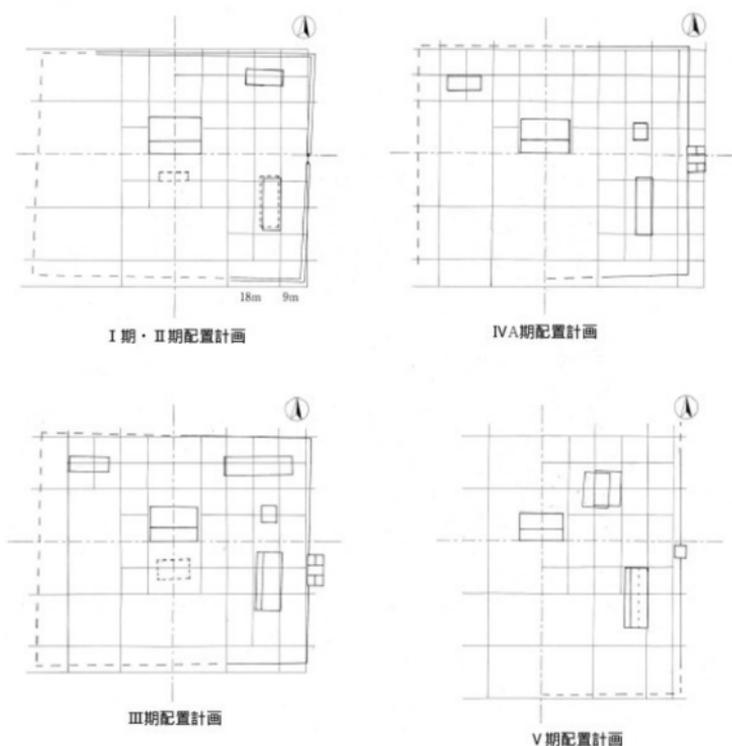
ほぼ同位置での建物建て替えが行われる創建期（Ⅰ期）及びⅡ期について見た場合、正殿南入側、桁行（東西）方向の柱筋は東西基準線（真東及び真西方向）に対し東で若干北へ振れているが、北辺及び南辺築地塀の方向もほぼそれに一致しており、それら東西方向のものは同一の施工基準（方向性）に基づいていると判断される。配置計画の東西軸線（計画基準線）は正殿南入側の廂桁行柱筋に求められ、その廂桁行柱筋（全長18m）の中心点から桁行柱筋に直交する正殿中軸線が南北軸線（計画基準線）となっている。そして創建期以降もその形で計画基準線が設定されている。若干北へ振れる東西軸線の延長線上に東門（棟門）の北側柱芯が位置しており、正殿中軸線からの距離は約45.5mとなっている。さらに正殿中軸線から東へ約36mの南北線と東脇殿の東側桁行柱筋及び北東建物の東側梁間柱筋がほぼ一致する。また、東西軸線より南へ約9mの東西線と正殿南建物の南側桁行柱筋が一致する。

以上のことから、Ⅰ～Ⅱ期の建物や門については正殿中軸線及び南入側の廂桁行柱筋を基準線とし、約9m（1/12町）を基本単位として計画的に配置されていると考えられる。東辺区画施設及び北東建物の方位のずれ等一致の見られない部分については、地形的規制や施行時の誤差により生じた可能性がある。また、南辺についても約9mの基本単位に区画施設が一致しないが、南門建物の東西方向桁行柱筋のどれかが一致、対応している可能性はあると考える。なお、創建期段階の政庁規模について、配置計画及びその軸線（計画基準線）に基づく復元及び推定を行うと、築地塀の芯々間で東西約92m、南北約88.5mとなる。

Ⅲ期について見た場合、正殿中軸線と正殿南入側の廂桁行柱筋を基準線とする配置計画に変更はないと考

えられるが、Ⅲ期以降やや規則性を欠き、配置の誤差やバラつきが大きくなる傾向がある。南北方向では、正殿中軸線から東へ約18m、約36m、約45mの南北線付近に、各々北東建物西側梁間柱筋、東脇殿東側桁行柱筋、東門西側桁行柱筋が位置するように建物が配置されている。また正殿中軸線から西へ約36mの南北線付近に北西建物西側梁間柱筋が位置するように建物が配置されている。東西方向でも、東西基準線から北へ約27mの東西線付近に北東建物及び北西建物の棟通りが、南へ約9mの東西線付近に正殿南建物棟通りが位置するように配置されていることから、約9m（1/12町）の基本単位にも変更はないと考えられる。なお、区画施設各辺のうち南辺のみ西で南に若干振れる方向に変化がなく、以後ⅣB期まで同様であることから、この期間は取り付く南門の位置関係及び基壇等の基礎構造にも変化がないことが想定される。

Ⅳ期について見た場合、東西南北基準線の設定に変化はなく、正殿南入側の廂桁行柱筋の延長線上に再び東門入口北側、西側桁行北から1間目の柱芯が位置している。南北方向では、正殿中軸線から東へ約36m、



第88図 政庁配置計画図

約54mの南北線付近に各々東脇殿東側桁行柱筋、東門東側桁行柱筋が位置するように配置されている。東西方向では東西基準線から北へ約27mの東西線に北西建物北側桁行柱筋がほぼ一致するように配置されている。

V期について見た場合、東西南北基準線の設定にやはり変化はないと考えられる。南北方向では正殿中軸線から東へ約18m、約36mの南北線に各々北東建物西側桁行柱筋、東脇殿東側桁行柱筋がほぼ一致する。また東へ約45mの南北線付近に東門西側桁行柱筋が位置するように配置されている。南北方向については、東西基準線から南へ約9mの東西線と東脇殿北側梁間柱筋がほぼ一致する。また北へ約18mの東西線が北東建物桁行方向の建物中心に一致するように配置されている。建物配置からもIV期～V期にかけて約9m(1/12町)の基本単位にも変更はないと考えられる。

VI期についても東西基準線の設定は明確でないが、南北基準線の設定、北東建物や東脇殿はほぼ同位置で建て替えられており、その配置には変更はないと考えられる。基本単位は約9m(1/12町)と考えられる。

以上のように、秋田城跡政庁の配置計画はほぼ全期を通じ、正殿中軸線と正殿南入側の脇桁行柱筋を東西南北の基準線として計画されており、約9m(1/12町)を基本単位として計画され、施設が配置されていると考えられる。

#### 4. 第82次B調査区について

第82次B調査区は政庁域の北西側隣接地、政庁北辺築地塀(I～II期区画施設)より約9m～16mの地点に位置している。調査の結果、古代の遺物包含層と4面の遺構面の重複が確認され、竅穴状遺構1基、土坑1基、ピット群を検出した。

検出遺構については、検出層位や出土遺物によりおおよその年代把握が可能である。

遺物包含層については、3層の堆積が確認された。その堆積年代については、最上層の第5層黒褐色土層からは小型の土師器碗や赤褐色土器小片が出土することから、9世紀後半以降に堆積した土層と考えられる。

第6層明褐色土・明褐色粘土層からは瓦片が多く出土し、粘土を主体とする土層であることから政庁北辺築地塀崩壊瓦層または崩壊土層と考えられる。従来の政庁区画施設の調査では、築地塀崩壊瓦層及び崩壊土による整地地業は8世紀第3四半期以降の年代に位置付けられているため、第6層もその時期の整地層または二次的堆積層と考えられる。

第7層褐色土層は第6層よりも古く、8世紀前半代に遡り、また遺物が混入していないことから、創建期の政庁造営段階の整地層と考えられる。

検出遺構について検出層位や出土遺物の年代に基づくと、地山飛砂面で検出されたSK1725は出土遺物がないが、第7層下検出であり創建期以前の遺構と考えられる。第7層面検出のSA1723ピット群は8世紀代に位置付けられる。

第5層面検出のSI1724については埋土より赤褐色土器坏Aが出土しており、第5層の堆積年代と合わせ9世紀後半以降の年代に位置付けられる。

調査区全体、各時期を通じて検出遺構は少なく、建物等の施設の存在は確認されなかった。政庁北辺区画施設に近いことから、周辺の利用に対し規制が存在した可能性が考えられる。

## 5. 第82次C調査区について

第82次C調査区は、政庁域の北東側、政庁区画施設北東コーナー部より北北東約28mに位置している。調査の結果、古代の遺物包含層と土取り穴跡が確認、検出された。

遺物包含層については3層の堆積が確認された。堆積の年代について、最上層の第3層明褐色粘土層からは赤褐色土器片が出土することから9世紀以降に堆積した土層と考えられる。第4層浅黄色砂層と第5層暗褐色土層からは出土遺物がなく堆積年代は明確でないが、直下のSK1726土取り穴を埋め立てた整地層と考えられる。SK1726土取り穴からも出土遺物がなく、最下層の地山粘土層を掘り込む検出位置も考慮した場合、創建期の政庁造営（築地塀構築等）に伴う土取り穴となる可能性が高い。

土取り穴を検出した遺構面が南側政庁域より1.6m以上低いことから、調査区には土取りに適した沢状または窪地状の旧地形が存在した可能性や、大規模な土取りにより低い窪地状地形になった可能性が考えられる。従来の調査で土取り穴が検出された場所は沢状地形の上部や斜面が多かったことを考慮した場合、沢状または窪地状の旧地形が存在した可能性が高いといえる。前者の場合、政庁域北東側に平坦面を確保するにあたり地形的制約が存在したこととなり、特徴的な横長の政庁プランを採用した一因となり得るものと考えられる。政庁造営段階の周辺旧地形の状況の一部を把握することができたといえる。

**注1** SG1206沼地跡検出の火山灰（テフラ）については自然科学分析によりAD.915に十和田カルデラより噴出したTo-aに同定されている。またその降下年代については『扶桑略記』延喜15年（915）7月13日条の出羽国における降灰記事より、915年とする説が有力である。『秋田城跡平成9年度調査概報』秋田市教育委員会1998年

**注2** 赤褐色土器の呼称と坏A・Bの分類については、酸化炎焼成、非内黒、ロクロからの切り離しが回転、静止系切りのものを赤褐色土器とし、坏類の底部から体部下端及び下半にかけてケズリ調整を施すものを坏B、無調整のものを坏Aとしている。

**注3** これ以降の考察における出土土器の年代比定は、以下一連の秋田城跡出土土器編年成果に基づき行ったものである。

小松正夫「秋田城跡発掘調査の成果—遺構の変遷と性格—」『第16回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1990年

小松正夫「秋田城とその周辺地域の土器様相（試案）—第54次調査の木簡・漆紙文書伴出土器を中心にして—」『第18回古代城柵官衙遺跡検討会資料』1992年

伊藤武士「出羽における10・11世紀の土器様相」『北陸古代土器研究 第7号』1997年

伊藤武士「秋田城周辺須恵器窯の動向について」『秋田考古学46号』秋田考古学協会1998年

「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」『日本考古学協会 1997年度秋田大会総集・律令国家・日本海—シンポジウムⅡ—資料集—』1997年

秋田市『秋田市史 第7巻 古代 史料編』2001年

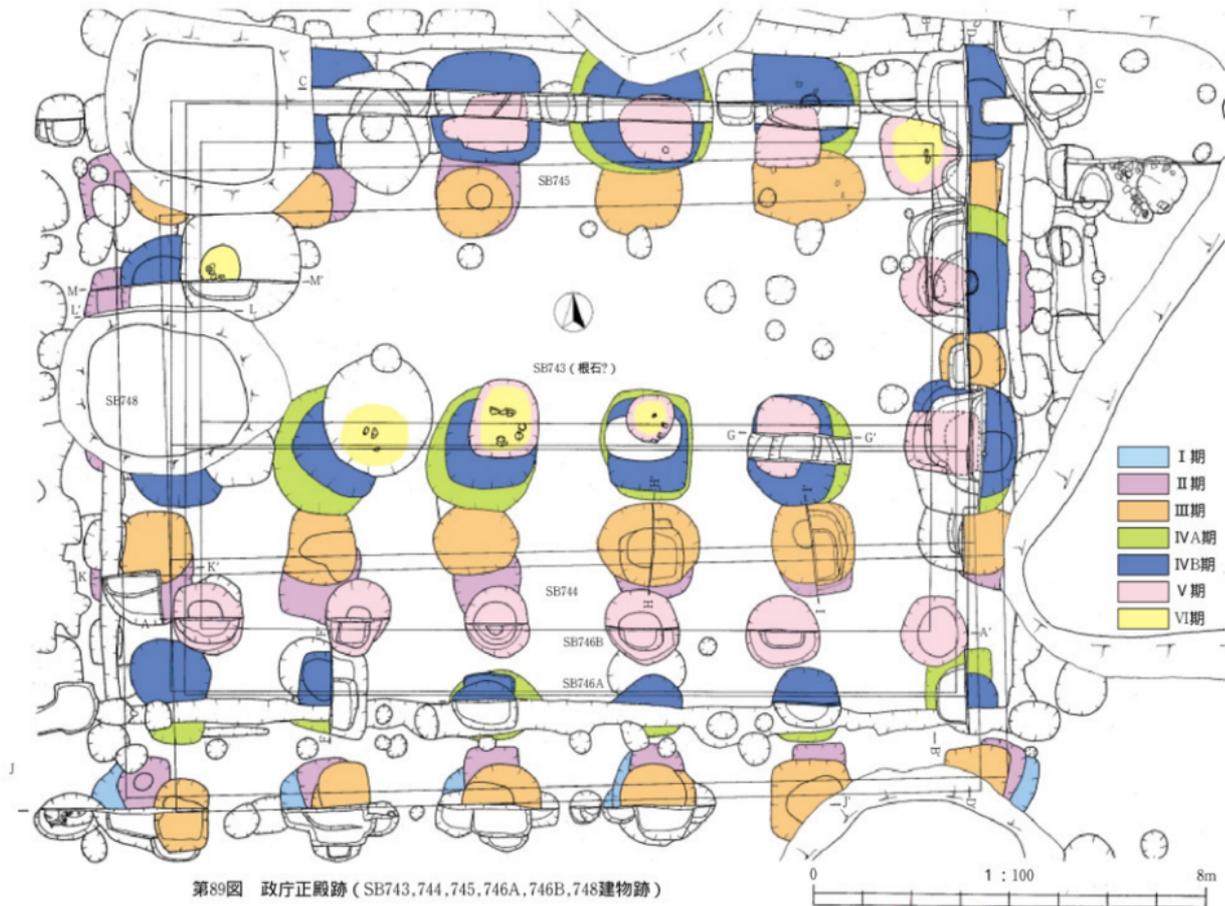
**注4** 「秋田城跡出土土器と周辺窯の須恵器編年（試案）」『日本考古学協会 1997年度秋田大会総集・律令国家・日本海—シンポジウムⅡ—資料集—』1997年

秋田市『秋田市史 第7巻 古代 史料編』2001年

**注5** 秋田市 秋田市史叢書1『古城廻廊跡発掘調査報告』1987年

表5 政庁正殿建物跡

正殿	規模	桁行 梁間 (m)	建物構造 及び 方位	(柱掘り方) 規 模 状 況 深 さ	(柱痕跡) 有・無 規 模 深 さ	埋土状況	出土遺物	備考
SB748B	(桁行) (南桁東~)	5間(18.0) 3.6+3.6+3.6+ 3.6+3.6	南面片廂付 擬立柱	1.2m-2.0mの隅丸 方形 60-88cm		地山飛砂層の褐色砂 黒色粘土ブロック		I期SB748B ↓ II期SB748A 焼失か
SB748A	(梁間) (東梁北~)	4間(12.6) 2.7+2.7+2.7+4.5	W3° S					
SB745	(桁行) (南桁西~)	5間(16.5) 3.3+3.3+3.3+ 3.3+3.3	南面片廂付 擬立柱	1辺1.1mの方形 - 短軸 1.6m × 長軸 2.3mの楕円形もし くは不整形 80-90cm		褐色砂 焼壁 炭化物	赤褐色土器坏ケズリ調整 赤褐色土器坏 焼埴 瓦 転用硯(須惠器蓋)	埋土に多量の焼壁混入 前段階の建物焼失か
	(梁間) (東梁北~)	3間(12.0) 3.5+3.5+5.0	W1° 30' S					
SB746B	(桁行) (不明)	5間(?)	南面片廂付 擬立柱				焼埴 赤褐色土器坏ケズリ調整	
	(梁間) (不明)	3間(?)	W0° S				赤褐色土器坏 転用硯(須惠器蓋)	
SB746A	(桁行) (南桁西~)	5間(16.5) 3.3+3.3+3.3+ 3.3+3.3	南面片廂付 擬立柱	1辺 1.5m ~ 2.2m の方形 - 短軸 2.0m × 長軸 2.7mの楕円形 直径1.2m ~ 1.5m の円形	直径50cm の円形 深さ50cm	赤褐色土 焼壁 白土 炭化物	赤褐色土器坏 転用硯(須惠器蓋)	柱痕跡内に焼土・炭化物、 建物の壁多量に混入
	(梁間) (東梁北~)	3間(12.0) 3.5+3.5+5.0	W0° S				埴 瓦	
SB744	(桁行) (南桁西~)	5間(15.0) 3.0+3.0+3.0+ 3.0+3.0	南面片廂付 擬立柱	直径 1.4m ~ 1.6m の円形 または 1辺1.2mの 方形	直径50cm 深さ60cm	赤褐色土 焼壁 白土 炭化物	赤褐色土器坏  須惠器坏、蓋 瓦 埴	
	(梁間) (東梁北~)	3間(9.8) 2.8+2.8+4.2	W1° N					
SB743	(桁行) (梁間)	5間(?) 2-3間(?)	礎石か? W1°30' S			河原石 (拳よりやや大きめ の根石状石)	赤褐色土器坏	後世の削平多い



第89圖 政庁正殿跡 (SB743, 744, 745, 746A, 746B, 748建物跡)





## V 附・第80次発掘調査出土遺物（未報告分）

平成14年度に実施した第80次調査出土遺物の補足報告である。整理日程の都合から未報告となっていたものである。墨書土器等が認められることから、補足して報告するものである。

### S I1670B 出土遺物（第83図、図版44）

須恵器（1～3）：1、2はヘラ切り後軽い撫で調整を施す坏である。3はヘラ切り後台周縁に撫で調整を施す台付坏である。1の底部外面に「三」状のヘラ書き、2、3は判読不能の墨書がある。

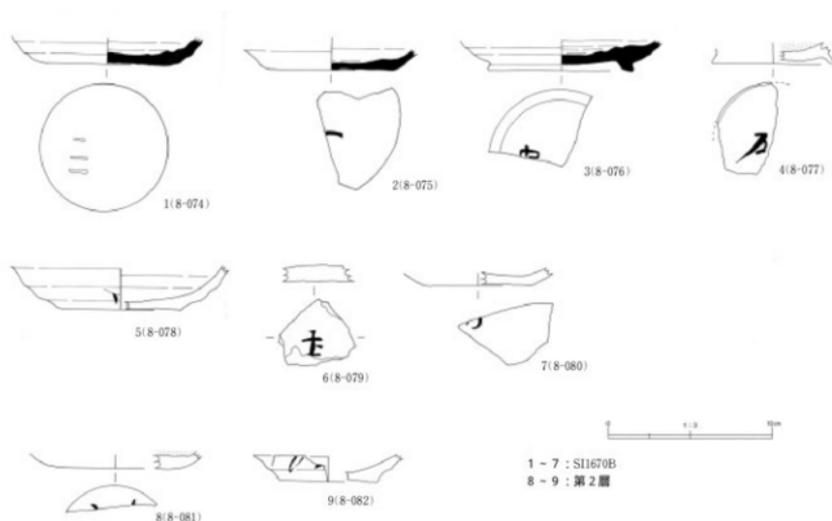
土師器（4）：糸切り後台周縁に撫で調整を施す台付坏である。内面は体部から底部に交差状のミガキ調整を施す。底部外面に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器（5～7）：糸切り無調整の坏である。5の体部外面、6、7の底部外面に判読不能の墨書がある。

### ○ 第2層 黄褐色砂出土遺物（第83図、図版44）

土師器（8）：ヘラ切り後撫で調整を施す坏である。体部及び外面のミガキ方向は不明である。底部外面に判読不能の墨書がある。

赤褐色土器（9）：糸切り無調整の坏である。体部外面に判読不能の墨書がある。



第91図 SI1670B竪穴状工房跡，第2層黄褐色砂層出土遺物

## VI 秋田城跡出土炭化柱材の自然科学分析

バリノ・サーヴェイ株式会社

はじめに

秋田城跡は、奈良時代～平安時代にかけて律令国家による東北地域支配の拠点としてもうけられた古代城柵官衙遺跡である。本遺跡は秋田出羽柵として天平5年(773年)に創建され、8世紀中頃の天平宝字年間に秋田城と改称し、10世紀中頃まで存続していたと考えられている。今回の分析調査は、建物跡から検出された炭化材の加速器による放射性炭素年代測定(AMS法)を実施し、年代に関する情報を得る。

### 1. 試料

試料は、第82次A調査区で政庁東脇殿であるSB1702建物跡の柱穴No.21で検出された、柱材と見られる炭化材である。SB1702では、3箇所から柱材が検出されている。ただし、柱材外周部の遺存状態にばらつきが確認されているため、測定試料は、柱材の炭化していない部分が腐食し、本来の柱材直径と異なる形で残存したことが考えられている。よって、測定試料は、柱材外側の比較的状态の良い部分から採取された。

なお、これまでの発掘調査により政庁域の建物は、創建期(733年～8世紀第2四半期)、Ⅱ期(8世紀第2四半期～8世紀末・9世紀初)、Ⅲ期(8世紀末・9世紀初～9世紀前半)、ⅣA期(9世紀第2四半期)、ⅣB期(9世紀第3四半期～878年)、Ⅴ期(878年～10世紀第1四半期)、Ⅵ期(10世紀第1四半期～10世紀中葉)の変遷が想定されている。東脇殿としては7棟の建物跡が検出されており、遺構の切り合い関係などからSB1702はⅥ期に相当すると考えられている。

### 2. 分析方法

測定は株式会社加速器研究所の協力を得て、AMS法により行った。なお、放射性炭素の半減期はLIBBYの半減期5,568年を使用する。また、測定年代は1950年を基点とした年代(BP)であり、誤差は標準偏差(One Sigma)に相当する年代である。なお、暦年較正は、RADIOCARBON CALIBRATION PROGRAM CALIB REV4.4(Copyright 1986-2002 M Stuiver and PJ Reimer)を用い、いずれの試料も北半球の大気圏における暦年較正曲線を用いる条件を与えて計算させている。なお、炭化材については、実体鏡による木材組織の観察で樹種の同定を実施する。

### 3. 結果

結果を、表1・2に示す。試料の測定年代(補正年代)は、約1200年前の8世紀初頭頃に相当する値を示す。また、暦年代は7世紀末～9世紀第3四半期に相当する値を示す。なお、炭化材の樹種はヒノキ科に同定された。

表1.放射性炭素年代測定および樹種同定結果

資料名	資料の質	樹種	補正年代 BP	$\delta^{13}\text{C}$ (‰)	測定年代 BP	Code.No.
SB01A No.21柱掘り方	炭化材	ヒノキ科	1240±30	-25.00±0.68	1240±30	IAAA-31975

1)年代値の算出には、Libbyの半減期5568年を使用。

2)BP年代値は、1950年基点として何年前であることを示す。

3)付記した誤差は、測定誤差 $\sigma$ (測定値の68%が入る範囲)を年代値に換算した値。

表2.暦年較正結果

試料	補正年代 (BP)	暦年較正年代 (cal)						相対比	Code No.
SB01A No.21柱掘り方	1235± 33	cal AD 694 -	cal AD 697	cal BP 1,256 -	1,253	0.014	IAAA-31975		
		cal AD 718 -	cal AD 747	cal BP 1,232 -	1,203				
		cal AD 766 -	cal AD 783	cal BP 1,184 -	1,167				
		cal AD 789 -	cal AD 828	cal BP 1,161 -	1,122				
		cal AD 839 -	cal AD 864	cal BP 1,111 -	1,086				
						0.291			
						0.161			
						0.344			
						0.191			

1) 計算には、RADIOCARBON CALIBRATION PROGRAM CALIB REV4.4 (Copyright 1986-2002MS tveit and P.J. Reimer) を使用

2) 計算には表に示した丸める前の値を使用している。

3) 付記した誤差は、測定誤差 $\sigma$  (測定値の68%が入る範囲) を年代値に換算した値。

今回の測定結果は、考古学的所見から想定される年代観よりやや古い。測定試料が炭化材や木材では、1) 古材の利用、2) 樹齢を重ねた樹木の心材付近の利用といった理由により、測定値と遺構の構築年代が異なる可能性がある。これまでの発掘調査成果では、柱穴などの重複関係から複数回建替えられていると考えられることから、古材利用の可能性もある。また、炭化材の樹種はヒノキ科に同定されているが、現在のヒノキ科の分布状況と柱材用途への利用を考慮すると、本地域に生育しているヒノキ科アスナロ属ヒノキアスナロ(ヒバ)の可能性もある。ヒノキ科アスナロ属ヒノキアスナロは、一般的に巨木となる可能性がある。さらに、柱材は加工する際に木材伐採直前に形成された年輪部分を削っている場合があることから、樹齢の誤差により測定年代値が遺構の構築年代より古くなった可能性もある。

本遺跡では、他の柱穴でも年代測定用試料となりえる炭化材が出土している。今後同時期の遺構や異なる時期の遺構から出土した木材・炭化材等の測定事例を増やすことにより、より詳細な年代資料が得られるものと期待される。

## VII 平成15年度秋田城跡環境整備事業

平成15年度の整備（鷓ノ木地区第12次18ヶ年計画）

平成15年度の整備は、鷓ノ木地区東（3）の整備として、古代水洗厠舎部分の造成及び木道の設置、植栽などを行った。

### 木道の設置

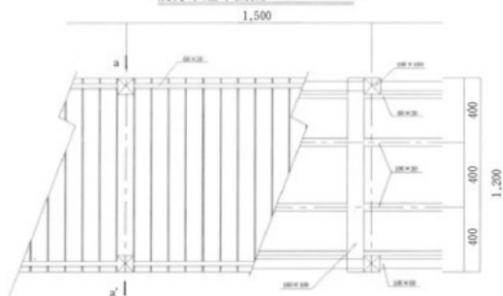
古代水洗厠舎は、通称“雨池”と呼ばれる湿地の西側の張り出し部分に位置している。通常の整備においては、遺構の存在していた部分のみの整備を行うが、水洗厠舎という特殊な遺構でもあり、『何故この場所に厠舎を設置したのか』を見学者に考えてもらうためと、湿地北側からの連絡通路の役目を果たすことを考え、木道を設置することとした。また、湿地部分については、近世の桑、桐等の植栽により草地化が進んでいることもあり、それらを人力伐採、除根し、ガマを植栽することにより、これ以上の草地化を防ぐこととした。

工事の概要は次のとおりである。

実施地区	鷓ノ木地区 東（3）
実施面積	5,700㎡
総事業費	20,000千円

工 種	種 別	細 目	数 量	金額(千円)	備 考
敷地造成工	土 工		1 式	470	切・盛土(赤土)
園路広場工	法覆工		1 式	70	法面整形・野芝(33㎡)
	排水工		1 式	109	300型U型側溝(10m)他
	園路工		1 式	8,622	木道・土系舗装・安全柵他
修景施設工	植栽工	下木植栽工	1 式	766	ドウダンツツジ・サツキツツジ・ガマ
		間伐	1 式	938	人力伐採・除根
	芝 工	野芝張芝	321㎡	359	野芝
直接工事費計				11,334	

柵付木道平面図 S = 1 : 30



a - a' 断面図 s = 1 : 30



平成15年度環境整備完成写真(西から)

## Ⅷ 平成15年度秋田城跡の現状変更について

秋田城跡調査事務所では、秋田城跡発掘調査・環境整備事業の他に現状変更調査を実施し、史跡内の遺構や歴史的景観の保護に努めている。一方、史跡区域内の居住地は歴史的・自然環境を活かすと同時に、住民のためのよりよい良好な環境形成が必要となっている。そのために史跡内の現状を変更する必要性が生じる。やむなく史跡内の現状を変更するにあたっては、秋田市教育委員会が窓口となり、申請者および関係機関と遺跡保護のために慎重な協議を行い、遺跡への影響がない範囲で最小限の現状変更に伴う調査を当事務所が行っている。

平成15年度における現状変更申請は18件であった(表5)。掘削が最小限で、現状変更が軽微なものについては工事の際に立会調査を行った。その内容は次のとおりである。

- ① 民間工事 6件...住宅新築工事等(1・2・7・13・18)、仮設工事(10)、電柱設置等(16・17)、
- ② 公共工事 7件...側溝改良工事(5・15)、水道工事(12)、道路舗装工事等(6・9)、  
急傾斜地整備工事(14)、河川整備工事(11)
- ③ 史跡の保護・保存にかかわるもの3件...発掘調査(3・4)、樹木伐採等(8)

表5 平成15年度実施の現状変更一覧

番号	申請者	変更箇所	変更事項	申請	許可番号	対応
1	個人	秋田市将軍野南一丁目2-65	住宅新築	平成15年2月18日	秋市教指令第12号 平成15年2月24日	立会
2	個人	秋田市将軍野南一丁目178-19	住宅新築	平成15年2月18日	秋市教指令第11号 平成15年2月24日	立会
3	秋田市教育委員会 教育長	秋田市寺内蔵ノ木地内	第81次発掘調査	平成15年3月18日	14委庁財第4の1478号 平成15年4月11日	発掘調査
4	秋田市教育委員会 教育長	秋田市寺内大塚地内	第82次発掘調査	平成15年4月17日	15委庁財第4の93号 平成15年5月23日	発掘調査
5	秋田市長	秋田市寺内児塚地内	側溝改良工事	平成15年5月27日	秋市教指令第124号 平成15年5月30日	立会
6	秋田市長	秋田市寺内字鶴ノ木50番地 1～210番地1	道路舗装工事	平成15年6月10日	15委庁財第4の456号 平成15年7月24日	立会
7	個人	秋田市寺内字児塚34-11	住宅新築	平成15年6月12日	秋市教指令第127号 平成15年6月13日	立会
8	秋田市教育委員会 教育長	秋田市寺内地内および 秋田市将軍野地内	松枯木・危険樹の 伐採、下草刈込み	平成15年6月24日	秋市教指令第129号 平成15年6月26日	立会
9	秋田市長	秋田市寺内高野地内	道路舗装補修工事	平成15年7月9日	秋市教指令第130号 平成15年7月15日	立会
10	淡路建工株式会社	秋田市寺内大塚209-2	仮設事務所・トイレ の設置	平成15年8月7日	秋市教指令第134号 平成15年8月11日	立会
11	秋田県知事	秋田市寺内字神屋敷288-1	流路工整備工事	平成15年8月15日	15委庁財第4の755号 平成15年9月19日	立会
12	秋田市水道局	秋田市寺内大塚209-2	配水管埋設工事	平成15年8月18日	秋市教指令第135号 平成15年9月20日	立会
13	個人	秋田市寺内字鶴ノ木179-1、 176	住宅新築	平成15年8月21日	秋市教指令第136号 平成15年8月22日	立会
14	秋田県知事	秋田市将軍野南一丁目178-3	急傾斜地法面工事	平成15年8月29日	15委庁財第4の843号 平成15年10月17日	立会
15	秋田市長	秋田市寺内字神屋敷地内	側溝改良工事	平成15年9月17日	秋市教指令第141号 平成15年9月25日	立会
16	秋田市長	秋田市将軍野南一丁目地内	照明灯撤去・ 再設置	平成16年2月12日	秋市教指令第4号 平成16年2月13日	立会
17	東北電力株式会社 秋田営業所	秋田市寺内大塚113、116	電柱支線の新設、 木柱の撤去	平成15年11月26日	15委庁財第4の1278号 平成16年2月20日	立会
18	個人	秋田市将軍野南一丁目178-71	住宅新築	平成16年2月25日	秋市教指令第7号 平成16年2月27日	立会



第82次A調査区航空写真（図版上が北）



政庁東脇殿跡（北から）



第81次調査地全景（西から）

第81次調査地  
調査前状況（西から）



第81次調査地湿地東岸部  
調査前状況（西から）



第81次調査地全景（調査後）（西から）



A区SG1206沼地跡  
第1トレンチ・第2トレンチ  
(南西から)



A区第1トレンチ土層断面



A区第2トレンチ土層断面



A区第1トレンチ  
灰白色火山灰堆積状況



B区トレンチ  
灰白色火山灰堆積状況



B区トレンチ全景（東から）



B区トレンチ土層断面



C区  
湿地東岸 - 東側斜面  
(第1 - 第3トレンチ)  
遺構全景  
(南西から)



C区第2トレンチ土層断面



C区第1トレンチSG1206沼地岸部土層断面



C区  
北東側台地上（第4～第6トレンチ）  
遺構全景  
（北東から）



左：SA1695材木崩跡（東から）  
上：SA1695材木崩布掘り溝断面



SA1694柱列  
（南東から）



SI1696 竪穴状遺構  
(北東から)



右：SI1697 竪穴状工房跡（南西から）  
上：SI1697 検出炉跡



SI1698 竪穴住居跡  
(北から)



S11699竪穴住居跡  
(北から)



SK1700土坑  
(西から)



SX1701木道跡  
(東から)

第82次 A 調査区  
調査前状況（東から）



第82次 A 調査区  
調査前状況（西から）



第82次 A 調査区  
中央付近  
畝跡検出状況  
（北西から）





第82次A調査区遺構全景（東から）



第82次A調査区遺構全景（西から）



政庁東脇殿跡 (SB1702～SB1708) 検出状況 (北から)



政庁東脇殿跡 (SB1702～SB1708) 検出状況 (西から)



政庁東脇殿跡 (SB1702～SB1708) 断ち割り後 (北から)



政庁東脇殿跡 (SB1702～SB1708) 断ち割り後 (西から)



SB1702礎石抜き取り跡断面



SB1702礎石据え方根石検出状況  
(西桁行北から2番目)



SB1702礎石据え方断面  
(西桁行北から4番目)



SB1702礎石据え方断面  
(西桁行北から3番目)



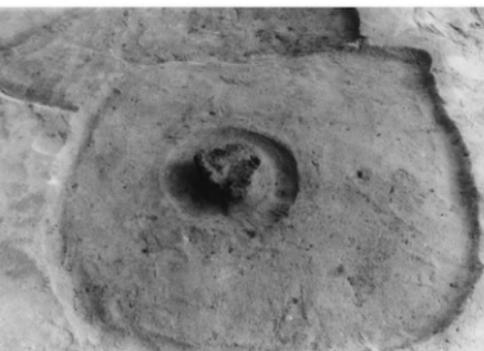
SB1702礎石据え方断面  
(東桁行北から7番目)



SB1702礎石据え方・SB1703柱掘り方断面  
(東桁行北から2番目)



SB1702柱掘り方炭化柱材検出状況  
(中央床東北から3番目)



SB1702柱掘り方炭化柱材検出状況  
(中央床東北から4番目)



SB1702・SB1703柱掘り方断面  
(中央床東北から2番目)



SB1702・SB1703柱掘り方断面  
(中央床東北から3番目)



SB1703柱掘り方断面  
(西側廂北から6番目)



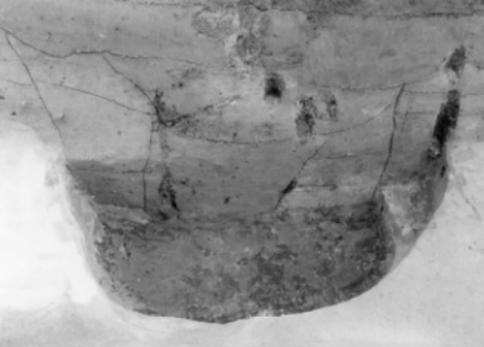
SB1703柱掘り方断面  
(西桁行北から7番目)



SB1704柱掘り方炭化柱材検出状況  
(北東隅)



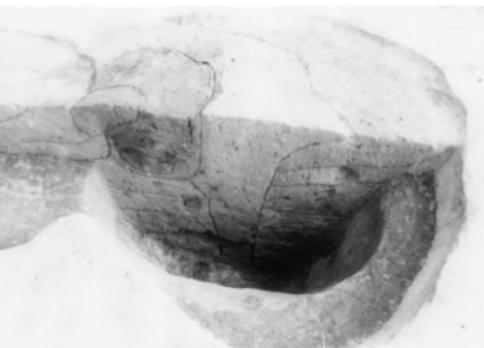
SB1704柱掘り方断面  
(炭化柱材検出の北東隅柱掘り方)



SB1704柱掘り方断面  
(東桁行南から2番目)



SB1704柱掘り方断面  
(南東隅)



SB1704・SA1710柱掘り方断面  
(西桁行北から2番目)



SB1702・SB1703・SB1705・SB1706柱掘り方重複状況  
(SB1705北西隅柱掘り方)



SB1705柱掘り方断面  
(南梁間中央)



SB1703・SB1705柱掘り方断面  
(南東隅)



SB1706柱掘り方断面（北西隅）



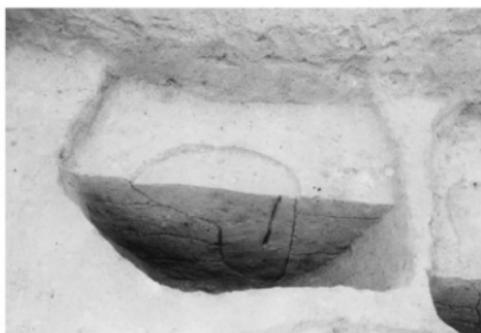
SB1706柱掘り方断面（北東隅）



SB1705・SB1706柱掘り方断面  
（SB1706西桁行南から2番目）



SB1705・SB1706柱掘り方断面  
（SB1706南西隅）



SB1706柱掘り方断面  
（西側廂南から1番目）



SB1706柱掘り方断面  
（西側廂北から1番目）



SB1707柱掘り方断面  
(南東隅)



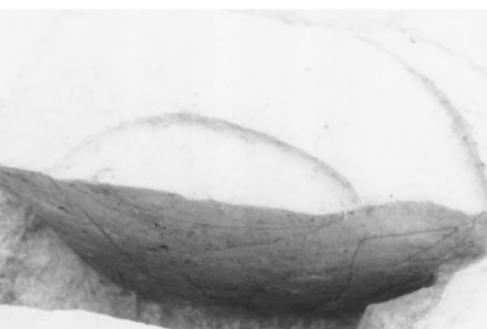
SB1707柱掘り方一段掘り下げ状況  
(西側桁行南半)



北側トレンチ南壁東側断面



北側トレンチ南壁中央断面



北側トレンチ南壁西側断面



中央トレンチ北壁西側断面



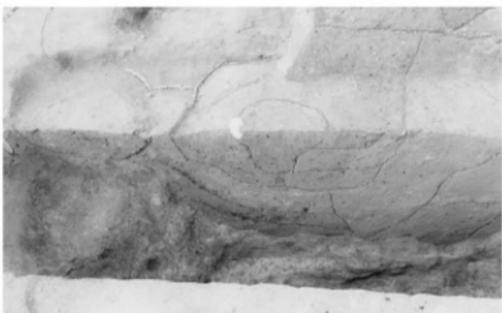
中央トレンチ北壁東側断面



中央トレンチ南壁東側断面



中央トレンチ南壁西側断面



南側トレンチ北壁西側断面



南側トレンチ北壁中央断面  
(SB1708柱掘り方断面)

南側トレンチ北壁東側断面





南側トレンチ南壁東側断面



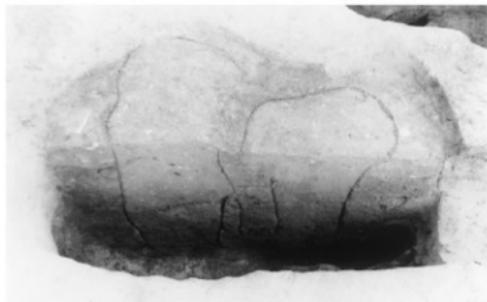
南側トレンチ南壁西側断面



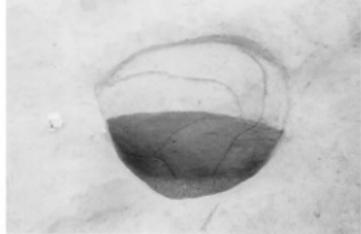
SB1709掘立柱建物跡  
(南から)



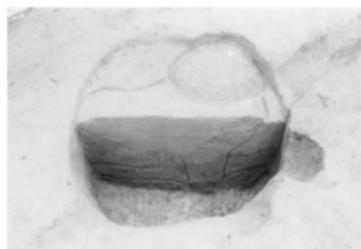
SB1709柱掘り方断面  
(北東隅)



SB1709柱掘り方断面  
(東桁行北から2番目)



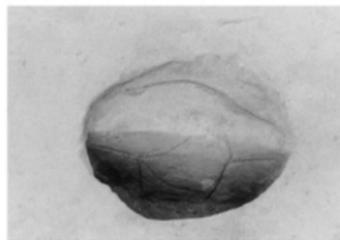
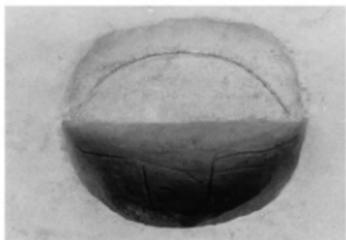
SA1711柱掘り方断面



SA1711柱列(北から)

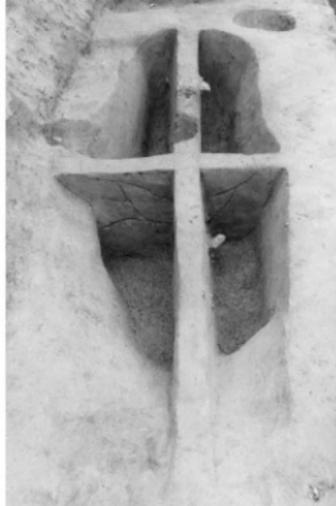


右：SA1712柱列・SA1713柱列  
 (西から)  
 左下：SA1712柱掘り方断面  
 右下：SA1713柱掘り方断面





SA1714柱列（西から）



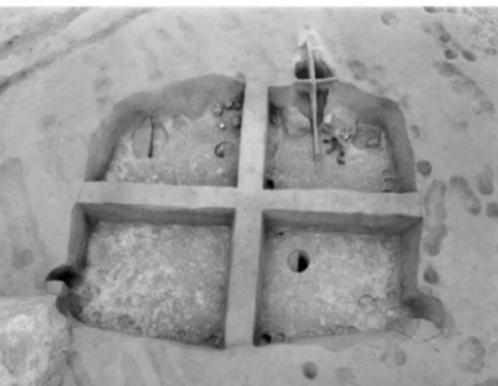
SK1720土坑  
（東から）



SA1715材木堀跡（西から）



SA1715布掘り溝断面



SI1717竪穴住居跡（西から）



SI1717竪穴住居跡カマド（西から）



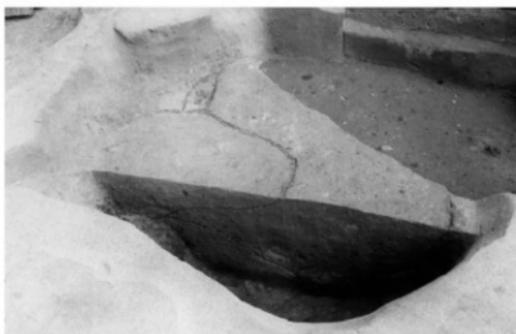
第82次A調査区東側遺構全景（南から）



左上：SA718政庁東門跡（南から）

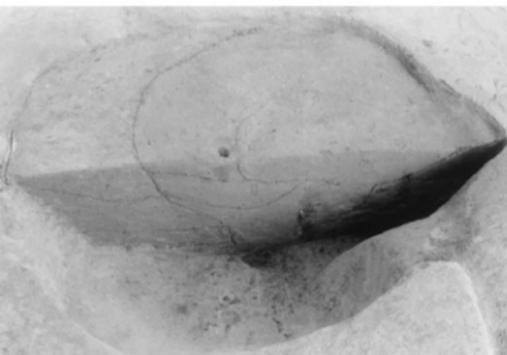
右上：SA718政庁東門跡（西から）

右下：SA718柱掘り方断面





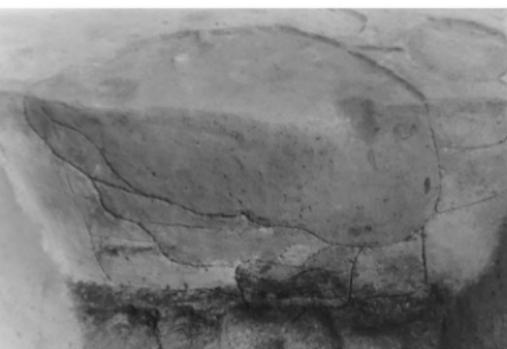
SB717政庁東門跡（南から）



SB717柱掘り方断面  
（北西隅）



SB717柱掘り方断面  
（南西隅）



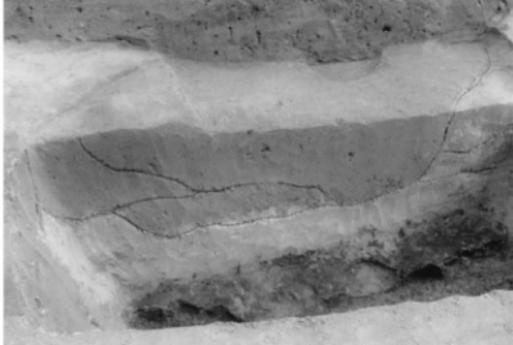
SB717・SA786柱掘り方重複状況  
（SB717南側梁間中央）



SB717・SA784・SA1656柱掘り方重複状況  
（SB717南東隅）



SB717・SA786柱掘り方重複状況  
(SB717桁行中央南から2番目)



SB717・SA786柱掘り方重複状況  
(SB717桁行中央北から2番目)



SA783柱列柱掘り方断面



SF788築地堀跡(西から)



SA719材木堀跡布掘り溝断面



SA790材木堀跡布掘り溝断面



第82次A調査区中央南壁土層断面（北から）



第82次A調査区中央南北方向土層断面（東から）



第82次A調査区西壁土層断面（西から）



第82次A調査区東側南壁土層断面  
（北から）



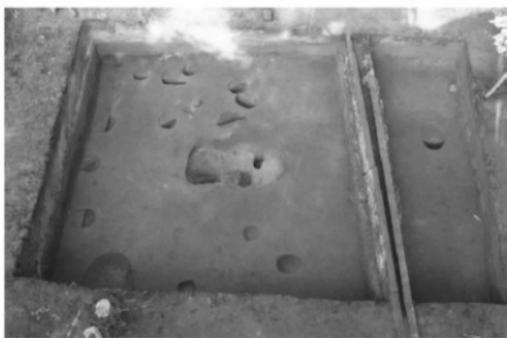
第82次B調査区調査前状況（東から）



第82次B調査区第5層面検出状況（西から）



第82次B調査区地山飛砂層面検出状況（西から）



第82次B調査区第7層面検出状況（西から）



第82次B調査区東壁土層断面（西から）



第82次B調査区南壁土層断面（北から）



SI1724 竪穴状遺構 (西から)



SK1725 土坑 (北東から)



第82次 C 調査区調査前状況 (東から)



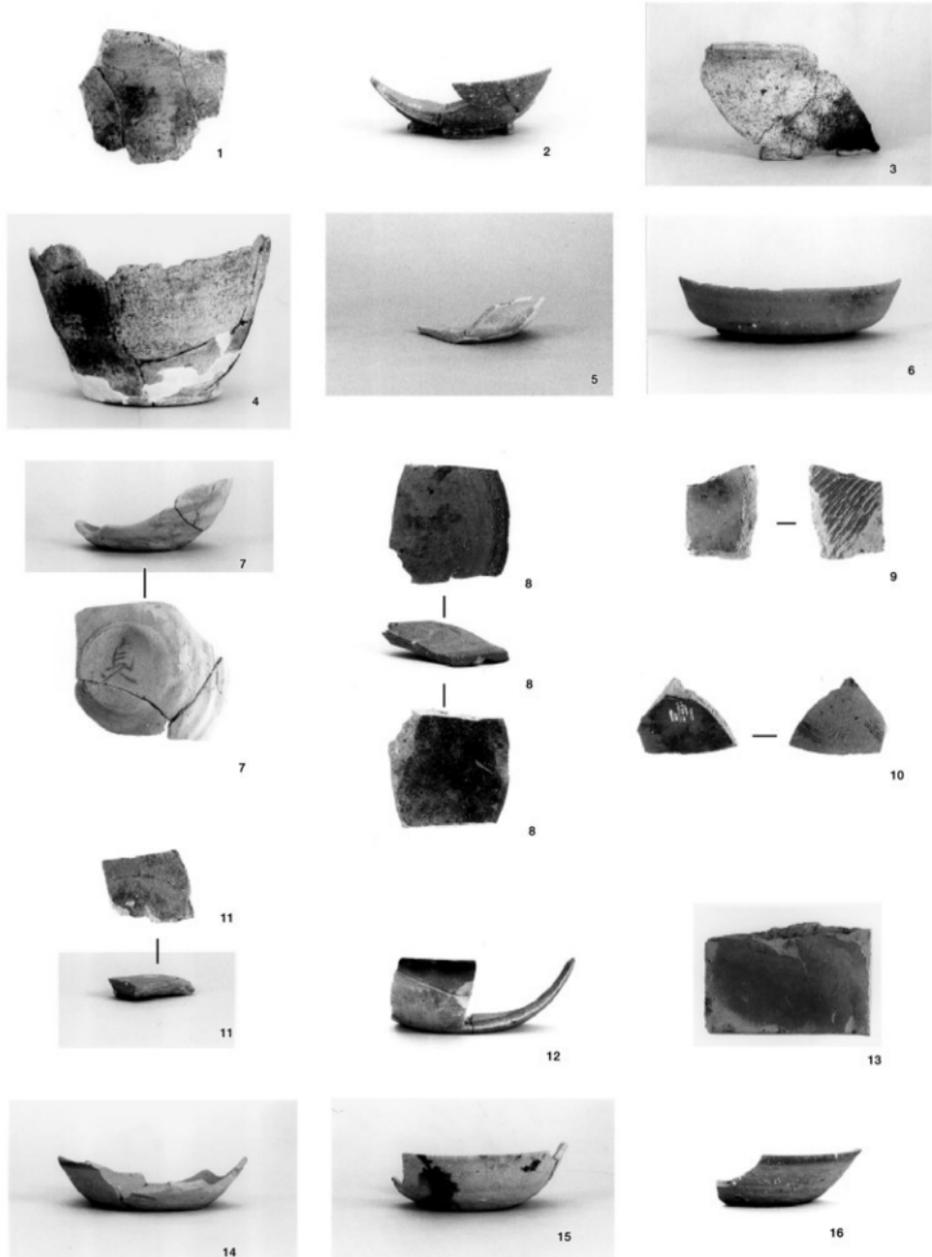
第82次 C 調査区全景 (東から)



第82次 C 調査区土層断面 (南東から)



SK1726 土取り穴 (北から)



图版29 1 SI1697, 2~4 SI1698, 5~6 SI1699, 7 SX1701

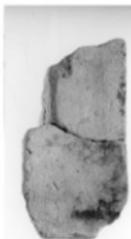
8 A調査区各層出土遺物 表土, 9~10 第3層, 11~13 第5層, 14~16 第6層



图版30 1-8 第6层



1



2

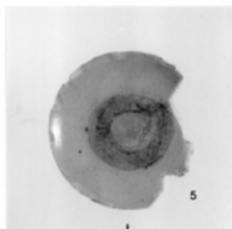


3

2-3: 1/4



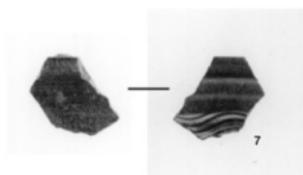
4



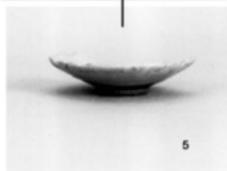
5



6



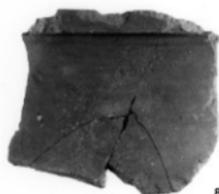
7



5



6



8

1/4



9

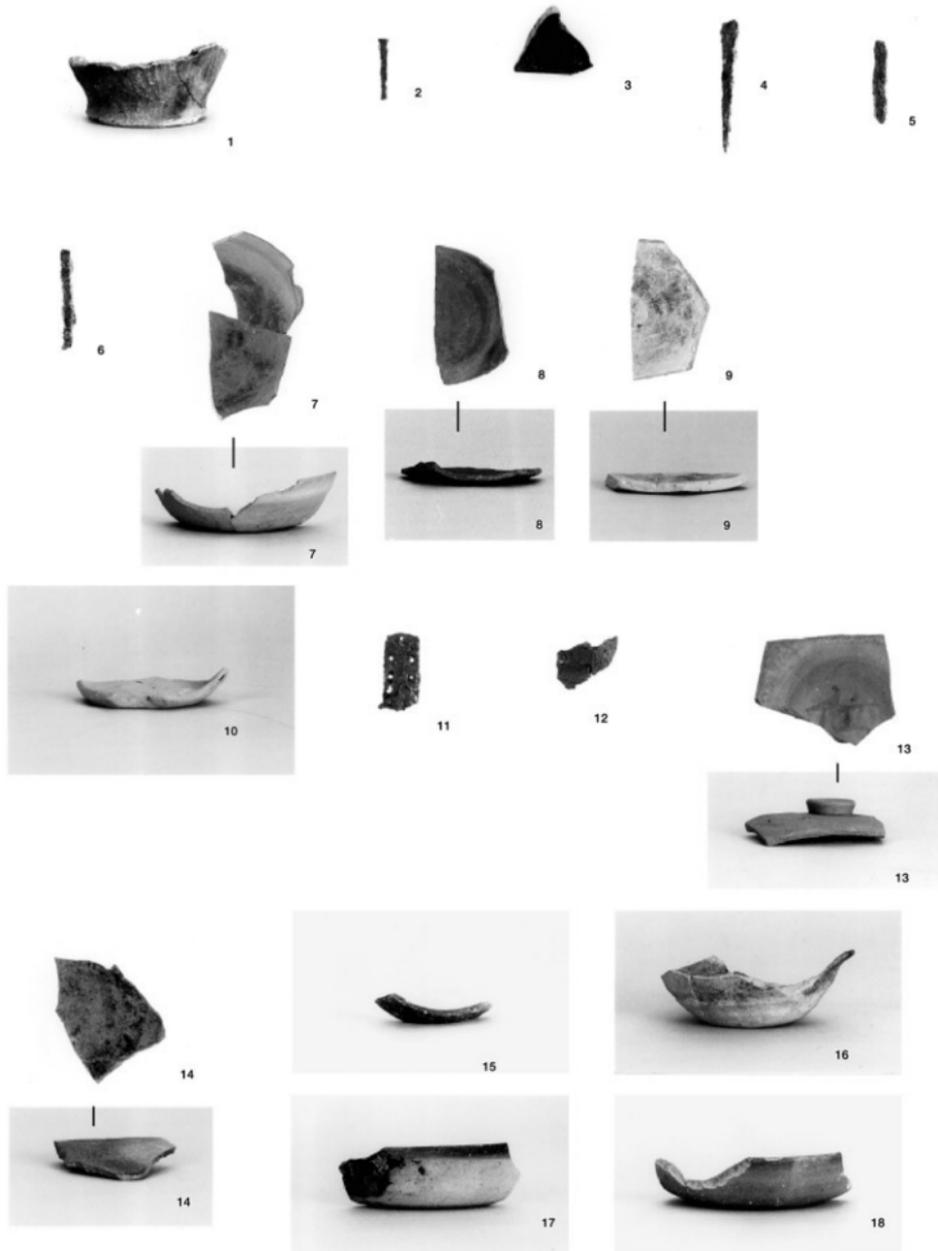


10

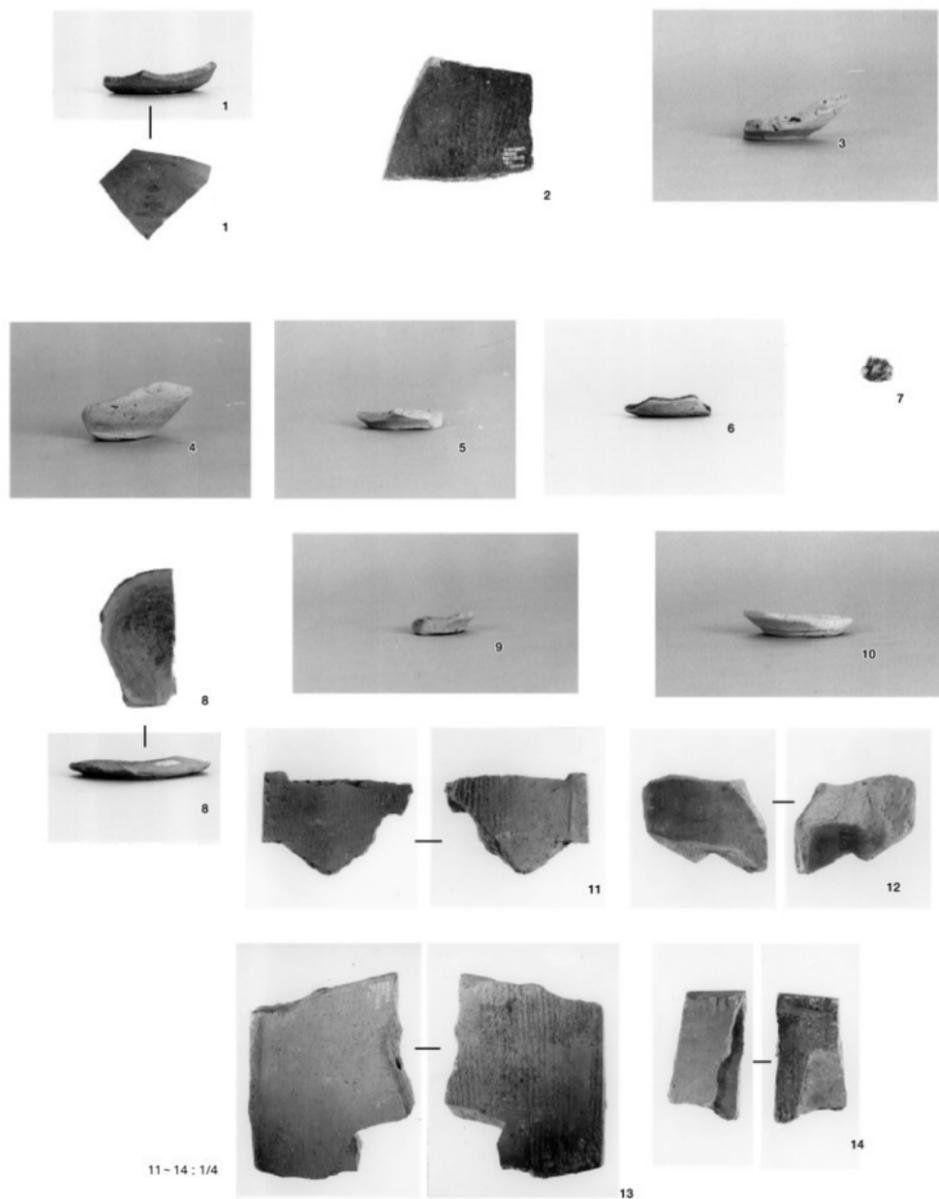


11

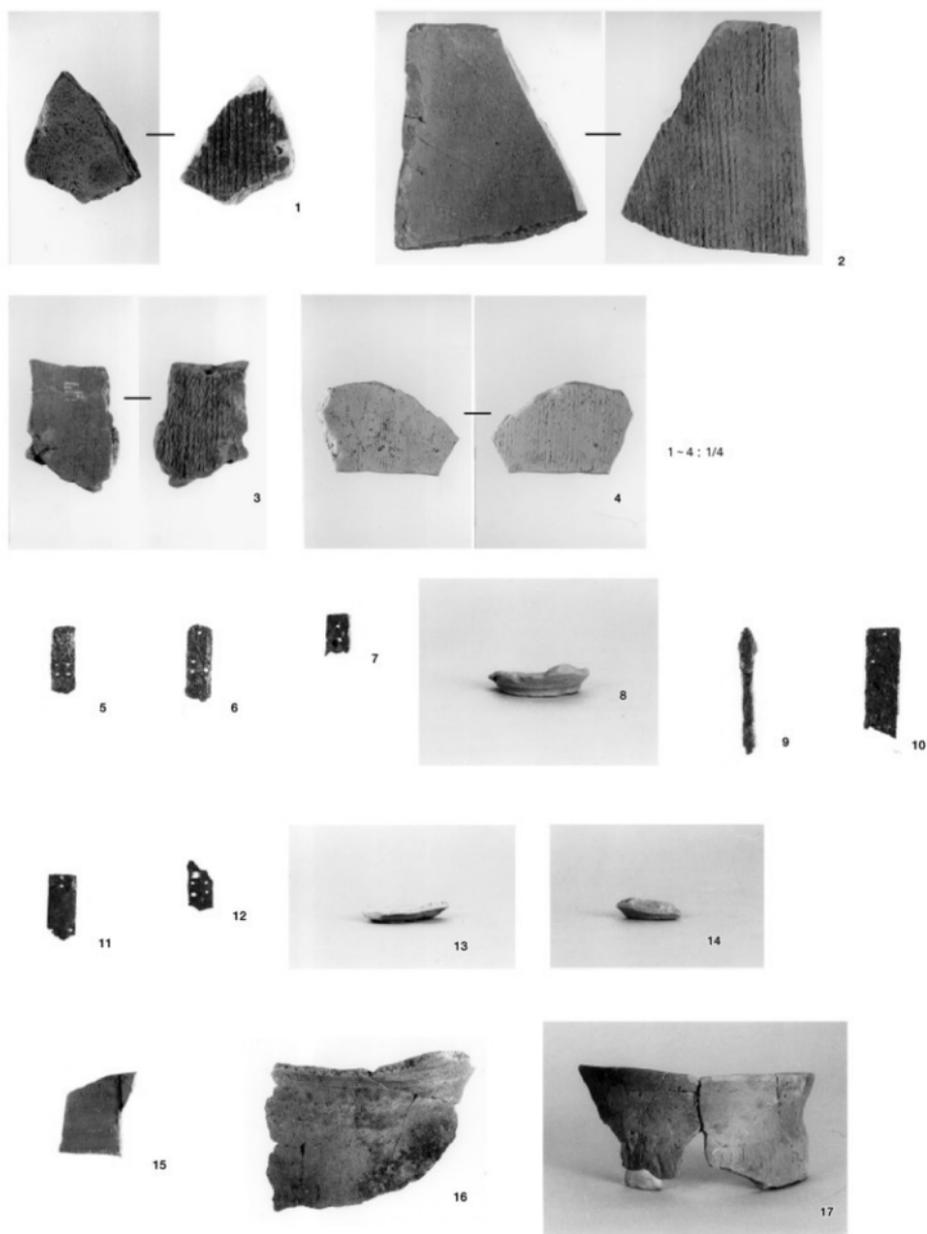
图版31 1~3 第6层, 4~8 C调查区各层出土遗物 表土, 9 第7层上层, 10~11 第7层下層



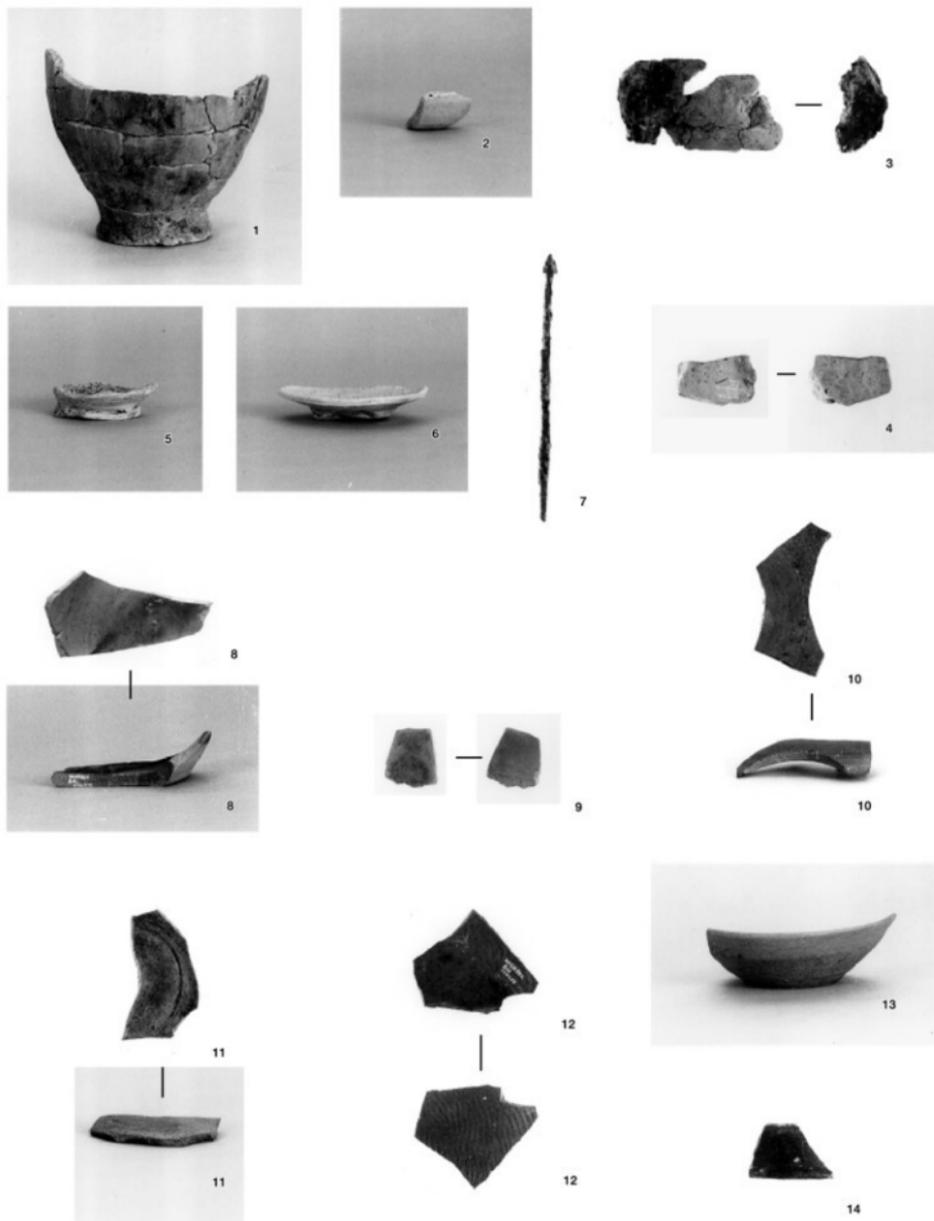
图版32 1-2 SB1708, 3-6 SB1707, 7-12 SB1706  
13-16 SB1705, 17-18 SB1704



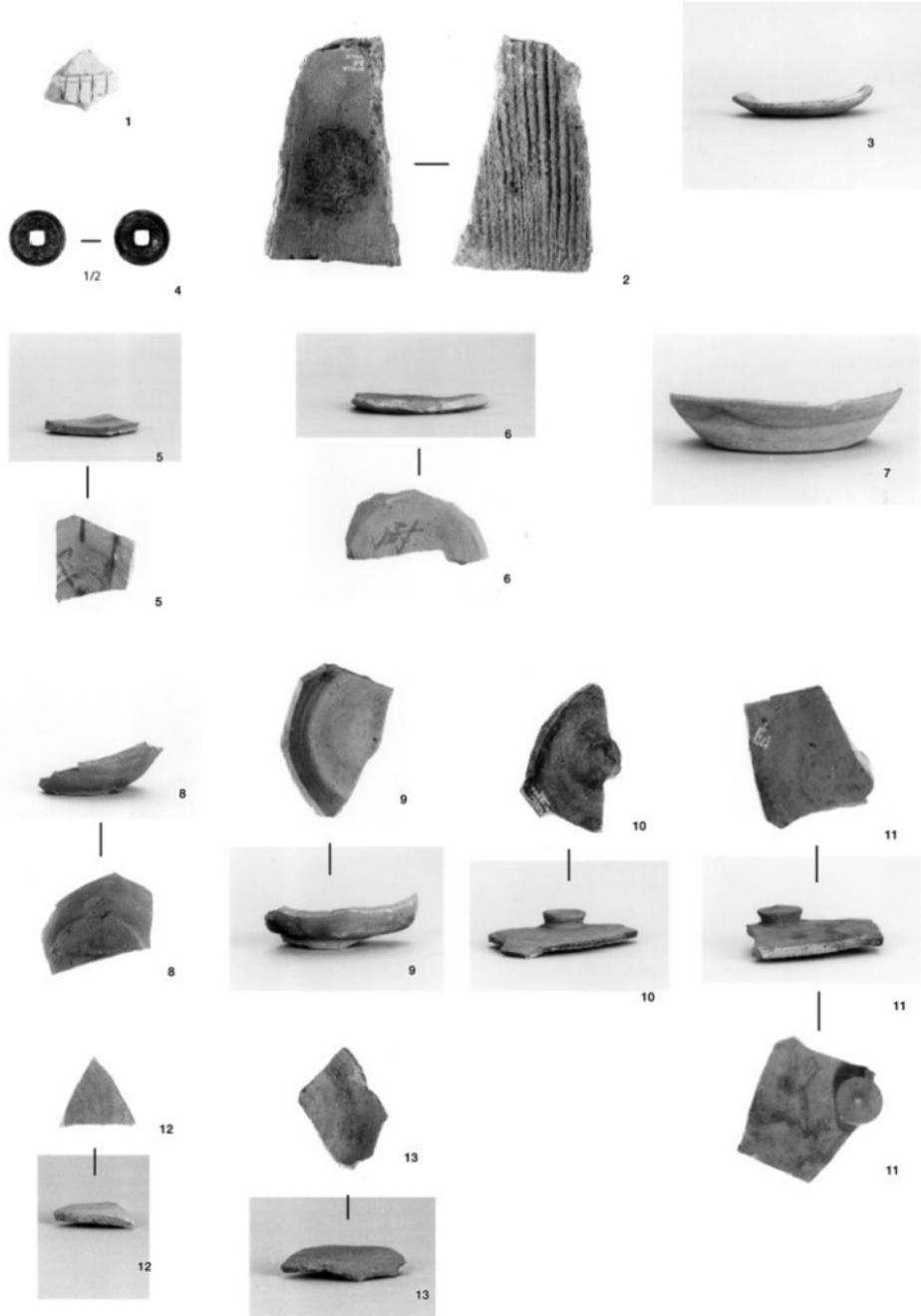
图版33 1 SB1704, 2-7 SB1703, 8-10 SB1702  
11-12 SB1707, 13-14 SB1706



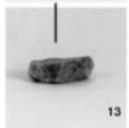
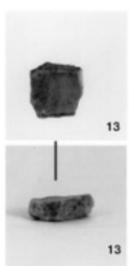
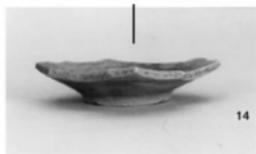
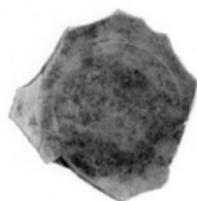
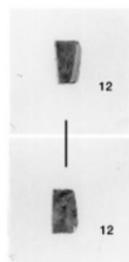
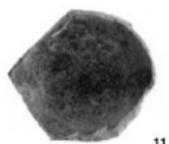
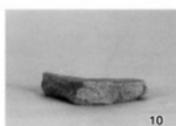
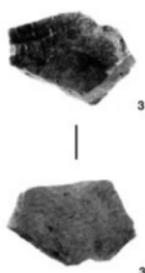
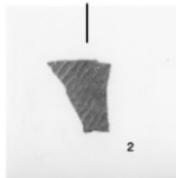
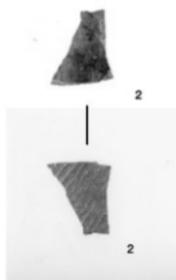
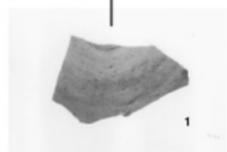
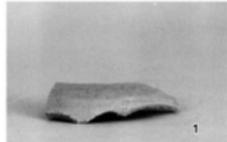
图版34 1 SB1706, 2-4 SB1705, 5-7 SB1709  
8-12 SA1710, 13-15 SA1711, 16-17 SI1717



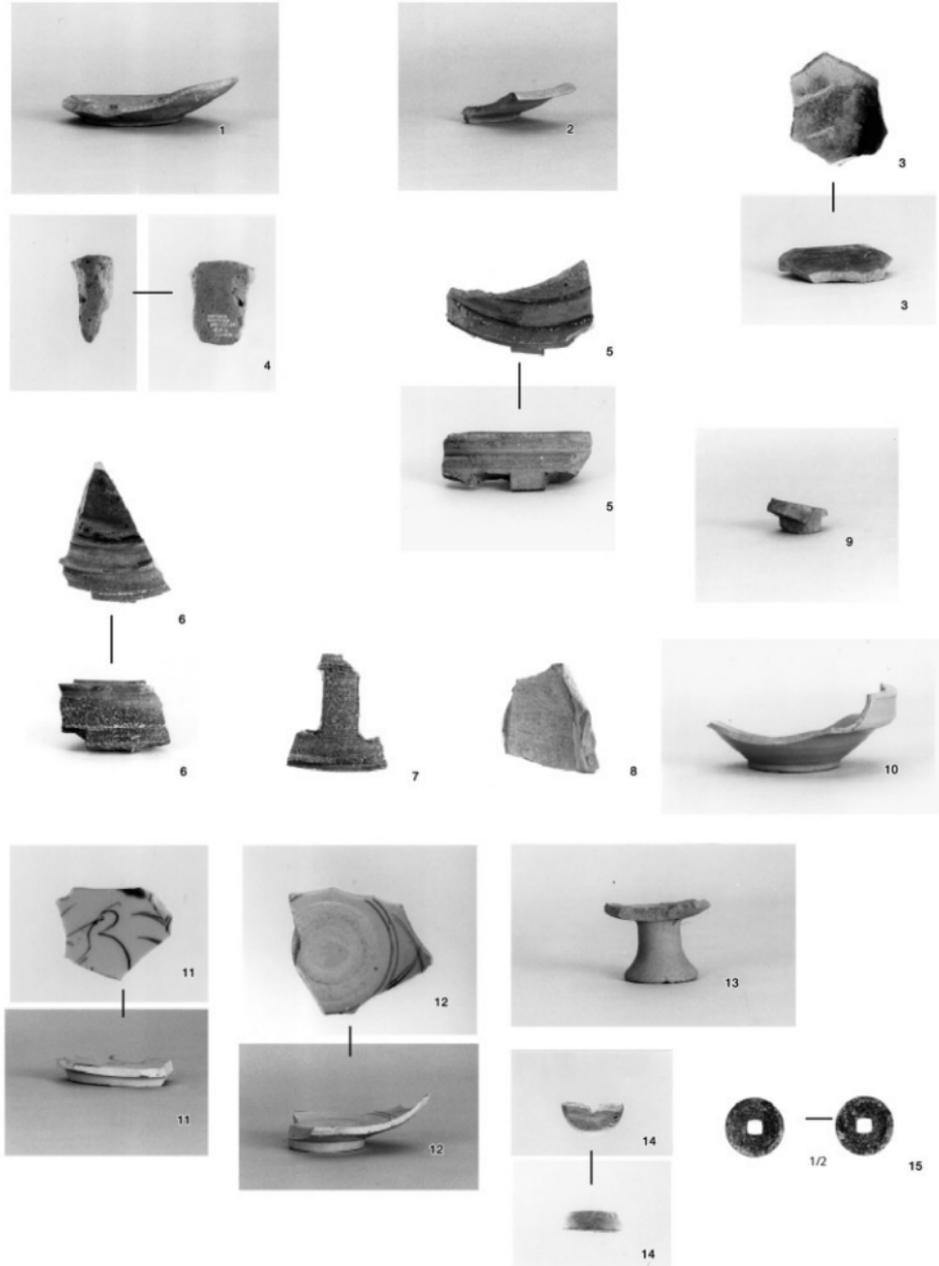
图版35 1 SI1717, 2 SK1720, 3 SK1721, 4 SA718A, 5-6 SA790  
7 SA784, 8-14 第82次A調査区各層出土遺物 表土・表採



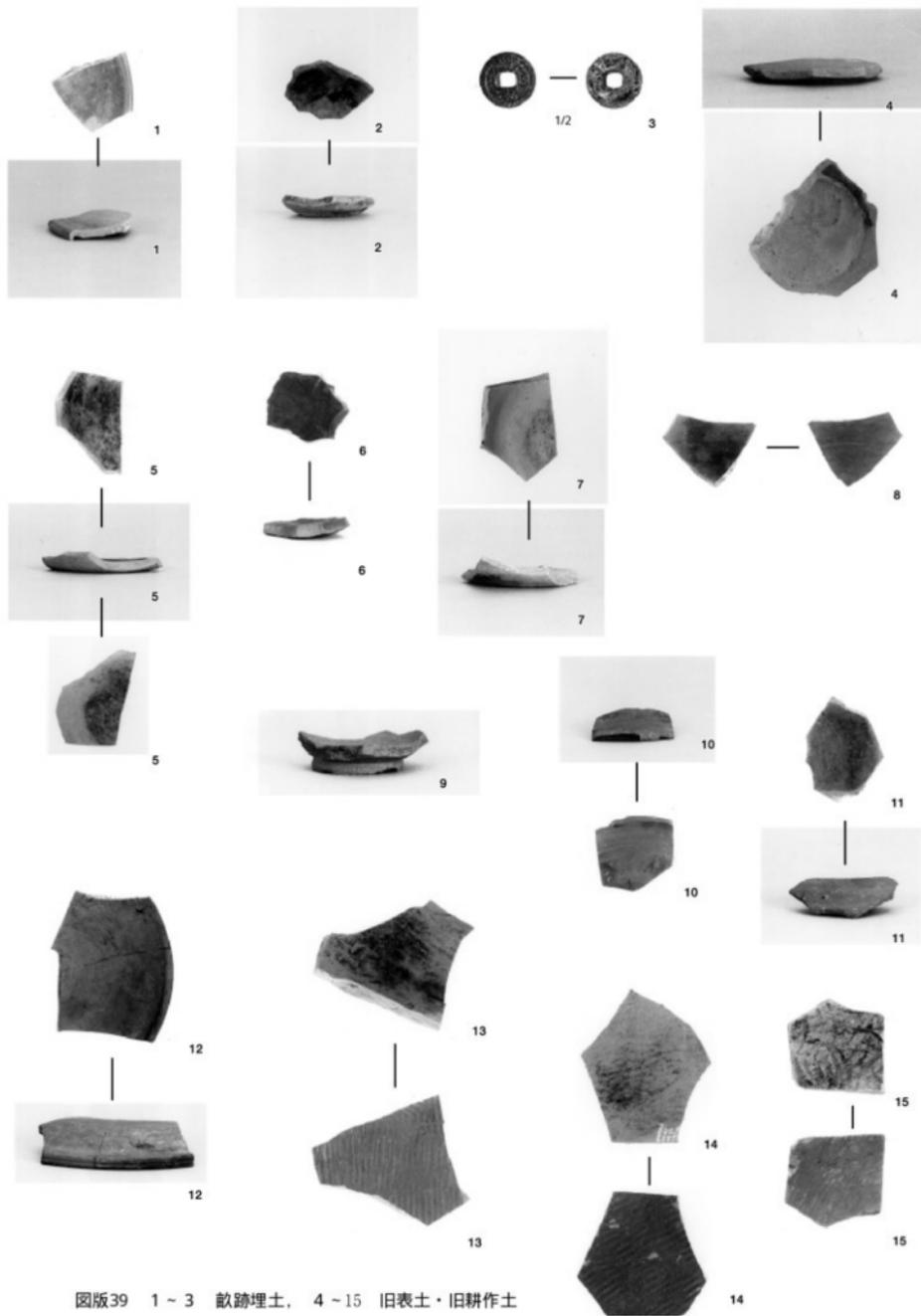
图版36 1~4 表土・表採, 5~13 造成土



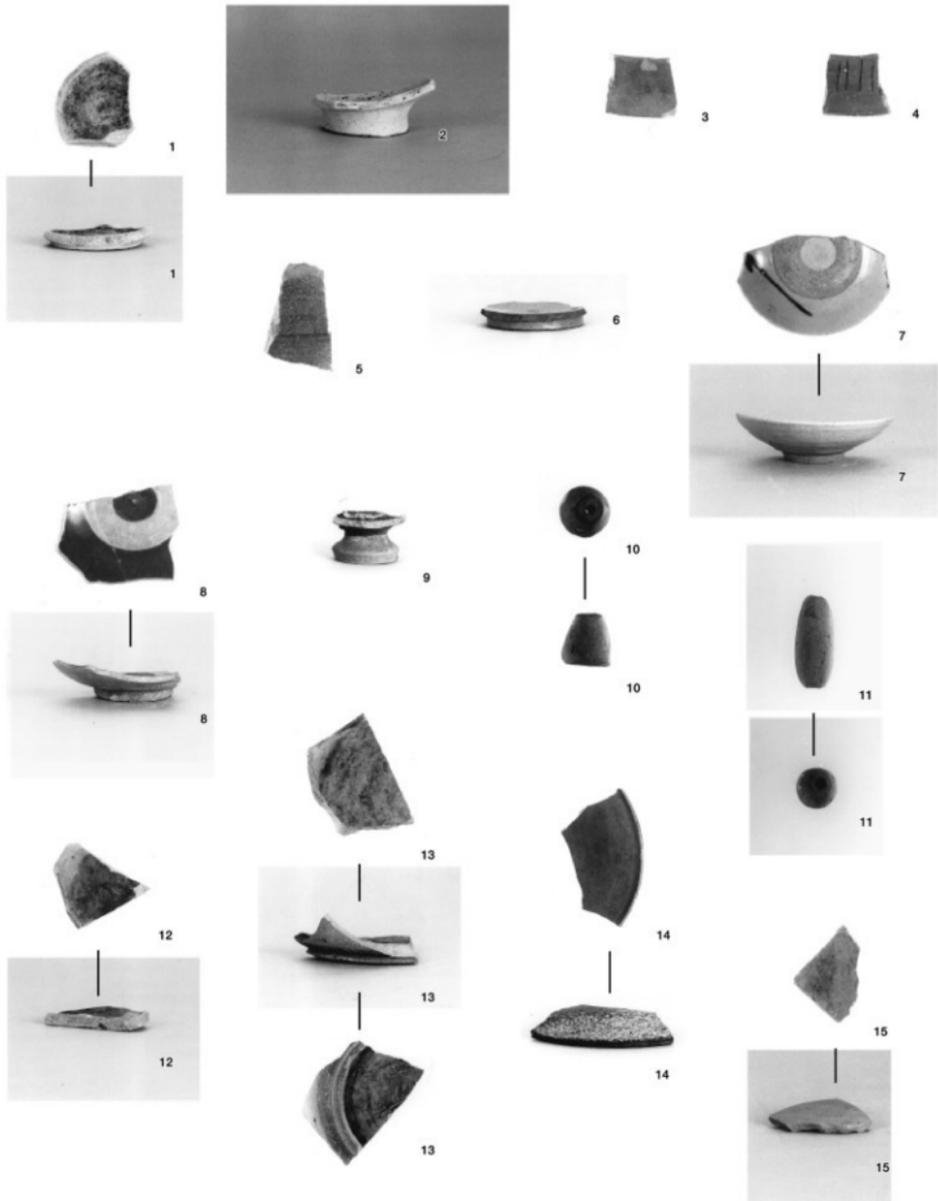
图版37 1~14 造成土



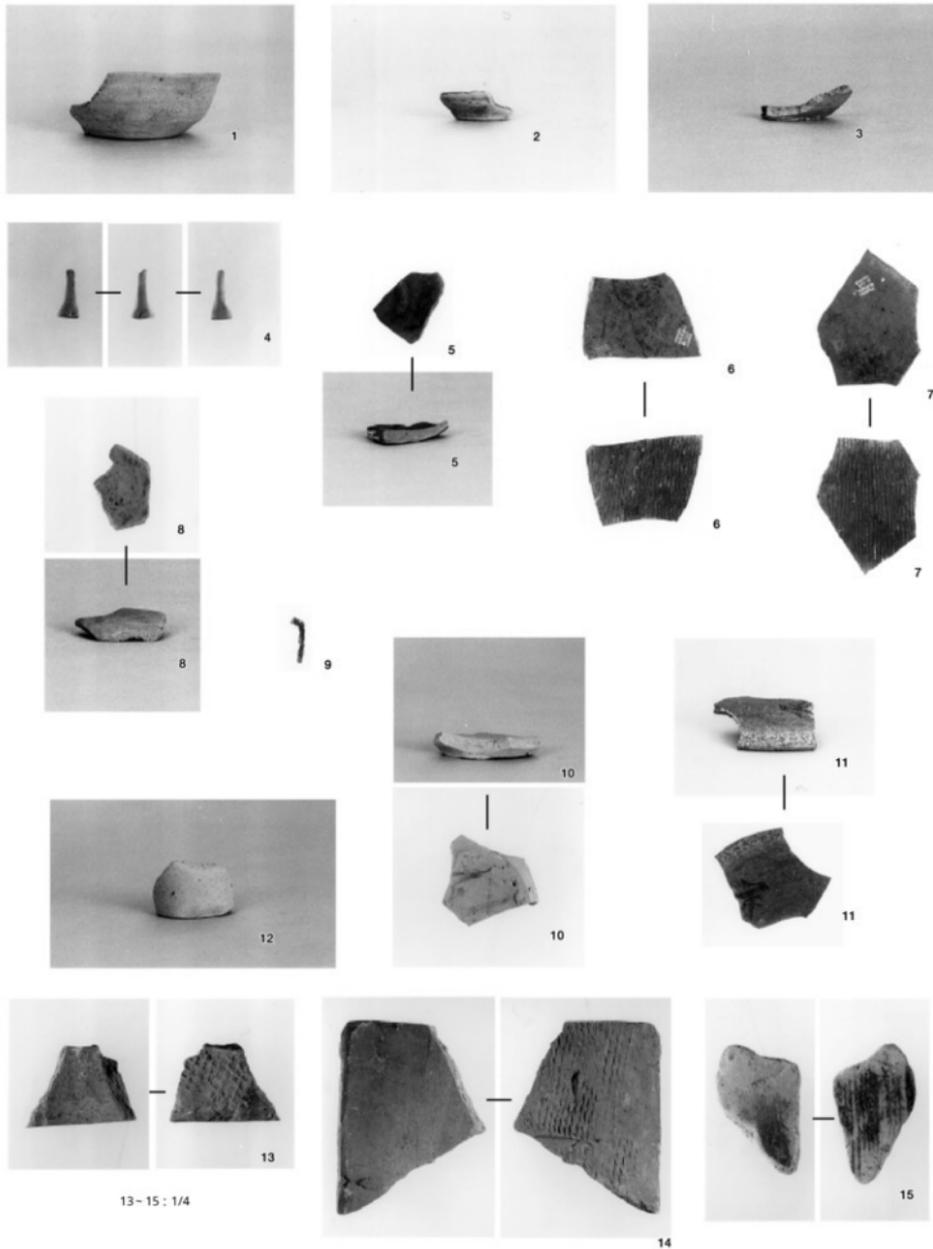
图版38 1~15 造成土



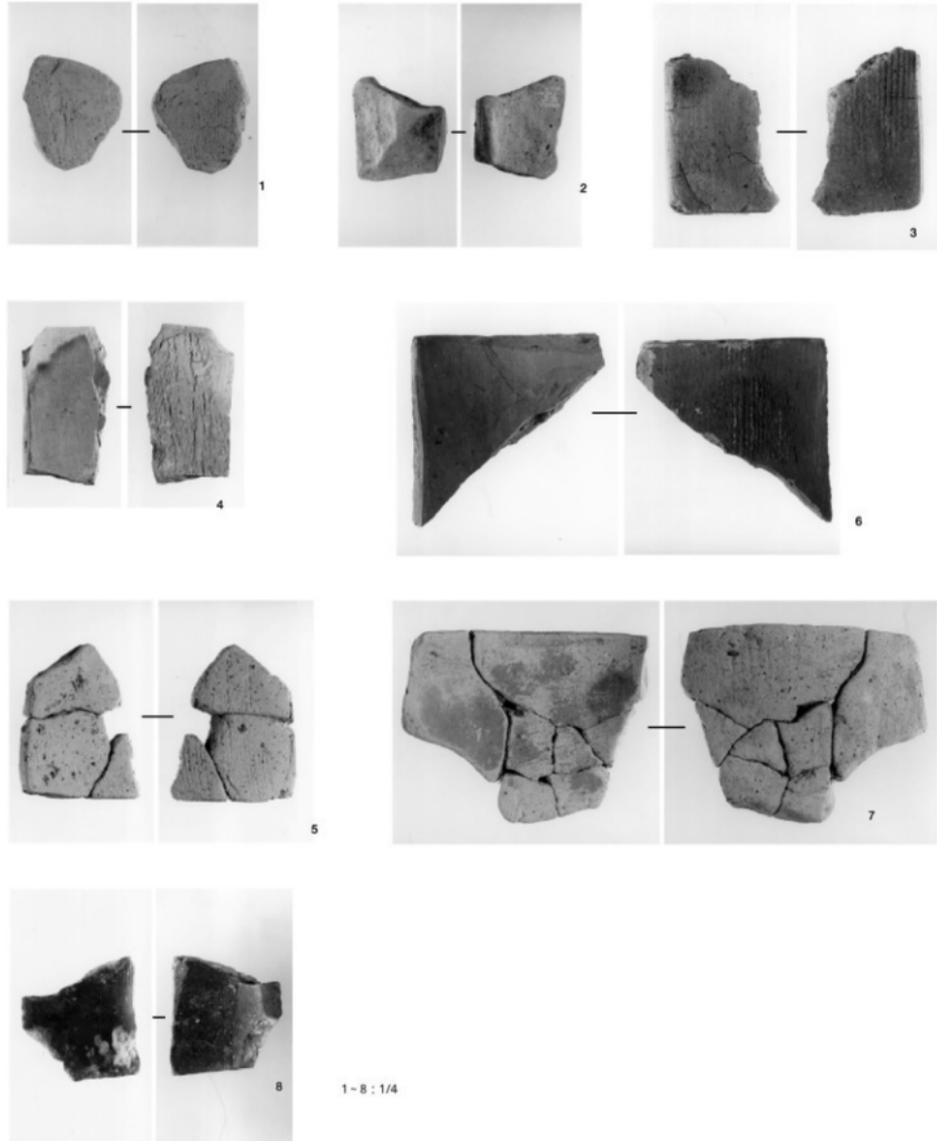
图版39 1-3 畝跡埋土, 4-15 旧表土・旧耕作土



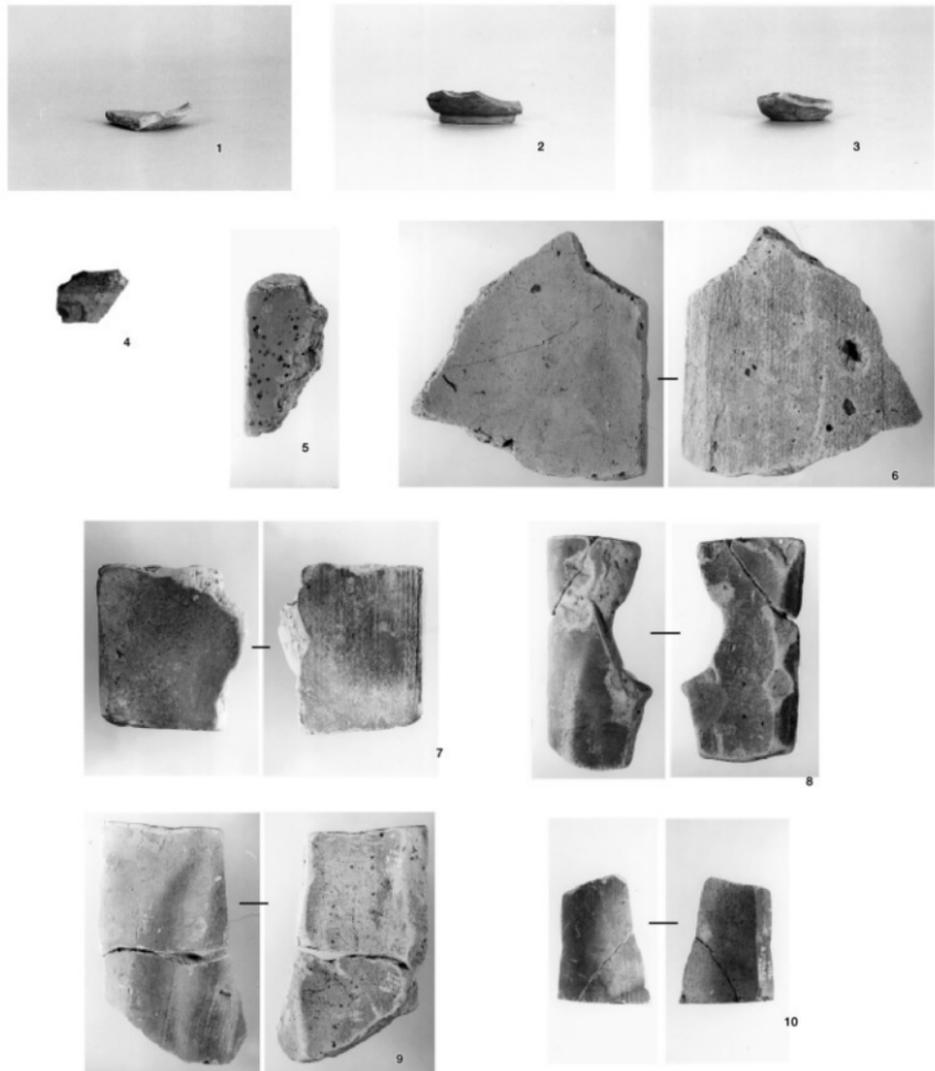
图版40 1~11 旧表土·旧耕作土, 12~15 第4层



图版41 1-4 第4層, 5 第5層, 6-9 第6層  
10-12 第7層, 13 造成土, 14-15 第5層

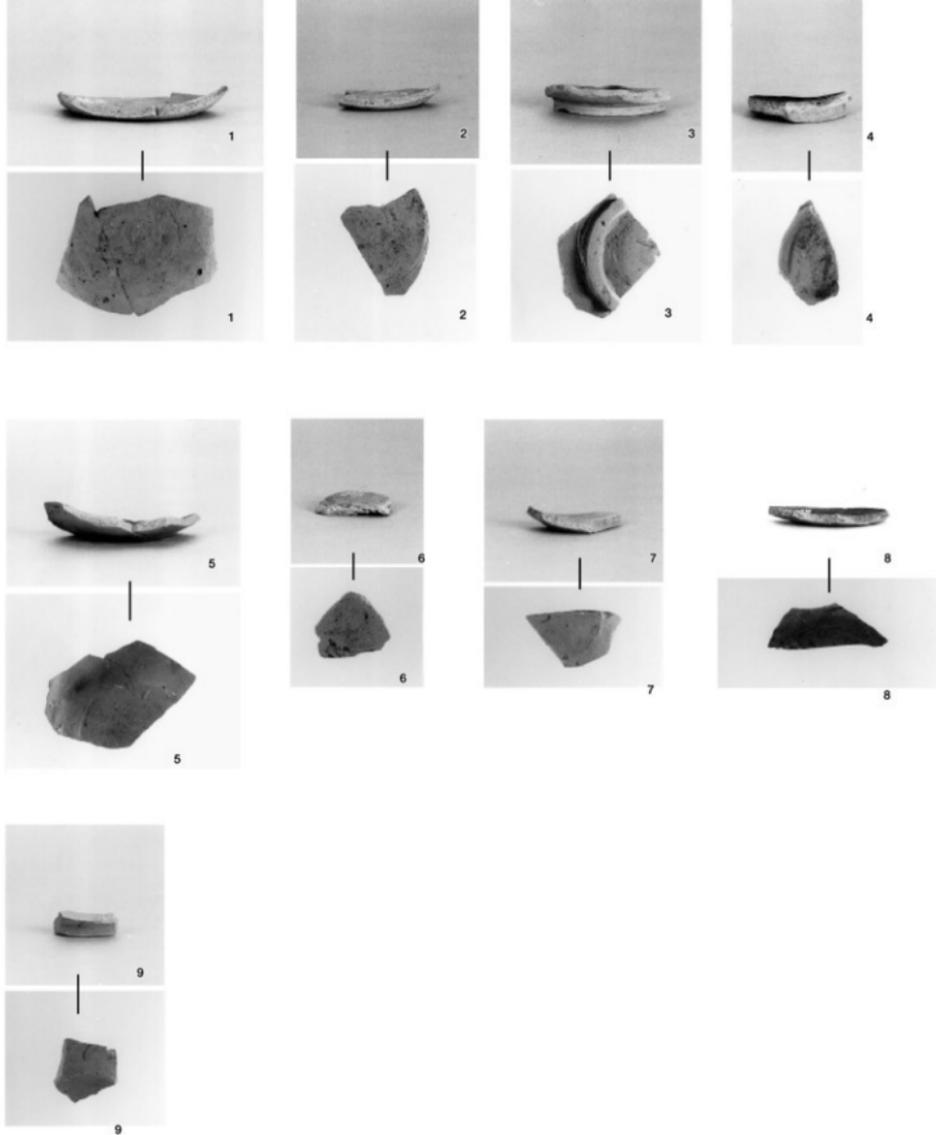


图版42 1-2 第5层, 3-5 第6层, 6-8 第7层



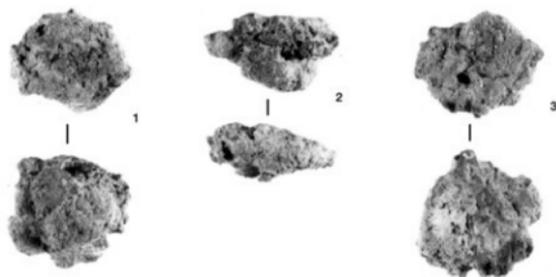
5-10: 1/4

图版43 第82次B調査区 1 SI1724, 2~4 第5層, 5~10 第6層



図版44 第80次調査出土遺物（未報告分）

1 ~ 7 SI1670B, 8 ~ 9 遺物包含層出土遺物 第2層



1 ~ 6 · 8 ~ 12 鉄滓

7 銅滓

13 · 14 焼土

1 ~ 3 SI1697埋土

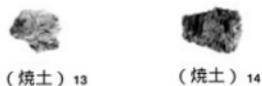
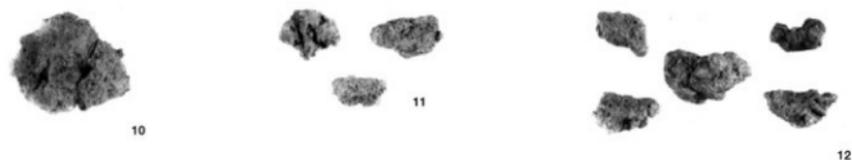
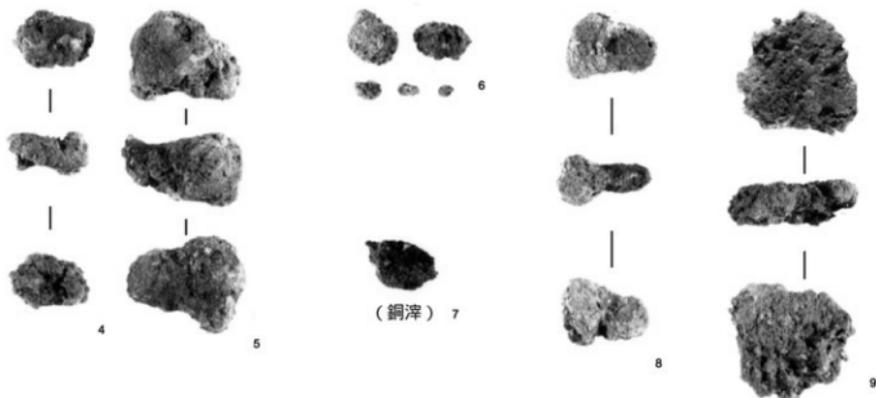
4 · 5 SB1703柱掘り方埋土

6 SB1703柱掘り方抜き取り

7 SB1705柱掘り方埋土

8 SB1706柱掘り方埋土

9 SB1707柱掘り方抜き取り



10 SK1721埋土

11 82次A区 第4層 黒褐色土層

12 82次A区 第6層 褐色土・明褐色粘土層

13 SB1706柱掘り方抜き取り

14 82次A区 第5層 褐色土層

図版45 第81次調査・第82次調査出土鉄滓・銅滓・焼土

## 報 告 書 抄 録

ふりがな	あきたじょうあと								
書名	秋田城跡								
副書名	秋田城跡調査事務所年報2003								
巻次	2003								
シリーズ名	秋田城跡調査事務所年報								
シリーズ番号									
編著者名	小松正夫、松下秀博、西谷 隆、伊藤武士、筒井孝志								
編集機関	秋田市教育委員会、秋田城跡調査事務所								
所在地	〒011-0907 秋田県秋田市寺内焼山9-6 018-845-1837 Fax018-845-1318								
発行年月日	2004年3月								
ふりがな	ふりがな	コ	一	ド	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号		° ′ "	° ′ "		m <sup>2</sup>	
あきたじょうあと 秋田城跡	あきたしでらうち 秋田市寺内	05201	186		39度 44分 20秒	140度 05分 00秒	第81次調査 20030415～ 20030605 第82次調査 20030605～ 20031128	199.6  1,156.7	保護管理
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構		主な遺物		特記事項		
秋田城跡 第81次調査	城柵官衛 遺跡	奈良～平安	竪穴住居跡	2軒	須恵器、土師器、 赤褐色土器、墨 書土器、硯、埴、 中世陶器、近世 陶磁器、手捏土 器	鶴ノ木地区東部の調査			
			竪穴状工房跡	1棟					
			竪穴状遺構	1基					
			材木堀跡	1列					
			柱列	1列					
			木道	1基					
			土坑	1基					
秋田城跡 第82次調査	城柵官衛 遺跡	奈良～平安	掘立柱建物跡	8棟	須恵器、土師器、 赤褐色土器、墨 書土器、陶磁器、 硯、瓦、埴、鉄 製品、銅製品、 フイゴ羽口、銭	政庁南東半部の調査 政庁東臉殿の検出と変遷 (A調査区)			
			竪穴住居跡	1軒					
			材木堀跡	1列					
			柱列跡	5列					
			溝跡	3条					
			土坑	2基					
			竪穴状遺構	1基					
			土坑	1基					
			小ピット群						
			土取穴	1基					
					須恵器、赤褐色 土器、瓦、弥生 土器	石碑移設工事に伴う現状 変更調査 (B・C調査区)			

## 秋田城跡調査事務所要項

### I 組織規定

秋田市教育委員会行政組織規則 抜粋 （平成3年3月25日教委規則第1号）

#### 第5条

- 4 文化振興室に所属する機関として秋田城跡調査事務所を設置する。

#### 第8条

- 5 秋田城跡調査事務所を秋田市寺内焼山9番6号に設置し、その分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
- (1) 史跡秋田城跡の発掘に関すること。
  - (2) 史跡秋田城跡の出土品の調査および研究に関すること。
  - (3) 史跡秋田城跡の整備に関すること。

### II 発掘調査体制

#### 1) 調査体制

秋田市教育委員会

教 育 長            飯 塚   明

文化振興室長      小 松 正 夫

調査機関

秋田城跡調査事務所

所 長                小 松 正 夫

主席主査            松 下 秀 博

主席主査            西 谷   隆

主 査                伊 藤 武 士

主 事                筒 井 孝 志

#### 2) 調査指導機関

宮城県多賀城跡調査研究所

---

---

秋田城跡（秋田城跡調査事務所年報 2003）

印刷・発行 平成 16 年 3 月  
発 行 秋田市教育委員会  
秋田城跡調査事務所  
〒 011 - 0907 秋田市寺内焼山 9 番 6 号  
TEL 018 - 845 - 1837 FAX 018 - 845 - 1318  
印 刷 株式会社 J A プリントあきた

---

---

